# 東南アジア学会会報

2025 年 6 月　　第 122 号

目　次

会長就任挨拶 …… 3
第 31 期運営体制 …… 4
第 106 回大会会員総会摘録 …… 5
第 30 期第 5 回理事会摘録 …… 8
第 30 期第 6 回理事会摘録 …… 11
第 21 回東南アジア史学会賞選考委員会審査報告 …… 13
第 22 回東南アジア史学会賞選考委員会審査報告 …… 15
第 31 期選任理事の選挙に関する報告 …… 16
第 31 期理事予定者会合摘録 …… 17
2022 年度東南アジア学会会計決算報告（一般） …… 18
2023 年度東南アジア学会会計決算報告（一般） …… 19
2024 年度東南アジア学会予算案（一般） …… 20
2025 年度東南アジア学会予算案（一般） …… 21

**第 106 回研究大会報告**

**〈自由研究発表〉**

タイ式民主主義の浮き沈み …… 玉田 芳史 …… 25
マニプル州内戦への道と「ミャンマー・ファクター」 …… 村上 武則 …… 26
「科学の大東亜共栄圏」構想の具現化：南方科学委員会の研究成果（1943.11～1944.2） …… 小林 和夫 …… 27
ラオス山村における労働交換：不参加世帯の実状 …… 福島 直樹 …… 27
現代フィリピンにおける社会的リアリズムの実践と美学：
　アート・アクティビズムを事例として …… 丹羽 理 …… 28
「死者への供物 Pati Kaa Ata Mata」：インドネシア・フローレス島の人々は
　前代未聞の出来事とどのように折り合いをつけているか …… 青木 恵理子 …… 28
稲と交易をめぐるベトナム（越南）との関係に関する琉球史料と祭祀伝承：
　中国史料、マレー伝承との照合 …… 新江 利彦 …… 29
超高層の環太平洋史：日本の対インドネシア戦後賠償建築 …… 山下 嗣太 …… 30
マラッカ海峡を挟み〈ブミプトラ〉が辿った異なる歩み：名づけと名乗りの政治学 …… 加藤 剛 …… 30
インドネシアにおける刑事司法改革に関する一考察：修復的司法の導入をめぐる議論から …… 神内 陽子 …… 31
親密圏と公共圏を架橋する「つくられた伝統」：インドネシアの地域住民が持つ
　政治参加信念としてのムシャワラとゴトンロヨンに着目して …… 大庭 フランシス 光瑠 …… 32
リベラル派イスラム思想の展開と「インドネシア女性ウラマー会議（KUPI）」 …… 大形 里美 …… 33
フィリピンのブラック・ナザレーン信仰における宗教コミュニティーHijos の信仰実践：
　教会と信徒の枠を超えた信仰運営の日常 …… 松崎 準 …… 33
ミャンマー仏教瞑想運動の現在を追う：パーアウッ瞑想法による集中力の復興 …… 川本 佳苗 …… 34
カーディリー教団ト・キーセ派の広がり：ムハンマド生誕祭からの考察 …… 柴山 信二朗 …… 35
千の唇、百の舌：エンデの妖術と日本のいじめ …… 中川 敏 …… 35

**〈パネル 1〉**

**上座仏教社会における高齢者のウェルビーイングと宗教実践；**
　**女性高齢者の仏教実践とその多様性** …… 代表：速水 洋子 …… 36
ケアするメー・ニャイの持戒行：少子高齢化する東北タイ農村における高齢者の宗教実践 …… 木曽 恵子 …… 37
生きている限り続けたい教学：カンボジア高齢者仏教徒のもう一つの実践 …… 高橋 美和 …… 37
死の不確実性をめぐる宗教実践：ミャンマーの事例から …… 飯國 有佳子 …… 38

〈パネル 2〉
**上座仏教社会における高齢者のウェルビーイングと宗教実践：**
**功徳と自利利他の概念** ..... 代表：速水 洋子 …… 38
高齢者ケアを取り巻く宗教システム：タイ国チェンライ県の事例を中心に ..... 片岡 樹 …… 39
「サンガハ」再考：功徳論の視点から ..... 小林 知 …… 40
スリランカの高齢者施設における功徳のあらわれ：自利・利他の仮定法的世界を生きる ..... 中村 沙絵 …… 40
〈パネル 3〉
**情報化時代における東南アジア辺境社会のガバナンスのゆくえ：**
**「持続可能性の罠」に着目して** ..... 代表：生方 史数 …… 41
環境政策を契機とした情報基盤整備と辺境地ガバナンス：ベトナム中部山村地域の事例 ..... 生方 史数 …… 42
空間計画が地域社会に与える影響：
インドネシア・リアウ州 T 村の国有林内耕作地に着眼して ..... 加反 真帆 …… 42
デジタル化がもたらす辺境ガバナンス強化と（再）インフォーマル化：
ボルネオ島北西部におけるアブラヤシ栽培の事例 ..... 祖田 亮次 …… 43
東南アジア辺境社会のガバナンスとスケール問題 ..... 小泉 佑介 …… 44
〈パネル 4〉
**インドシナにおける脱農化と帰農化の社会経済史** ..... 代表：高橋 昭雄 …… 44
脱農化を定義する ..... 髙橋 昭雄 …… 44
ミャンマー農村における脱農化と帰農化の社会経済史 ..... 髙橋 昭雄 …… 45
カンボジア農村における脱農化と帰農化：ポーサット州低地村落世帯の生業活動の事例 ..... 小林 知 …… 45
ベトナム農村における脱農化と帰農化：村変容における「移動」の意義 ..... 高橋 塁 …… 46
〈大会シンポジウム〉
**日本のなかの東南アジア：移民第二世代に注目して** ..... 趣旨説明：松村 智雄 …… 47
在日ベトナム人家庭における『認識されないもの』 ..... 近藤 美佳 …… 47
在日ベトナム人第二世代にとってのベトナム経験の意味 ..... 瀬戸 徐 映里奈 …… 47
日本定住ビルマ／ミャンマー人 2 世のアイデンティティ形成：
出自へのこだわりと日本への親近感に着目して ..... 梶村 美紀 …… 47
フィリピンにルーツを持つ子どもの「つながり」の活用 ..... 矢元 貴美 …… 48
在日フィリピン人たちのトランスナショナルな実践 ..... 永田 貴聖 …… 48
在日インドネシア人によるインクルーシブな宗教コミュニティの形成 ..... 中谷 潤子 …… 48
**〈OpenSEA ポスター発表〉** …… 49

**短報**

「無形文化遺産保護研究の新領域」に関する国際会議に参加して：
デジタル技術、SDGs、緊急時 ..... 岡部 政美 …… 59
国際研究集会「砂糖、ワイン、ジャウィ文書：17～19 世紀、文化的風景の変容」 ..... 久礼 克季 …… 60
日本町のあったディラオとカンデラリアの聖母 ..... 澤村 るり子 …… 61
地区活動報告 …… 63
会員情報 …… 65
事務局より …… 69

会報 120 号で掲載すべきであった資料 3 点の掲載について

本来であれば 2024 年 6 月発行の会報 120 号に掲載されるべきであった下記資料 3 点が掲載されていなかったため、本号に掲載いたします。ただし、2022 年度東南アジア学会会計決算報告については、後掲のものが 2023 年 12 月の総会で承認されたのち、一般部門に訂正の必要が生じました。2024 年 12 月の総会で一般部門の訂正版（前掲）が改めて承認されました。

・第 21 回東南アジア史学会賞選考委員会審査報告
・2022 年度東南アジア学会会計決算報告（一般）
・2024 年度東南アジア学会予算案（一般）

## 会長就任挨拶

会長　　小林 知

東南アジア学会は、1966 年 11 月に設立されました。2026 年には、60 周年を迎えます。60 年という時間は、かなりの長さです。人口学では、30 年をひとつの世代の単位として考えるそうです。本学会はいま、2 つの世代にわたる歴史をもつことになります。私は、東南アジアを対象とした、東南アジア研究者による学知創出の場であるこの学会を、これまで以上に盛り立ててゆきたい、と強く思います。ただそれは、既存の枠組みをそのまま踏襲するだけでは果たせないことです。変化を許容しない伝統は長続きしません。良き伝統と新しい挑戦を組み合わせることが必要です。内外の研究環境や社会の変化に対応して、コミュニティとしての方向性を調整したり、運営の制度の再整備を考案したりといった仕事を、可能な範囲で、優れた理事の先生方と力を合わせて、進めて参ります。

振り返ると、今からほぼ 20 年前、学会が 40 周年を迎えた 2006 年 6 月の研究大会で、「東南アジア史学会」から「東南アジア学会」へという学会名称の変更が行われました。その変化の背景には、東南アジアと日本との間で、各種の関係性が拡張し、交流が増加してゆくという将来像を念頭に、東南アジアに関する学知を、従来にない方向に大きく発展させてゆくという青写真があったように思います。しかし学会の活動はその後、右肩上がりの発展というよりも、定常化の時代に入ったようにみえます。最近 10 年ほどは、時々の会長・理事の先生方の差配で、学会活動の活性化に向けた各種の取り組みが進められました。第 30 期には、研究大会において OpenSEA の導入など新しい試みが始まり、従来にない参加者が新しい活気をもたらしています。しかし、学会の存在理由、この学会が生み出すオリジナルな学知とは何かを真剣に考え続ける必要もあります。効率が重視され、ディシプリン・ベースの研究論文が重要視される時代に、東南アジア研究者はどのような知を生み出すのでしょうか。

学会のエコシステムの見直しも急務です。人間に例えれば、60 歳に至る身体に、いろいろと支障が生じることは必然です。私は、2004 年 1 月に、関西地区例会で最初の学会発表をしました。当時は、毎月のように各地で、濃密な討議を特色とする地区例会が開かれていました。また、年 2 回の全国規模の研究大会とそれらの地区例会を結ぶシステムが機能していました。全国各地に、東南アジア研究を新たに志す大学院生がいました。しかしその後、若者人口の減少、大学組織の改編、新型コロナウィルスの感染拡大、オンライン発表ツールの普及などを受けて、学会の運営が変化しました。東南アジアと日本のつながりは拡充を続けていますが、現地語を介して相手の歴史や文化を理解するという作業の一部は、AI による翻訳機能で代替すれば良いという風潮も社会に広まりつつあります。このような時流の中で会長に就任するにあたり、まずは学会のエコシステムを改善させることを目標に定めました。1 月には、学会誌『東南アジア——歴史と文化』の編集・出版体制の見直しに着手しました。4 月の第 1 回理事会で、J-Stage の早期公開制度を利用した新しい編集の形について審議し、今期から新体制へ移行することを決定しました。学会誌は、研究大会と並ぶ、学会の「顔」です。会員の皆様には、ご心配やご懸念もあると存じますが、60 年を迎える学会の新たな活性化に向けた措置として、どうかご理解をいただきたく存じます。

学会のエコシステムについては引き続き検討を続け、改善のための手立てを打ちたいと考えています。

これからの 2 年間、どうぞよろしくお願い申し上げます。

## 第 31 期運営体制（敬称略）

※2025 年 5 月 31 日現在

会長　小林 知

総務担当理事　山口 元樹

会計担当理事　篠崎 香織

大会担当理事　池田 一人、片岡 樹、日下 渉、津田 浩司、増原 綾子

編集担当理事　太田 淳、岡田 泰平、長田 紀之、西 芳実

学術渉外担当理事　山本 博之

教育・社会連携担当理事　菊池 陽子

情報担当理事　岩月 純一

北海道・東北地区担当理事　今村 真央

関東地区担当理事　丸井 雅子

中部地区担当理事　加納 寛

関西地区担当理事　岡本 正明

中国・四国地区担当理事　関 恒樹

九州地区担当理事　水野 敦子

理事（会長代行）　長津 一史

理事（ハラスメント防止委員会）　青山 亨、伊藤 友美

監事　弘末 雅士、田村 慶子

総務担当委員　足立 真理、遠藤 正之、工藤 裕子、久礼 克季、白石奈津子、趙 浩衍、土佐林 慶太、西島 薫、師田 史子

編集担当委員　加納 遥香、田中 あき、坪井 祐司、寺内 大左、日向 伸介、細田 尚美

大会担当委員　小田 なら、加藤 敦典、櫻田 智恵、野中 葉、藤村 瞳

学術渉外担当委員　岡田 雅志、下條 尚志、外山 文子

情報担当委員　大泉 さやか、小泉 佑介、小金丸 美恵

教育・社会連携担当委員　菅原 由美

北海道・東北地区担当委員　佐久間 香子、田代 亜紀子、西川 彗

関東地区担当委員　加藤 久美子（上智大学）、川邊徹

中部地区担当委員　なし

関西地区担当委員　田川 昇平、松村 智雄

中国・四国地区担当委員　生方 史数、河野 佳春、島上 宗子

九州地区担当委員　なし

ハラスメント防止委員会　岩井 美佐紀、小林 寧子、根本 敬

## 第 106 回大会会員総会摘録

日時　2024 年 12 月 9 日（土）15:10〜16:10
場所　大阪大学（対面を重視したハイブリッド開催）
出席　会員 86 人（うち対面参加 68 人、オンライン参加 18 人）

０．黙祷（会長）、議長選出（総務）

・最初に 1 月 17 日に亡くなった生田滋元会長のご逝去を悼み、1 分間の黙祷を捧げた。
・藏本龍介会員が議長に選出された。

1．報告事項

（1）会長（長津）
・月末で第 30 期の任期が終了するので、次期会長予定者と引継ぎを行った。

（2）総務（長田）
・会員動向について報告する。2024 年 12 月 5 日時点の会員数は 585 名で、うち一般会員 513 名、学生会員 72 名である。会員数は、昨年の同時期より 17 名増加した。
・2023 年度と 2024 年度の 2 年続けて会費を未納で、2025 年 1 月に会員資格を喪失する可能性がある会員数は約 31 名である。
・会報 120 号を 6 月に、121 号を 11 月末に発行した。
・会報 120 号での資料掲載忘れについてお詫びがある。昨年 12 月の前回大会時の総会で承認された決算・予算を、その後に発行された会報 120 号（2024 年 6 月発行）に掲載し忘れてしまった。対策としては、次号 122 号（2025 年 6 月頃発行予定）に 1 年遅れで掲載することを考えている。本件は、次期の総務担当に引き継ぐ。

（3）会計（増原）
・前回の総会で会員から会費二重請求についての指摘があったため、会員情報係（業務委託先の京都通信社）に問い合わせたところ、約 30 人に二重請求されていたことが分かった。会員情報係からは、「エクセルの操作ミス」によって問題が発生したという経緯の説明と、当該会員への謝罪がなされた。また、今後の対応策も示された。当面の対応として、バックアップの頻度を増やし、確定した入金情報をロックするようにしたことが報告されるとともに、根本的な対応として、名簿のデータ形式を現行のエクセルシートから Access などのデータベースに半年ほどかけて切り替えていくことが示された。

（5）大会（池田）
・現在、第 106 回大会が順調に進行中であり、今回の事前登録者数は会員 291 名、非会員が 77 名、実際の対面参加者 218 名（うち非会員 66 名）となっている。
・今年度中に研究集会を 3 回開催した。8 月 31 日〜9 月 1 日に韓国東南アジア学会との共催で研究集会を開催した。11 月 2 日に池端雪浦先生追悼研究集会を開催した。11 月 10 日に伊藤正子会員によるベトナムの少数民族に関する研究集会を開催した。

（5）編集（西）
・7 月 1 日に会誌第 53 号を刊行した。現在は会誌第 54 号の編集を進めている。

（6）学術渉外（山本）
・人文社会科学系協会男女共同参画推進連絡会（GEAHSS、ギース）が、2024 年 3 月に行った加盟各学協会へのアンケート「グッドプラクティス、情報保障、ハラスメント防止規定の状況について」の集計結果がギースのウェブサイトで公開された。2024 年 9 月にギースが開催した参議院の院内集会「人文社会科学系アカデミアにおける女性研究者と次世代養成に関する意見交換」の記録がギースのウェブサイトで公開された。
・地域研究コンソーシアム（JCAS）は今年度、本学会の三重野文晴会員が会長に選出されている。年次集会が 11 月 30 日に京都大学で実施され、JCAS 登竜賞受賞講演を金悠進会員が行った。また一般公開シンポジウム「地域研究の学術的貢献を活かす制度を考える」が行われて本学会の宮原暁会員と山本博之会員が発表者、岡田泰平会員がコメンテーターとして参加した。
・東洋学・アジア研究連絡協議会では 12 月 7 日に東京大学本郷キャンパスでシンポジウム「国際共同研究・調査のいま」を開催する。本学会の丸井雅子会員が報告者として参加する。学術渉外委員の岡田雅志会員は同協議会総会出席後に本学会総会へ参加するため、協議会総会の内容は会員 ML を通じて共有するとともに、総会議事録摘録の付録として会報に掲載する［後掲付録参照］。
・地域研究学会連絡協議会（JCASA）は、2024 年 12 月 14 日にオンラインで総会を開催予定。

今回は、学会誌の査読のあり方について情報交換・意見交換がなされる。

（7）教育・社会連携（菊池）
・高校教育との連携を図るため、4 回の研究会を開催した。2024 年 1 月 20 日に田畑幸嗣会員による東南アジア考古学について、5 月 25 日に松浦史明会員によるアンコール朝について、7 月 6 日に桃木至朗会員による東南アジア史における漢籍の利用について、9 月 28 日に青山亨会員によるインド化再考についての研究会を行った。オンライン開催で、参加者は毎回 15～30 人であり、本学会の会員と高校教員が大体半数ずつであった。

（8）情報（岩月）
・複数の会員から「メーリングリストの配信を一部受け取れていない」という申し出があった。現在も調査中だが、近年、スパムメールやなりすましメールを弾くために、メール配信のセキュリティが厳しくなっており、そのためにメーリングリストに配信されたものが受信側で撥ねられているようだ。学会のメーリングリスト管理者としてできることは限られるが、もし配信が一部届いていないようであれば情報担当まで一報いただきたい。また、メーリングリスト上のほとんどの案内はウェブサイトにも掲載しているので、そちらも合わせて参照していただきたい。

（9）各地区
①全体（篠崎）
・地区担当では合同で 3 月 21 日に修論博論発表会を開催した。修論報告者は 11 名、博論報告者は 3 名であり、各報告に 1 人ずつコメンテーターを付し、修論には 10 分、博論には 15 分のコメントをもらった。報告者には非会員も認め、学会の裾野を特に若手研究者を対象に広げることを目的とした。実際にこの発表会での報告を経て、入会した会員もおり、一定の成果があったと評価している。
②北海道・東北（佐久間）
・6 月 1 日に東北学院大学で例会をハイフレックス開催した。20 名以上の参加者があり盛況だった。
③関東・関西（菅原）
・関東例会と関西例会の開催について、時系列に沿って報告する。
・1 月 27 日に、関西例会として黄蘊会員「ホーチミンの華人カトリックコミュニティ」として発表してもらった。
・6 月 29 日に、関西例会として大橋厚子会員・柳澤雅之会員に「東南アジアの中央政権と地域住民の間」というタイトルで共同発表してもらった。
・8 月 1～2 日に関西例会として、高校生および大学生を対象とする東南アジア学セミナーをハイフレックス開催した。おもに関西地区の会員に講師をお願いした。2 日目の午後には高校生による発表に当て、その一部が大会 OpenSEA でのポスター発表にも参加している。こうした試みは今回が初めて。
・11 月 16 日、関東例会として澤邉日奈太会員「18 世紀チェントゥンの近世化」をオンライン開催した。
・同日、関西例会として遠藤総史会員「宋代の朝貢における中部ベトナムの政治的ハブ機能」、松崎准会員「フィリピンのブラック・ナザレーン信仰における宗教コミュニティ」の 2 発表をハイフレックス開催した（対面会場は京都大学）。
④中部（代読：篠崎理事）
・12 月 6 日に愛知県立大学で、外部の方を講演者として「プラボウォ政権をどう見るか 」というタイトルで例会をハイフレックス開催した。
⑤中国・四国（代読：生方委員）
・10 月 12 日にハイブリッド（対面会場：広島大学東千田キャンパス）で例会を開催した。藤原尚樹氏「「清潔と緑」の都市政治」および久納源太氏「監視カメラに見るジャカルタにおける監視の複合性」の 2 報告で、計 14 名の参加があった。
⑥九州（篠崎）
・2 月 18 日に北九州市立大学で公開研究会「インドネシア人帰還移民の再統合：日本と台湾の事例から」を対面開催した。
・9 月 28 日に公開研究会「ミャンマーからタイ、マレーシアへの移動者の諸相」をハイフレックス開催し、2 名の報告者と 2 名のコメンテーターが登壇した。

（10）ハラスメント防止（青山）
・特になし。

（11）その他
・特になし。

2. 審議事項

（1）第 31 期体制について

・第 31 期理事選挙管理委員会の加納寛委員長より理事選挙の経過・結果とともに、18 名の選任理事の氏名が報告された。続いて 10 月 19 日の理事予定者会合の議長を務めた青山亨会員が、次期会長候補者として小林知会員が選出されたことを報告し、承認された。
・小林知次期会長から、第 31 期の学会運営に関する抱負が述べられた。任期 2 年目の 2026 年は学会創立 60 周年という節目の年に当たり、第 30 期でコロナ後の研究大会の対面開催が軌道に乗ったことを踏まえて、第 31 期では学会活動のもうひとつの大きな柱である会誌の改革に取り組んでいくと述べられた。
・小林知次期会長より、伊藤友美会員、岩月純一会員、加納寛会員、水野敦子会員、山口元樹会員の 5 名を任命理事とする、第 31 期の運営体制が次のように提案され、承認された。小林知（会長）、山口元樹（総務）、篠崎香織（会計）、池田一人、片岡樹、日下渉、津田浩司、増原綾子（大会）、太田淳、岡田泰平、長田紀之、西芳実（編集）、山本博之（学術渉外）、菊池陽子（教育・社会連携）、岩月純一（情報）、今村真央（北海道・東北）、丸井雅子（関東）、加納寛（中部）、岡本正明（関西）、関恒樹（中国・四国）、水野敦子（九州）、長津一史（会長代行）、青山亨、伊藤友美（ハラスメント防止委員会）。
・小林知次期会長より、弘末雅士会員、田村慶子会員を監事とする提案がなされ、承認された。

（2）2022 年度決算修正について
・第 29 期会計理事の柿崎会員より、前年に承認された決算に間違いがあったことが説明され、配布資料をもとに 2022 年度の修正決算報告が行われた。続いて寺田勇文監事より監査結果報告が行われ、承認された。

（3）2023 年度決算について
・決算報告に先立って、長津会長から、第 105 回研究大会（2024 年 12 月、筑波大学）の交流会での飲食代支出を理事会で決定した経緯について、以下の通り、説明がなされた。コロナ禍後、研究大会の対面開催は再開されていたが、感染防止の観点から通常通りの懇親会の開催はできていなかった。そのような状況下で、会員同士の交流の場を設けることを目的として、サンドイッチなど軽食とソフトドリンクの費用を学会から支出することにした。通常の懇親会は、学会から費用を支出することはしないが、第 105 回研究大会に関しては、コロナ禍後の特別な事情を考慮して例外的に、懇親会ではなく交流会として軽食を提供することが理事会で決定された。
・第 30 期会計理事の増原会員より、配布資料をもとに 2023 年度の決算報告が行われた。続いて伊東利勝監事より監査結果報告が行われ、承認された。

（4）2025 年度予算案について
・第 30 期会計理事の増原会員より、来年度の予算案について配布資料をもとに説明がなされ、原案通り承認された。

（5）第 107 回研究大会について
・長津会長より、107 回研究大会は亜細亜大学で開催することが提案され、承認された。日程に関しては、例年通りの 12 月上旬頃で調整中だが、予定会場校との話し合いにより 3 月頃に決定する予定であるとの説明がなされた。

以上

## 第 30 期第 5 回理事会摘録

日時　2024 年 10 月 19 日（土）13:30〜15:15
場所　オンライン
出席　青山亨、池田一人、石井正子、伊藤友美、岩井美佐紀、岩月純一、太田淳、長田紀之、菊池陽子、小座野八光、佐久間香子、貞好康志、津田浩司、長津一史、西芳実、見市建、増原綾子、山本博之
委任状　岡本正明、片岡樹、篠崎香織、菅原由美、関恒樹、丸井雅子（一部参加）

0. 定足数の確認など

・出席者数 24 人で定足数（16 人）を満たしていることが確認された。

1. 報告事項

（1）会長（長津）
・東南アジア史学会賞は、選考委員のうち 3 名が交代した。今年度の応募者は 2 名、そのうち 1 名について「少壮研究者」規定との適合性に関して選考委員会から会長に問い合わせがあった。会長が審査対象とならないと判断し、もう 1 名について審査を実施した。最終的に受賞者は該当なしとなった。
・第 31 期理事選挙について。選挙管理委員は加納寛会員（委員長）、川口洋史会員、千田沙也加会員、津村文彦会員、間瀬朋子会員の 5 人を任命し、選挙を実施した。10 月 19 日に理事予定者会合を開催した。
・学振の研究成果公開促進費について、一会員から学会として機関申請したい旨の希望が出されたが、結果的に今年度は見送った。
・学会ロゴについて、研究集会で韓国の提携学会から提出を打診されたが、ウェブページ上にある現行のロゴは解像度が低く、適切なものが用意できなかった。
・他の地域学会との協力について。南アジア学会、中東学会の各次期会長から提携の申し入れがあった。

（2）総務（長田）
・会報 120 号を 6 月 11 日に発行・公開した。現在 121 号を準備している。
・10 月 16 日現在の会員数は 574 名。うち学生会員 65 名、郵送会員 11 名。前回（4 月 8 日）以来の変化は、新入会 18 名、退会 3 名、資格喪失 0 名、資格喪失からの復会 3 名であった。
・三島海雲学術賞への機関推薦希望者を 6 月 18 日に募集したところ、締め切りまでに 4 名の応募があった。学会機関推薦の枠は 2 名までなので、会長と総務で協議して、応募者のうち 2 名を会長名で機関推薦した。応募者の絞り込みに関しては、安定した常勤職についていない者、他の学術賞を受賞していない者を優先した。今後機関推薦の選考基準についても明確にする必要がある。

（3）会計（増原）
・会員から減額会費制度を設けてほしいとの意見が提出された。
・会員管理をしている京都通信社から総務理事経由で会員情報管理費の単価値上げについて連絡があった。現在 1 人あたり 680 円のところ、諸々の経費がかかっているので 800 円に値上げさせてくれないかという要望であった。1 人あたり 120 円の増加分に現時点の会員数を乗すると、7 万円程度の増加となる。差し当たってはこれを受け入れる方針で予算案を作成する。

（4）大会（津田・池田・石井・太田）
・第 105 回大会の自由研究発表報告者のうち、2 名が発表資格を有していなかったことが後になって判明した。会長・総務と協議の上、該当者には未納分の会費を支払ってもらい、遡及的に第 105 回大会時に発表資格を有している状態であったこととして処理した。
・第 106 回大会については、自由研究発表 16 件、パネル 4 件、ポスター発表は 33 件、ライトニングトークは 10 件の申請が大会担当理事・委員によって採択され、その後理事会メーリングリストのメール稟議で承認された。シンポジウムは開催校の松村会員が中心となり、6 名の発表者を予定している。今回 2 回目となる OpenSEA は、応募者が少ないことを懸念してポスター発表とライトニングトーク両方の発表を推奨したが、実際にはかなりの応募数があった。
・研究集会については 2 つの報告がある。まず 8 月 31 日に韓国東南アジア学会などとの共催で Korea-Japan Conference of Southeast Asian Studies 2024 “Searching for Southeast Asian Powers and Wisdom in the Turmoil World”を研究集会として開催した。全 9 名の本学会員が発表した。うち 3 名は本学会予算から旅費を支出する予定だったが、台風の影響によりオンライン開催となり、キャンセル料を本学会が負担することにな

った。
・研究集会について、2 つ目の報告は、池端雪浦先生追悼シンポジウムを 11 月 2 日に東京外国語大学で開催する件である。学会の研究集会として開催する旨を学会 ML で案内した。参加申込は対面で 40 名余、オンラインで 30 名余となった。予算については、日帰りの難しい登壇者 1 名の交通費のみを学会から補助する予定である。

（5）編集（貞好・西・見市）
・会誌第 53 号の刊行について報告があった。同号は、論文 1 本、研究ノート 1 本、書評 10 本とミニマムな構成である。
・会誌第 54 号の刊行準備については、4 月に ML で原稿募集を呼びかけ、5 月に投稿の活性化について担当理事と委員の間で会議を行った。そのうえで、投稿リマインドと、過去の目次の案内をした。その際、学会ウェブサイトでは過去の目次が 3、4 年前までのものしか更新されていないことがわかったので、情報担当理事に依頼して最新の号まで入れてもらった。また、投稿活性化のため、締切から遅れそうな執筆者には事前に編集委員会に相談するように呼びかけをした。現時点までに順次投稿があり、4 本の論文が査読中、2 本の論文の完成待ちとなっている。書評・新刊紹介は 15 本の掲載が予定されている。
・投稿活性化については、ワーキンググループをつくるという想定で、編集委員会で若干の意見を集約した。

（6）学術渉外（山本）
・地域研究コンソーシアム（JCAS）について。2024 年度の JCAS 賞が発表された。金悠進会員の『ポピュラー音楽と現代政治』が若手部門にあたる登竜賞部門を受賞した。なお、同賞の社会連携賞部門では「台湾研究の学術的研究成果に基づく学習支援活動」が受賞した。日本台湾学会が中心になって台湾理解を促す情報を発信している。動画を作成・公開しており、学会による学術情報の社会還元の方法として注目されている。
・人文社会科学系学協会男女共同参画推進連絡会（GEAHSS）について。GEAHSS の運営委員会が 2024 年 9 月 16 日に開催され、第 8 期（2024 年 10 月 1 日～2025 年 9 月 30 日）の幹事学会に日本認知・行動療法学会が選ばれた。
・国立国会図書館が各学会に対し、会誌・会報などの出版物だけでなく、研究大会・研究会の要旨集・予稿集およびスライド等の発表資料の納入についても協力を促している。他学会の対応については、今年 12 月の地域研究学会連絡協議会（JCASA）で情報共有が行われる予定であるので、後日理事会で報告する。

（7）教育・社会連携（菊池）
・5 月、7 月、9 月に研究会をオンラインで実施した。第 3 回（５月２５日）松浦史明会員「歴史教育においてアンコール朝の歴史を理解すること、語ることについて」、第 4 回（7 月 6 日）桃木至朗会員「漢籍（中国史料）に見える東南アジア」、第 5 回（9 月 28 日）青山亨会員「日本の学生が東南アジアのインド化を学ぶ意義とは」。毎回、申し込みが 70～80 名ほどで、実際の参加者は 30～40 名。高校の社会科教員にも呼びかけを行っており、参加者は会員と高校教員が半々くらいである。

（8）情報（岩月）
・ウェブサイトのトップページの異常については修正を試みている。

（9）地区例会担当　※代読は総務による
①北海道・東北地区（佐久間）
・6 月 1 日に東北学院大学（ハイフレックス）で例会を開催した。
②関東地区（代読）
・特になし。
③中部地区（小座野）
・12 月上旬に例会を計画中。
④関西地区（代読）
・6 月 29 日に京都大学（ハイフレックス）で例会を開催した。
⑤中国・四国地区（代読）
・10 月 12 日に広島大学（対面のみ）で例会を開催した。
⑥九州地区（代読）
・9 月 28 日に九州大学でハイフレックスの公開研究会として例会を開催した。
⑦地区例会全体（代読）
・8 月 1～2 日に東南アジア学会初の試みとして、12 月の学会研究大会企画 OpenSEA への参加を促す、高校生・大学生対象「東南アジア学セミナー」を開催した。大阪大学を対面会場としてハイフレックスで開催し、8 名の会員が講師として登壇した。関西圏を中心に 40 名ほどの高校生・大学生が参加し、なかには秋田や広島から参加した高校生もいた。うち 1 名が、OpenSEA の発表に応募した。

・11 月 16 日に 2 つの例会――関西例会（会場：京都大学）とオンライン例会――を開催予定。できる限り日程の重複を避けたかったが、発表者の都合で選択の余地がなかった。

（10）会長代行（岩井）
・特になし。

（11）ハラスメント防止（青山）
・ハラスメントに関する通報はない。ハラスメント防止に関する積極的な取り組みも検討している。

2. 審議事項

（1）総会について
・総会を対面重視のハイブリットで実施すること、および、審議事項は①第 31 期運営体制、②2022 年度会計修正決算、③2023 年度会計決算、④2025 年度予算案、⑤第 107 回研究大会、⑥その他の 6 点とすることが総務理事から提案され、承認された。

以上

●内山書店の Facebook / X（旧 Twitter）で最新情報をお知らせしています

**タイ外交史を読み直す**「竹の外交論」からの脱却
パッタジット・タンシンマンコン著　東京大学出版会　￥8,580（税込）
タイは国際政治という強風の中で柔軟にしなう「賢く細い竹」であったのか――「竹の外交論」と呼ばれる伝統的なタイの外交史理解が、国内の政治対立や外交政策の失敗を隠蔽し、後付けで自己正当化するナショナリズムの神話的性質を持っていたことを明らかにする。

**東南アジア政治へのアプローチ**　君主制・統治・社会経済
中西嘉宏、永井史男、河野元子編　晃洋書房　￥4,730（税込）

**東ティモール**　独立後の暮らしと社会の現場から
福武慎太郎編　彩流社　￥3,300（税込）

**ベルブアルブアルの世界**　マレーシアの柔構造時間と柔構造社会
板垣明美著　春風社　￥3,300（税込）

**消された作家カイ・フン**　植民地主義・民族主義に抗う「小さな物語」
田中あき著　松籟社　￥4,180（税込）

中国・アジアの本　**内山書店**

営業時間　火～土　10：00～19：00
日　11：00～18：00
（月曜・祝日は原則として休業）

〒101-0051　東京都千代田区神田神保町 1-15　TEL　03-3294-0671　FAX　03-3294-0417
MAIL　info@uchiyama-shoten.co.jp

## 第 30 期第 6 回理事会議事録

日時　2024 年 12 月 2 日（月）17:30〜19:00
場所　オンライン
出席　池田一人、岩井美佐紀、岩月純一、太田淳、岡本正明、長田紀之、菊池陽子、小座野八光、貞好康志、篠崎香織、菅原由美、関恒樹、津田浩司、長津一史、西芳実、増原綾子、山本博之
委任状　青山亨、石井正子、丸井雅子、見市建
欠席　伊藤友美、片岡樹、佐久間香子

0. 定足数の確認など
・出席者数 21 人で定足数（16 人）を満たしていることが確認された。

1. 報告事項

（1）会長（長津）
・次期会長および次期総務理事と会合し、会誌改革などについて引継ぎを行った。

（2）総務（長田）
・会報 121 号を 11 月 26 日に発行・公開した。
・11 月 22 日現在の会員数は 583 名（うち学生会員 71 名）。
・昨年 12 月の前回大会時の総会で承認された決算・予算を、その後に発行された会報 120 号（今年 6 月発行）に掲載し忘れた。対策としては、次号 122 号（来年 6 月頃発行予定）に 1 年遅れで掲載してもらえるよう、次期の総務担当に引き継ぐ。

（3）会計（増原）
・特になし。

（4）大会（津田）
・第 105 回大会のプログラム最終版が確定し、学会ホームページに掲載した。理事会前日時点での事前登録者数は会員 215 名（うちオンライン 63 名）、非会員 77 名（うちオンラインおよび未定 11 名）、合計 292 名（うちオンラインおよび未定 74 名）。1 回目の事前案内メールをすでに発出した。大会前日に資料や追加情報を案内する。

（5）編集（西）
・会誌第 54 号の編集を進めている。論文は査読対応中を含めて 6 本の投稿があった。書評は 17 本の原稿がある。

（6）学術渉外（山本）
・人文社会科学系学協会男女共同参画推進連絡会（GEAHSS、ギース）が、2024 年 3 月に行った加盟各学協会へのアンケート「グッドプラクティス、情報保障、ハラスメント防止規定の状況について」の集計結果がギースのウェブサイトで公開された。2024 年 9 月にギースが開催した参議院の院内集会「人文社会科学系アカデミアにおける女性研究者と次世代養成に関する意見交換」の記録がギースのウェブサイトで公開された。
・地域研究コンソーシアム（JCAS）年次集会が 11 月 30 日に京都大学で実施され、JCAS 登竜賞受賞講演を金悠進会員が行った。また一般公開シンポジウム「地域研究の学術的貢献を活かす制度を考える」が行われて本学会の宮原曉会員と山本博之会員が発表者、岡田泰平会員がコメンテーターとして参加した。
・東洋学・アジア研究連絡協議会では 12 月 7 日に東京大学本郷キャンパスでシンポジウム「国際共同研究・調査のいま」を開催する。本学会の丸井雅子会員が報告者として参加する。学術渉外委員の岡田雅志会員は同協議会総会出席後に本学会総会へ参加するため、協議会総会の内容は理事会 ML・会員 ML を通じて共有する。
・地域研究学会連絡協議会（JCASA）は、2024 年 12 月 14 日にオンラインで総会を開催予定。

（7）教育・社会連携（菊池）
・特になし。

（8）情報（岩月）
・会員から「メーリングリストの配信を一部受け取れていない」という申し出があり、調べたところメール送信時の規格変更により、メールを送った際に偽物と判断される場合があるとわかった。技術上、メーリングリストの管理者ではこの事態に直接対処できないため、対策を検討中である。なお、メーリングリスト上のほとんどの案内はウェブサイトにも掲載しているので、そちらを見れば完全な情報にアクセスできる。

（9）地区例会担当　※北海道・東北地区および関東地区は担当理事が欠席
①中部地区（小座野）
・12 月 6 日に愛知県立大学地域連携センターとの共催で、インドネシア関係の例会をハイフレ

ックス開催（会場：愛知大学）する。
②関西地区（菅原）
・11 月 16 日に京都大学で例会をハイフレックス開催した。報告者 2 人。やむを得ず、別のオンライン地区例会と開催日が重なってしまった。
③中国・四国地区（関）
・10 月 12 日に広島大学で例会を対面のみで開催した。報告者 2 人。15～6 名が参加した。
④九州地区（代読）
・特になし。

（10）　会長代行（岩井）
・特になし。

（11）　ハラスメント防止　※理事欠席
・特になし。

2. 審議事項

（1）2025 年度予算案について
・増原会計理事から 2025 年度の一般会計、研究奨励金、研究助成金の予算案について配付資料をもとに説明がなされ、承認された。
・会費収入は、11 月 22 日時点の会員数を参考に、9 割が納入するという見込みで計上した。
・会費外収入については、会誌販売と広告料の例年の実績を踏まえて計上した。
・支出の部の大会開催費、地区例会など活動費は、今年度実績を参考に予算額を計上した。
・会誌製作費は、今年度の支出額を参考にして、ほぼ同額を計上した。
・印刷費は、来年度は会報に加えて、会員名簿の印刷もあるので 20 万円を計上した。
・会員管理費は、現在の業務委託先である京都通信社から会員 1 人当たり単価を 680 円から 800 円に値上げしたいと依頼があり、これを受け入れると全体として約 7 万円の増額が見込まれるため、60 万円を計上した。
・郵送費・事務費は、従来の予算額を踏襲している。

（2）107 回研究大会について
・長津会長から、亜細亜大学に打診しており内諾を得ていること、開催時期は 12 月初旬の予定で調整中であり、3 月末以降に決定する予定であることが説明され、承認された。

（3）会誌改革の申し送りについて
・長津会長から、会誌改革について今期で議論してきたことを文書にまとめ、次期に申し送ることが提案され、承認された。今期中に文書の文案を理事会メーリングリストに送付して意見を求め、加筆修正したうえで次期理事会に申し送る。

以上

## 第 21 回東南アジア史学会賞選考委員会審査報告

東南アジア史学会賞選考委員会委員長
河野 泰之

第 21 回東南アジア史学会賞選考委員会は、小田なら会員による『〈伝統医学〉が創られるとき――ベトナム医療政策史』（地域研究叢書）（京都大学学術出版会、2022 年）が同賞を授与するにふさわしい業績であるとの結論に達したので、その審査経過と授賞理由を報告する。

（1）審査経過

応募作品は自薦による作品 1 点であった。選考委員会は 5 名で構成され、2023 年 6 月 15 日にオンラインで第 1 回選考員会を開催した。互選により河野を選考委員長に選出した後、選考方法について各選考委員による審査結果報告書の作成とそれを踏まえた合議による審査の二段階とすることを確認した。審査結果報告書の様式は、昨年度のものを踏襲することとした。各選考委員から選考委員長に提出された審査結果報告書を 8 月 29 日にメールで各委員に送付した後、8 月 31 日に早稲田大学において第 2 回選考委員会を開催した。各選考委員が応募作品に関する講評を報告した後、合議により応募作品は第 21 回東南アジア史学会賞を授与することがふさわしいとの結論に達した。

（2）授賞理由

応募作品は、ベトナムの医療政策において伝統医療がいかに位置づけられてきたのかを、フランス植民地期に遡って医療制度史と医療の実践の両面から明らかにし、現代医学と伝統医学が併存するという今日の状況が生み出された過程を探ろうとするものである。「制度化」や「科学化」を分析の切り口として、「東医」、「民族医学」、「伝統医学」等の呼称の変更とそれが含意する概念の揺らぎに着目することにより、ベトナムの医療政策における伝統医療のもつ特筆すべき特徴は制度による実践の規定と実践を参照した制度化という制度と実践の状況依存的な相互作用にあることを見出している。研究史を充分に把握したうえで、公定史観やナショナルリズムに立脚した先行研究から脱却したオリジナリティのある研究である。

本作品の高く評価される点は以下の 3 点である。

第一に研究対象のスケールの大きさである。本作品はフランス植民地期から現代までの約一世紀を対象としている。この間、ベトナムは、植民地支配、戦争、国家の分断と統一、そしてドイモイと激動の歴史を歩んできた。冷戦構造のもと、北部と南部は異なる統治形態と国際関係のもとにあった。本作品はこの時空間の広がりを対象として、そこに通底する医療政策における伝統医療の位置づけの本質を見出している。

第二に制度史と社会史の複眼的な分析と考察である。公定の語りとは距離を置くナショナリズムへのユニークなアプローチにより、医療制度と医療実践の状況依存的な相互作用の多様な実態を描くことに成功している。これは、国家が社会に浸透しきれずにどこかに「あいまいさ」が残る、ベトナムのみならず東南アジア社会に共通する一つの特徴であり、本作品の東南アジア研究への重要な貢献である。

第三に公文書資料とベトナム各地におけるフィールドワークの組み合わせによる徹底した実証データの収集である。医療の歴史は権力、科学、知識、身体、主体といったさまざまな切り口の交差するテーマだが、とりわけ伝統医療の歴史は、資料的な制約もあり、まとまった形での研究が難しい分野である。丹念な公文書の発掘等によりこの制約を克服した本作品の学術的意義は大きい。

本作品は、以上に述べたように優れたものであるが、改善すべき点についても指摘があった。著者の今後の研究の更なる発展を期待しつつ触れておく。

第一に、本書のかぎは「制度」と相反する「あいまいさ」にある。近代国民国家は中央集権的な制度のもとで国民統合しようとした。社会科学により制度史を研究してきた者に「あいまいさ」の意義が伝わったかどうかは疑わしい。いっぽう、地域研究者にとっても、制度の主体が党、政府、保健省、地方行政と多様であるため、「制度」に内在する「あいまいさ」が伝わりにくい。「あいまいさ」を、制度史研究者にも地域研究者にも充分に理解してもらうためのさらなる事例研究が必要であろう。そのためにはデータベースなど研究工具を整えることも有効である。

第二に、多くの社会で伝統（民族、あるいは在来）医療は信仰、薬（草）知識、儀礼、治療等が絡み合い、総合的な知識と実践の集積として伝授されているのではないだろうか。一方、WHO は伝統医療の再評価を行うが、まずは伝統的薬草学が対象となる。本書も期せずして、

伝統医療の記述は、鍼灸を除けば薬草（学）がほぼ中心となっている。それは、ベトナムの伝統医療の特徴なのか、あるいは歴史資料には残されていないということなのか。そのあたりの示唆があれば、より読みやすくなっただろう。

第三に、アクセス可能な資料が限定されているためなのかもしれないが、予算や人員等の政策リソースに関する情報はほとんど示されていない。これらは政策や制度を論じる際の出発点であり、その利用可能性に関してなんらかの説明があれば、より説得力がますだろう。

（3）結論

以上の理由により、本選考委員会は小田なら会員による『〈伝統医学〉が創られるとき――ベトナム医療政策史』が東南アジア史学会賞を授与するにふさわしい業績であるという結論に至った。

（4）その他

第 20 回東南アジア史学会賞選考委員会審査報告において、「少壮研究者の定義を明確にするよう、会長に申し入れることにした」との指摘がなされている。本選考委員会は、この点に関する議論の進捗状況を審査開始前に会長に問い合わせたが、進捗はないという回答だった。そこで、第 2 回選考委員会では、この点に関しても議論し、本賞の対象作品を初めて出版した学術書とするのが適切であるとの合意を得た。対象を著者の年齢ではなく研究の発展段階で限定するということである。理事会での検討をお願いしたい。

## 第 22 回東南アジア史学会賞選考委員会審査報告

東南アジア史学会賞選考委員会委員長
速水 洋子

第 22 回東南アジア史学会賞選考委員会は、審査結果および審査経過を以下の通り報告する。

（1）審査結果
授賞作該当なし

（2）審査経過
会長より審査委員会に対して、審査対象として自薦による 1 点の審査を求められた。選考委員会は 5 名で構成され、6 月半ばのオンライン会議にて、速水を第 22 回選考委員長に選出した。また、同会議にて各委員は当該作品について個別に評価を行い、その結果を書面にて委員長に提出し、それを踏まえて 9 月に会議を開催して、審議し最終結論を導くこととした。

評価は、前回と同様、①研究課題の独創性、②関連する調査研究活動の適切性、③史資料利活用の適切性、④新たな発見・知見の提示、⑤論述の明確さ、⑥作品の完成度、⑦東南アジア史学・東南アジア研究への貢献度、⑧特記すべき事項、の 8 項目について報告書を提出する形で実施された。選考委員は、当該作品に関する全体的講評とともにこれら項目について審査結果を委員長あてに提出した。その結果は委員長を通じて全員で共有したうえで、9 月 8 日に選考委員会を開催し審議を行った。

審議においては、各委員が当該作品についての評価を説明し、活発な討議を行った。その結果、当該作品は研究課題の独創性および貴重な調査研究資料の提示という観点から評価でき、東南アジア研究への一定の貢献が認められたものの、論述の明確さや学術書としての完成度という点について疑義が多く、慎重な審議の結果、東南アジア史学会賞に該当しないとの結論に達し、今回は授賞作該当なしとなった。

（3）その他
委員会からは、学会賞には届かないとはいえ本作のような若手の意欲的な労作に対して、奨励賞など別の形での授賞を望む声が大きかったことを付記する。

## 第 31 期選任理事の選挙に関する報告

選挙管理委員長
加納 寛

2024 年 7 月に、会長より任命された 5 名からなる選挙管理委員（加納寛、川口洋史、千田沙也加、津村文彦、間瀬朋子）が編成され、委員の互選により加納が委員長に選出された。選挙管理委員会は、まず東南アジア学会会則および東南アジア学会理事選出規程により、選挙方法・選挙日程を確認し、従来同様 9 月を選挙期間とする投票（9 月末日締切、消印有効）を行うこととした。前例に従い、2024 年 8 月 13 日までに 2023 年度会費または 2024 年度会費を納入した正会員が、選挙人・被選挙人（被選挙人については、会則に定める任期等の規定に抵触しない者）となるものとした。その結果、517 名の選挙人を確定した。8 月下旬に、選挙人・被選挙人名簿、投票用紙などを発送した。

10 月 5 日に愛知大学名古屋校舎 301 教室において、選挙管理委員による開票作業を行った。締切までに到着した投票封筒は 154 通で、投票用封筒の不備による無効投票が 4 通であった。投票用紙は 6 名連記となっており、投票総数は 900 票（150 通×6 票＝900 票）となるが、有効投票数は 822 票、無効票 6 票、白票 72 票であった。開票の結果、上位 18 名を確定した。同得票数の場合は、選挙管理委員によるくじ引きで順位を決めた。

10 月 5 日、当選通知を電子メールで送付したが、辞退者が出たため、その都度、得票数の上位者から繰り上げ当選通知を送付した。辞退者（理事選出規程第 2 条 4 項）は、繰り上げ当選者の辞退もふくめて、計 5 名であった。10 月 12 日に、以下の理事予定者 18 名が最終的に確定した。

第 31 期理事予定者（五十音順・敬称略）

青山 亨　池田 一人　今村 真央　太田 淳
岡田 泰平　岡本 正明　長田 紀之　片岡 樹
菊池 陽子　日下 渉　小林 知　篠崎 香織
津田 浩司　長津 一史　西 芳実　増原 綾子
丸井 雅子　山本 博之

以上

めこんの新刊

桜井由躬雄
地域学者と歩くベトナム
A5判・並製・700ページ●定価4000円＋税
ISBN978-4-8396-0325-0

後藤乾一［アジアの基礎知識⑥］
日本の南進と大東亜共栄圏
A5判・上製・318ページ●定価2500円＋税
ISBN978-4-8396-0329-8

小林 知＝編・著
カンボジアは変わったのか
――「体制移行」の長期観察 1993〜2023
A5判・上製・564ページ●定価5000円＋税
ISBN978-4-8396-0338-0

小川 忠
変容するインドネシア
四六判・並製・456ページ●定価3200円＋税
ISBN978-4-8396-0336-6

村井吉敬　解説＝宮内泰介
小さな民からの発想
――顔のない豊かさを問う
四六版・並製・326ページ●定価2000円＋税
ISBN978-4-8396-0335-9

福岡まどか＝編・著
現代東南アジアにおける
ラーマーヤナ演劇
A5判・並製・248ページ●定価2700円＋税
ISBN978-4-8396-0330-4

マック・プン／石澤良昭・佐藤恵子＝訳
カンボジア中世史
――カンボジア・シャム・ベトナム民族関係史（1594-1720年）
A5判・上製・752ページ●定価5000円＋税
ISBN978-4-8396-0326-7

冨田竹二郎・赤木攻＝編
タイ日大辞典 改訂版
A5判・函入・1632ページ●定価28000円＋税
ISBN978-4-8396-0334-2

〒113-0033 東京都文京区本郷3-7-1
Tel.03-3815-1688 Fax.03-3815-1810
めこん
E-mail mekong@bolero.plala.or.jp
http://www.mekong-publishing.com

## 第 31 期理事予定者会合摘録

日時　2024 年 12 月 7 日（土）12:00～12:40
場所　大阪大学箕面キャンパス研究講義棟 6 階 628/629 講義室（対面と Zoom によるハイフレックス開催）
出席　青山亨、池田一人、伊藤友美、今村真央、岩月純一、太田淳、岡田泰平、岡本正明、長田紀之、片岡樹、菊池陽子、日下渉、小林知、篠崎香織、関恒樹、津田浩司、長津一史、西芳実、増原綾子、水野敦子、山口元樹、山本博之
委任状　加納寛、丸井雅子
陪席者　工藤裕子、師田史子

1. 任命理事・監事について

・小林次期会長より、会則第 8 条第 4 項に基づく任命理事について、山口元樹、岩月純一、加納寛、関恒樹、水野敦子、伊藤友美の 6 名の会員が候補として挙げられ、原案の通り承認された。監事は、弘末雅士会員と田村慶子会員に依頼したことが報告され、承認された。

2. 理事の業務分担について

・小林次期会長より理事の役割分担が示され、提案の通り承認された。

3. 委員の任命について

・小林次期会長より、委員の選出にあたっては、会則第 11 条第 4 項「委員の再任は妨げない。ただし、連続する 2 回の任期を越えて同一の業務の担当しない」という規定に従うことが確認された。
・学術渉外委員とハラスメント防止委員会委員は上述の規定の例外であることが確認された。
・人文社会科学系学協会男女共同参画推進連絡会（GEAHSS）の委員はハラスメント防止委員会理事の一名が担当することが慣例であることが確認され、伊藤友美会員が担当することが承認された。
・その他の委員は各理事が選定し、1 月の任期開始以降、決定した委員をメールで報告するよう要請された。

4. 次回研究大会について

・2025 年度の研究大会は亜細亜大学で開催すること、具体的な開催時期などについては 3 月下旬に決定する見込みであることが報告された。

5. 第 31 期理事会の課題と方針について

・小林次期会長より、第 31 期理事会の課題と方針として、学会誌の刷新及びそのためのワーキンググループの立ち上げが提案された。
・小林次期会長より、学会誌の刷新案として、J-STAGE を利用した論文の早期公開制度の導入があげられた。これに関連して、将来的には学会費の見直しを検討する必要があるという考えが示された。
・2026 年に東南アジア学会が 60 周年を迎えることから、繰越金を利用して出版など記念事業を行う予定であることが表明された。

6. その他

・学会事務局は京都大学の山口研究室に置くことが確認された。
・小林次期会長より、第 31 期第 1 回理事会を 3 月末から 5 月にハイフレックスで開催することが提案され、承認された。日程調整は後日メールで行うこととした。
・理事懇談会の継続について承認された。
・学会誌の古い投稿規定がウェブ上にあらわれてしまう問題が指摘された。学会の旧サイトを維持していることが原因であるため、旧サイトをウェブ上から削除することが承認された。
・若手の学会への参加を促すために、Instagram などソーシャルメディアを活用したウェブサイトの活性化が提案された。
・大会理事の過度な負担について指摘があり、将来的に理事の人数や委員の役割を変更することが提案された。これに関して、研究大会で大学院生をアルバイトとして雇用することの継続が承認された。
・総務委員に関して理事会参加のための交通費を支払うことが提案された。
・来期への申し送りについては、今期の各担当理事が次期の理事に行うことが確認された。

以上

## 2022年度東南アジア学会　会計決算報告（一般）

2022年1月1日～12月31日

| Ⅰ　収入の部 | | | Ⅱ　支出の部 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 1　会費収入 | 4,089,000 | | 1　大会開催費 | 306,298 | |
| （郵送希望会員郵送料を含む） | | | 2　地区例会費 | 22,110 | |
| | | | 3　会誌編集費 | 2,101,450 | |
| | | | 4　印刷費 | 120,663 | |
| 2　会費外収入 | 383,753 | | 会報印刷費 | | 120,663 |
| 書籍販売 | | 318,729 | 名簿印刷費 | | 0 |
| 広告料 | | 65,000 | 5　会員管理費 | 476,300 | |
| 利息 | | 24 | 6　郵送費 | 15,580 | |
| その他 | | 0 | 7　事務費 | 15,337 | |
| | | | 8　情報化経費 | 7,270 | |
| | | | 9　特別事業費 | 218,570 | |
| | | | 理事会開催費 | | 0 |
| | | | 理事選挙関係費 | | 218,570 |
| 事業収入合計 | 4,472,753 | | 事業支出合計 | 3,283,578 | |
| 前年度繰越金 | 12,712,069 | | 次年度繰越金 | 13,901,244 | |
| 収入合計 | 17,184,822 | | 支出合計 | 17,184,822 | |

第29期会計担当理事

柿崎　一郎　印

会計簿、預貯金残高記載書類、領収書控帳などを点検した結果、
誤りのないことを確認しました。

2024年　2　月　6　日

監事　寺田勇文　印

監事　大野美紀子　印

## 2023年度東南アジア学会　会計決算報告（一般）

2023年1月1日～12月31日

| Ⅰ　収入の部 | | | Ⅱ　支出の部 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 1　会費収入 | 4,149,370 | | 1　大会開催費 | 967,770 | |
| （郵送希望会員郵送料を含む） | | | 2　地区例会費 | 15,760 | |
| | | | 3　会誌編集費 | 2,231,600 | |
| | | | 4　印刷費 | 124,174 | |
| 2　会費外収入 | 317,767 | | 会報印刷費 | | 42,240 |
| 書籍販売 | | 282,744 | 名簿印刷費 | | 81,934 |
| 広告料 | | 35,000 | 5　会員管理費 | 512,542 | |
| 利息 | | 23 | 6　郵送費 | 4,040 | |
| その他 | | 0 | 7　事務費 | 6,706 | |
| | | | 8　情報化経費 | 46,753 | |
| | | | 9　特別事業費 | 0 | |
| | | | 理事会開催費 | | 0 |
| | | | 理事選挙関係費 | | 0 |
| 事業収入合計 | 4,467,137 | | 事業支出合計 | 3,909,345 | |
| 前年度繰越金 | 13,901,244 | | 次年度繰越金 | 14,459,036 | |
| 収入合計 | 18,368,381 | | 支出合計 | 18,368,381 | |

第30期会計担当理事

増原　綾子　印

会計簿、預貯金残高記載書類、領収書控帳などを点検した結果、
誤りのないことを確認しました。

2024年　2　月 23　日

監事　伊東利勝　印

監事　小林寧子　印

## 2024 年度東南アジア学会予算案（一般）

| 収入の部 | | | |
|---|---|---|---|
| 1．繰越金より | | | 400,000 |
| 2．会費収入 | | | 3,902,000 |
| | 一般（8,000×450） | 3,600,000 | |
| | 学生（5,000×56） | 280,000 | |
| | 郵送料（2,000×11） | 22,000 | |
| 3．会費外収入 | | | 350,000 |
| | 会誌販売 | 300,000 | |
| | 広告料 | 50,000 | |
| 4．その他 | | | 0 |
| 収入合計（X） | | | 4,652,000 |

| 支出の部 | | |
|---|---|---|
| Ⅰ．通常事業 | | |
| 1．大会開催費 | | 1,050,000 |
| 2．地区例会等活動費 | | 300,000 |
| 3．会誌制作経費 | | 2,100,000 |
| 4．印刷費 | | 130,000 |
| 会報印刷費 | 130,000 | |
| 名簿印刷費 | 0 | |
| 5．会員管理費（業者委託） | | 500,000 |
| 6．郵送費 | | 6,000 |
| 7．事務費 | | 6,000 |
| 8．情報化経費 | | 60,000 |
| 通常事業費合計（Y） | | 4,152,000 |
| Ⅱ．特別事業 | | |
| 理事会開催費 | | 250,000 |
| 理事会選挙関連費 | | 250,000 |
| 特別事業費合計（Z） | | 500,000 |
| 支出合計（Y）＋（Z） | | 4,652,000 |
| 収支差額（X）－（Y）－（Z） | | 0 |

## 2025 年度東南アジア学会予算案（一般）

| 収入の部 | | | |
|---|---|---|---|
| 1．会費収入 | | | 4,030,000 |
| | 一般（8,000×461） | 3,688,000 | |
| | 学生（5,000×64） | 320,000 | |
| | 郵送（2,000×11） | 22,000 | |
| 2．会費外収入 | | | 350,000 |
| | 会誌販売 | 300,000 | |
| | 広告料 | 50,000 | |
| 3．その他 | | | 0 |
| 収入合計（X） | | | 4,380,000 |

| 支出の部 | | |
|---|---|---|
| Ⅰ．通常事業 | | |
| 1．大会開催費 | | 910,000 |
| 2．地区例会等活動費 | | 300,000 |
| 3．会誌制作経費 | | 2,000,000 |
| 4．印刷費 | | 200,000 |
| 会報印刷費 | 100,000 | |
| 名簿印刷費 | 100,000 | |
| 5．会員管理費（業者委託） | | 600,000 |
| 6．郵送費 | | 10,000 |
| 7．事務費 | | 10,000 |
| 8．情報化経費 | | 50,000 |
| 通常事業費合計（Y） | | 4,080,000 |
| Ⅱ．特別事業 | | |
| 理事会開催費 | | 300,000 |
| 理事会選挙関連費 | | 0 |
| 特別事業費合計（Z） | | 300,000 |
| 支出合計（Y）＋（Z） | | 4,380,000 |
| 収支差額（X）−（Y）−（Z） | | 0 |

## 第 106 回研究大会報告

第 106 回研究大会は、2024 年 12 月 7 日（土）・8 日（日）に菅原由美会員（大阪大学）を大会準備委員長に、大阪大学箕面キャンパスを会場校として「対面を重視したハイフレックス」形式で開催された。1 日目・2 日目ともに午前から開催され、初日には自由研究発表 12 件とパネル 2 件が、2 日目には自由研究発表 4 件とパネル 2 件、それにシンポジウム「日本のなかの東南アジア：移民第二世代に注目して」が開催された。前回大会から導入した OpenSEA では、会員・非会員を問わず萌芽的研究を発表するライトニングトーク（1 日目午後）を 9 名の方に、ポスター発表（両日）を 32 名の方に行っていただいた。なお、ライトニングトークも一般公開にて行った。

12 月 6 日時点での事前登録者は、291 名（うち非会員 77 名）であり、そのうち 218 名（うち非会員 66 名）が対面参加と回答していた。実際の対面参加者は 210 名（うち非会員 79 名）、オンライン登録者は 70 名（うち非会員 8 名）であった。

なお、今大会は大阪大学との共催で実施された。

〈プログラム〉

**12 月 7 日（土）**

**自由研究発表**

タイ式民主主義の浮き沈み
……玉田 芳史（放送大学京都学習センター）

マニプル州内戦への道と「ミャンマー・ファクター」
……村上 武則（東京外国語大学 AA 研・ジュニアフェロー）

「科学の大東亜共栄圏」構想の具現化：南方科学委員会の研究成果（1943.11～1944.2）
……小林 和夫（創価大学）

ラオス山村における労働交換：不参加世帯の実状
……福島 直樹（京都大学・CSEAS 連携研究員）

現代フィリピンにおける社会的リアリズムの実践と美学：アート・アクティビズムを事例として
……丹羽 理（京都大学・博士課程）

「死者への供物 Pati Kaa Ata Mata」：インドネシア・フローレス島の人々は前代未聞の出来事とどのように折り合いをつけているか
…… 青木 惠理子（龍谷大学・研究員）

稲と交易をめぐるベトナム（越南）との関係に関する琉球史料と祭祀伝承：中国史料、マレー伝承との照合
……新江 利彦（東洋大学アジア文化研究所・客員研究員）

超高層の環太平洋史：日本の対インドネシア戦後賠償建築
……山下 嗣太（コーネル大学・博士課程）

マラッカ海峡を挟み〈ブミプトラ〉が辿った異なる歩み：名づけと名乗りの政治学
……加藤 剛（東洋大学アジア文化研究所・客員研究員）

インドネシアにおける刑事司法改革に関する一考察：修復的司法の導入をめぐる議論から
…… 神内 陽子（名古屋大学）

親密圏と公共圏を架橋する「つくられた伝統」：インドネシアの地域住民が持つ政治参加信念としてのムシャワラとゴトンロヨンに着目して
…… 大庭 フランシス 光瑠（広島大学・博士課程／日本学術振興会）

リベラル派イスラム思想の展開と「インドネシア女性ウラマー会議（KUPI）」
…… 大形 里美（九州国際大学）

**パネル 1**

**上座仏教社会における高齢者のウェルビーイングと宗教実践；女性高齢者の仏教実践とその多様性**

代表：速水 洋子（京都大学・連携教員）

ケアするメー・ニャイの持戒行：少子高齢化する東北タイ農村における高齢者の宗教実践
……木曽 恵子（宮城学院女子大学・研究員）

生きている限り続けたい教学：カンボジア高齢者仏教徒のもう一つの実践
…… 高橋 美和（実践女子大学）

死の不確実性をめぐる宗教実践：ミャンマーの事例から
…… 飯國 有佳子（大東文化大学）

**パネル 2**

**上座仏教社会における高齢者のウェルビーイングと宗教実践：功徳と自利利他の概念**

代表：速水 洋子（京都大学・連携教員）

高齢者ケアを取り巻く宗教システム：タイ国チェンライ県の事例を中心に
…… 片岡 樹（京都大学）

「サンガハ」再考：功徳論の視点から
…… 小林 知（京都大学）
スリランカの高齢者施設における功徳のあらわれ：自利・利他の仮定法的世界を生きる
……中村 沙絵（東京大学）

**OpenSEA ライトニングトーク**
洪水後の水系感染症罹患における行動要因について：2020 年洪水、西ジャカルタを事例に
……多嶋 花帆（東京大学大学院・博士課程）
カンボジアの農村における生活の実態とその課題解決へ向けた取り組み
……尾上 大和、佐藤 理乃
（宮城県仙台二華高等学校・2 年）
インドネシア・東ジャワの村落部における高齢者が紡ぐ人間関係
……Bella Rousady（慶應義塾大学大学院・修士課程）
タイのローカル寺院における信仰対象物とアートの交錯
……小川 絵美子（東京外国語大学 AA 研・ジュニアフェロー）
2021 年クーデター以降のミャンマー国民の世論：Facebook を活用した調査から見える市民社会の抵抗
……石川 航（立教大学大学院・博士後期課程）
仏領期ベトナム女性誌にみる結婚をめぐる議論の一考察：1930 年創刊『婦女時談』の言説分析を通して
……新井 悠子（東京外国語大学大学院・博士後期課程）
ジャカルタの低所得者コミュニティにおける水害レジリエンスと家計貯金
…… Clément Hennet
（慶應義塾大学経済学部・4 年）
日本占領下旧オランダ領東インドで生まれた子どもたち：日本、朝鮮半島、台湾出身の父を持つ子どもたちの父親探しと自己認識の変化
……溝口 聡美（同志社大学大学院・博士課程）
東南アジアにおける小児医療と健康保険制度の現在：インドネシアの歯科衛生環境の実態を通して
…… 宮浦 智樹
（東京農業大学第一高等学校・3 年）

**12 月 8 日（日）**
**自由研究発表**
フィリピンのブラック・ナザレーン信仰における宗教コミュニティーHijos の信仰実践：教会と信徒の枠を超えた信仰運営の日常
…… 松崎 準（大阪大学・博士前期課程）
ミャンマー仏教瞑想運動の現在を追う：パーアウッ瞑想法による集中力の復興
……川本 佳苗（東京大学／日本学術振興会）
カーディリー教団ト・キーセ派の広がり：ムハンマド生誕祭からの考察
…… 柴山 信二朗（帝京平成大学）
千の唇、百の舌：エンデの妖術と日本のいじめ
…… 中川 敏（大阪大学・名誉教授）

**パネル 3**
**情報化時代における東南アジア辺境社会のガバナンスのゆくえ：「持続可能性の罠」に着目して**
代表：生方 史数（岡山大学）
環境政策を契機とした情報基盤整備と辺境地ガバナンス：ベトナム中部山村地域の事例
…… 生方 史数（岡山大学）
空間計画が地域社会に与える影響：インドネシア・リアウ州 T 村の国有林内耕作地に着眼して
……加反 真帆（九州大学／日本学術振興会）
デジタル化がもたらす辺境ガバナンス強化と（再）インフォーマル化：ボルネオ島北西部におけるアブラヤシ栽培の事例
…… 祖田 亮次（大阪公立大学）
東南アジア辺境社会のガバナンスとスケール問題
…… 小泉 佑介（一橋大学）
コメント
…… 葉山 アツコ（久留米大学）
…… 赤嶺 淳（一橋大学）

**パネル 4**
**インドシナにおける脱農化と帰農化の社会経済史**
代表：高橋 昭雄（東洋文庫）
司会：宮田 敏之（東京外国語大学）
脱農化を定義する
…… 髙橋 昭雄（東洋文庫）
ミャンマー農村における脱農化と帰農化の社会経済史
…… 髙橋 昭雄（東洋文庫）
カンボジア農村における脱農化と帰農化：ポーサット州低地村落世帯の生業活動の事例
…… 小林 知（京都大学）
ベトナム農村における脱農化と帰農化：村変容における「移動」の意義
…… 高橋 塁（東海大学）

コメント
……松田 正彦（立命館大学）

大会シンポジウム
**日本のなかの東南アジア：移民第二世代に注目して**
（共催：大阪大学大学院人文学研究科附属 複言語・複文化共存社会研究センター）
趣旨説明
……松村 智雄（大阪大学）
在日ベトナム人家庭における『認識されないもの』
……近藤 美佳（大阪大学）
在日ベトナム人第二世代にとってのベトナム経験の意味
……瀬戸 徐 映里奈（近畿大学）
日本定住ビルマ／ミャンマー人2世のアイデンティティ形成：出自へのこだわりと日本への親近感に着目して
…梶村 美紀（国立民族学博物館外来研究員）
フィリピンにルーツを持つ子どもの「つながり」の活用
……矢元 貴美（大阪大学）
在日フィリピン人たちのトランスナショナルな実践
……永田 貴聖（宮城学院女子大学）
在日インドネシア人によるインクルーシブな宗教コミュニティの形成
……中谷 潤子（大阪産業大学）
コメント
……高畑 幸（静岡県立大学）

**OpenSEA ポスター発表**
アーティストではない民衆が街頭で行うアート・アクティヴィズム
……下岡 麻美（大阪大学大学院 連合小児発達学研究科・研究生）
洪水後の水系感染症罹患における行動要因について：2020 年洪水、西ジャカルタを事例に
……多嶋 花帆（東京大学大学院・博士課程）
バリ島における合同火葬式の儀礼的完全性と宗教的・社会的意義
…… 臼井 諒（同志社大学 グローバル地域文化学部・3 年）
地元で仕事を創出し家族とともに暮らすための実践知の言語化：ミンダナオ島北部地域の事例
……金井 貴佳子（慶應義塾大学大学院・博士課程）
水に対する考え方：カンボジアのナーガ信仰と日本の蛇信仰
…… 阿部 一華（宮城県仙台二華高等学校・2 年）
アンコールクラウ村でのバイオトイレ運用に向けて
……石沢 瑶其、齋藤 万悠子、佐藤 理乃、新海 晴菜（宮城県仙台二華高等学校・2 年）
古代遺跡の修復について：アンコールワット遺跡群の例から
…… 大河内 すず（宮城県仙台二華高等学校・2 年）
学力向上を目標とした学校生活の充実：カンボジア農村部の高校における調査より
……杉江 知大、横内 聡史（宮城県仙台二華高等学校・2 年）
バイヨン中高における英語教育と遺跡教育について
…… 石森 雄大、原田 笠華、菊地 さらら（宮城県仙台二華高等学校・2 年）
カンボジア農村部におけるマイクロファイナンス利用の実態と認識の世代間格差
…… 尾上 大和、横山 智紀、飯田 樂（宮城県仙台二華高等学校・2 年）
バイヨン中学校、高校での成績を生徒の自主的な学習によって改善する方法の探究
…… 蜂谷 芽生、工藤 大知、山路 春（宮城県仙台二華高等学校・2 年）
バジョ集落の形成と家族：集落史と系譜の記憶
…… 加藤 久美子（上智大学アジア文化研究所・客員所員）
タイの人々とアジア象の関わり：働く動物としての動物福祉
…… 榊 奈都子（桃谷高校・2 年）
トンレサップ湖西部における水上生活者の実態調査
……南 博貴、星 光（成城高等学校）
カンボジアにおける都市周辺と農村部の農民の生活実態
……阿部 航太、高村 大幹（成城高等学校）
インドネシア・東ジャワの村落部における高齢者が紡ぐ人間関係
…… Bella Rousady（慶應義塾大学大学院・修士課程）
ミンダナオ・ブハイ村の貧困：長期化する震災避難とバナナプランテーションへの依存
…… 近藤 千咲季（愛知学院大学大学院・博士前期課程）
「ゴミ」から見る海洋観：インドネシア ラエラエ島民の『聖』と『清』

……浦野 里彩（慶應義塾大学大学院・修士課程）
タイのローカル寺院における信仰対象物とアートの交錯
……小川 絵美子（東京外国語大学 AA 研・ジュニアフェロー）
現代インドネシアにおけるイスラームと音楽の関係性
…チェ ジス（大阪大学外国語学部外国語学科インドネシア語専攻・4 年）
2021 年クーデター以降のミャンマー国民の世論：Facebook を活用した調査から見える市民社会の抵抗
……石川 航（立教大学大学院・博士後期課程）
仏領期ベトナム女性誌にみる結婚をめぐる議論の一考察：1930 年創刊『婦女時談』の言説分析を通して
……新井 悠子（東京外国語大学大学院・博士後期課程）
ジャカルタの低所得者コミュニティにおける水害レジリエンスと家計貯金
…… Clément Hennet（慶應義塾大学経済学部・4 年）
The Spectrum of Moral Education: The Case of Indonesia’s Schooling System
……Clotilde Pedron, Kei Cho (Keio University)
より緑豊かな未来に向けたジャカルタの廃棄物管理格差の分析と持続可能な教育の先駆的取り組み：レンテンアグンでの調査研究からの考察
……森下 大翔、高木 蓮、反保 好古、ルイーズ ミュラー（慶應義塾大学経済学部・3 年）
日本占領下旧オランダ領東インドで生まれた子どもたち：日本、朝鮮半島、台湾出身の父を持つ子どもたちの父親探しと自己認識の変化
……溝口 聡美（同志社大学大学院・博士課程）
タイにおける外国籍・無国籍生徒と「進学」：ミャンマーとの国境地域における職業高校を事例に
……舩橋 唯介（東京大学大学院・修士課程）
東南アジアにおける小児医療と健康保険制度の現在：インドネシアの歯科衛生環境の実態を通して
…… 宮浦 智樹（東京農業大学第一高等学校・3 年）
1980 年代の東ドイツにおけるベトナム人労働者の受け入れ：グループリーダー（Gruppenleiter）のレトリックを中心に
…… 村上 遥香（大阪公立大学文学研究科都市文化研究センター・研究員）
ラオスの日常生活における医療とその背景
…山本 育生（九州大学医学部熱帯学研究会）
ジャカルタにおけるデジタル決済の普及要因と銀行間競争の影響
…… 加納 大暉、犬井 彩乃、兒玉 龍樹、今井 彩歩（慶應義塾大学経済学部・3 年）
Universal Healthcare as a National Agenda: The Lived Experiences of Lenteng Agung
…… 尾形 学、鳥海 真、小泉 啓史（慶應義塾大学経済学部・太田淳研究会）

〈自由研究発表報告要旨〉

**タイ式民主主義の浮き沈み**

玉田 芳史（放送大学京都学習センター）

タイでは政治の民主化が 2006 年以後足踏みしている。妨げているのは、「タイ式民主主義」である。それは、為政者が西欧式民主主義の受容を拒否するために、19 世紀以来唱えてきた考え方である。現代版は、1978 年以後の憲法に「国王を元首とする民主主義体制」と明記されている。これを主権の所在に応じた統治形態という意味での国体と呼んでおく。現代版では、「よき統治（good governance）」を「徳治（thammaphiban）」と訳し、これぞタイに適した民主主義と称揚することによって、為政者の徳ないし倫理が得票の多寡よりも重要だと主張される。9 世王（在位 1946～2016 年）は理想とする「正法王（thammaracha）」に近づくことで、90 年代には政治的覇権を確立した。それは現代版の絶頂期であった。君主主権が国民主権に優位する国体である。

国体護持派によれば、タイの民主政治は君主制に由来する。立憲民主主義は 1932 年に人民党が導入したものではなく、7 世王が下賜したものであった。さらに、1973 年と 92 年の民主化政変は、9 世王が立役者であった。

しかし、民意軽視の国体は民主政治と親和性が高くない。自由で公正な選挙で選ばれた指導者が国政を担うようになるのが民主化である。それが 2001 年以後進むようになると、国体護持派は民主化阻止闘争に乗り出し、反政府デモ隊、司法機関、軍隊が民選政権の打倒を試みた。

軍事クーデタと異なり非難を招きにくい司法は、2006 年 4 月の 9 世王の講話で発破をかけられると、政治の司法化（tulakanphiwat）、さらには法律戦争（nitisongkhram）に従事してきた。司法主導の国体護持は継続中である。

2016 年に君主が交代した後も、国体を守ろうとする戦いは続いている。19 年総選挙で体制改革を唱えて第三党になった新党 FFP は、20 年 2 月に解党処分を下された。同党を支持する若者は強く抗議し、やがて君主制の改革を提言するようになった。彼らは「人民党」を自称して、民主化の祖が 9 世王ではなく 32 年革命の人民党であることを強調した。

FFP の後継政党 MFP が 2023 年総選挙で第一党になると、国体護持派は MFP の政権獲得を阻止した。MFP は 24 年に解党処分を受けると、人民党の志を継ぐべく後継政党に「人民党（PP）」と命名した。また、23 年からは政治家への処分手段として、17 年憲法に規定された倫理規範が適用され、倫理に悖ると見なされた政治家には、公民権の 10 年間あるいは終身にわたる剥奪という厳罰が下されるようになった。24 年には首相が適用を受けて失職処分となった。

本発表の結論は次の通りである。第 1 に、タイ式民主主義は、君主制の政治的覇権を確立し、民主化から守るために利用されてきた。君主の覇権に挑戦する政党が解党されても支持者を増やしてきたのは、有権者が君主の政治関与を歓迎しない証拠である。第 2 に、歴史観では、民主化の敵を軍隊ではなく君主制と位置づけることで、人民党への評価が高まっている。第 3 に、政治の司法化の一環で、解釈に恣意性を伴う倫理規定が政治家に適用され始めた。学術研究向けの倫理規定も準備中であり、タイ研究者にとって深刻な事態である。

### マニプル州内戦への道と「ミャンマー・ファクター」

村上 武則（東京外国語大学 AA 研・ジュニアフェロー）

ミャンマーに隣接するインド北東部マニプル州は 2023 年 5 月 3 日から州内最大の少数民族であるタドウ人（クキ人）を主力とする武装勢力と州中央部の支配集団であるメイテイ人との衝突に始まる内戦に突入し、2024 年現在でもなお州南部では軍と各種武装勢力との間で膠着状態が続いている。州都インパールと南西部に位置する州内第二の都市チュラチャンドプル市（現地名：ラムカ）との往来は現在でも不可能である一方で、さらに南に位置する民族的に同系のミゾラム州とチュラチャンドプル間の往来は制限なく行われ、この内戦下の状況においてすらもミャンマーからの密入国者がマニプル州側へ雪崩れ込み武器と戦闘員を供給していると見られる。マニプル州内戦の引き金となった諸要因はミャンマー内戦と連動しており、1. クキ・チン系諸民族集団のミャンマー側チン州・ザガイン管区からの大量流入という事実、2. マニプル州政府の麻薬栽培取締まり強化によるタドウ人（クキ人）の生業崩壊と経済的困窮、さらに 3. 州中央のメイテイ人と州北部ナガ系勢力の結託による「マニプル州のクキ人（タドウ人）自体がそもそもミャンマーからの難民・不法移民であり、マニプル州在来の民族では無い」という排外キャンペーン、の計 3 点が連続した主要因として挙げられる。2021 年のクーデター以前からインド側との経済格差を原因としてミャンマー側からの流入民の存在は大きな社会問題となっていたが、コロナ禍を経た後の発表者による 2022 年 2 月から 2023 年 3 月までのマニプル州・ミゾラム州での断続的調査においても「ミャンマー・レフュジー」の流入による社会の混乱は未曽有の規模に達しており、マニプル州内の医療施設の病床をビルマ語と少数民族語だけを話す身元不明の患者たちが占拠している状況や、ミゾラム州ではミャンマー難民が路上で物乞いをしている姿を何度も目撃し、現地社会の住民から強い不安の声を聞いた。マニプル州でこれらの流入民対策として進められていたのが州南部の土地登記義務化を通じた違法占拠地帯や麻薬畑の炙り出しで、タドウ人（クキ人）側の多くがこれに協力することを拒んだため「先祖伝来の土地の領有すら証明出来ないクキ人は不法移民である」というバッシングを州内各種メディアを利用して開始し、タドウ人と長年対立関係にあるナガ系武装勢力もこれに同調し「クキ人は難民である（からナガと違ってマニプル州の住民ではない）」と声明を出して非難に加わった。そして 5 月 3 日の衝突以降はパイテ人やフマル人などタドウ人と同系のクキ・チン系諸民族を巻き込んでの全面戦争となった。本邦外務省がマニプル州民族紛争の原因として挙げているメイテイ人の ST 指定（少数民族留保措置）問題は、この内戦の遠因の一つではあっても戦線が開かれた直接の原因ではない。本発表ではマニプル州内戦に至る民族対立激化の様相とそ

の要因について、ミャンマー側との関係を踏まえて報告する。

## 「科学の大東亜共栄圏」構想の具現化：南方科学委員会の研究成果（1943.11～1944.2）

小林 和夫（創価大学）

本発表の目的は、アジア・太平洋戦争の開戦前後に叫ばれた「南方科学」の実践主体として「科学の大東亜共栄圏」構想の具現化を担ったといえる南方科学委員会（南方科学委員会 1943）の研究成果の概要を考察することにある。南方科学委員会は、南方軍総参謀長・清水規矩が評しているように、「南方共栄圏に於ける科学に関する各種機関を動員して其機能を十分に発揮せしめ以て直接作戦の要請に即応せしむると共に戦争逐行に寄与せしむる」（清水 1943）ことを目的として設立された。

本発表では、南方科学委員会における初期の研究成果が記載されている『南方科学委員会記事 第一號』（以下『記事』）、『南方科学研究輯録 第一輯』（以下『輯録』）、『ジャワ軍政監部科学技術室業務詳報（第一號）』（以下、『業務詳報』）をおもな史料として分析する。また、南方科学委員会設置の前年 1942 年に陸軍省が南方占領地における調査研究の方針を示した『南方軍政調査研究要領』も参照する。

南方科学委員会では、研究内容が「研究問題」として南方軍総司令部から提示された。その後、南方占領地の研究機関・試験機関・調査機関（以下、「機構」）に置かれた専門部会ごとに「研究問題」の検討が行われ、主査によって研究が実施された。「機構」全体の研究成果を『記事』『輯録』『業務詳報』からみると、①主要な研究業務ではゴム、潤滑油、皮革、土質、油脂塗料、構造材、植物（国防色染料、特定植物の分布、防虫剤など）、木材、各種代用品、民族・宗教（風俗・習慣、技術者・労務者の特性、宗教政策、華僑対策、言語対策）の 10 項目に力点が置かれた点、②「機構」では、従前の研究成果を活かしながらも各軍政に資する新しい研究が実施された点、③南方占領地のなかでは、「科学技術室」が置かれたジャワでの研究活動がとくにさかんであった点の 3 点が明らかになった。

また、南方科学委員会による研究は、「機構」以外にも、①ゴム関連【横濱ゴム・日清ベニヤ・三菱ベニヤ】、②石油代用品【横濱ゴム・昭南ガス】、③塗料【大日本塗料】、④椰子油脂防酸【旭電化工業・横濱ゴム】（『記事』『輯録』）、製紙【三菱製紙・王子製紙】（『業務詳報』）など、南方占領地に進出していた民間企業が参加していたことが判明した。これによって、本発表では、南方科学が軍・産・学のセクター間の連携・協力によって推進されていた一端についても確認することができた。

（文献）

清水規矩，1943，「総参謀長口演要旨」.
ジャワ軍政監部科学技術室，1944，『ジャワ軍政監部科学技術室業務詳報（第一號）』.
南方科学委員会，1943，「南方科学委員会設立要綱」.
———，1944a，『南方科学委員会記事 第一號』.
———，1944b，『南方科学研究輯録 第一輯』.
陸軍省，1942，『南方軍政調査研究実施要領』.

## ラオス山村における労働交換：不参加世帯の実状

福島 直樹（京都大学・CSEAS 連携研究員）

作物や家畜の生産過程は、生育過程に従い労働を多く必要とする時期と、労働とほとんど無関係に作物や家畜の生育する時期があり、季節性と適期性が生じる。季節性は作目の組合せなどにより緩和できるが、適期性が重視される植付けや収穫は労働需要が一時に集中する農繁期が形成される。そのため東南アジアにおいても焼畑の収穫作業や水稲作の移植作業に労力を相互交換する労働慣行（労働交換）のあることが報告されてきた。本発表では、ラオス北部フアパン県 L 村（全 71 世帯）を対象に調査した結果を報告する。

調査の結果、水稲作では、多くの場合、親族関係にある 3～4 世帯が労働交換を利用して移植作業を実施していた（図 1）。一方で、約 25% の世帯は労働交換をほとんど利用していないことが分かった。不参加の理由は大別すると 2 つあった。①労働交換が不要な場合（世帯内に十分な労働力を有する、コメ不足に際しても市場から購入できるような経済力を有する等）と、②労働交換への参加に障壁のある場合（労働力を他世帯に提供する余裕がない、村内で交際の機会が少ない等）だった。これが要因となり、労働交換の不参加世帯は結果として 2 極化し、村内における経済的上層と下層に偏在したと考えられる。

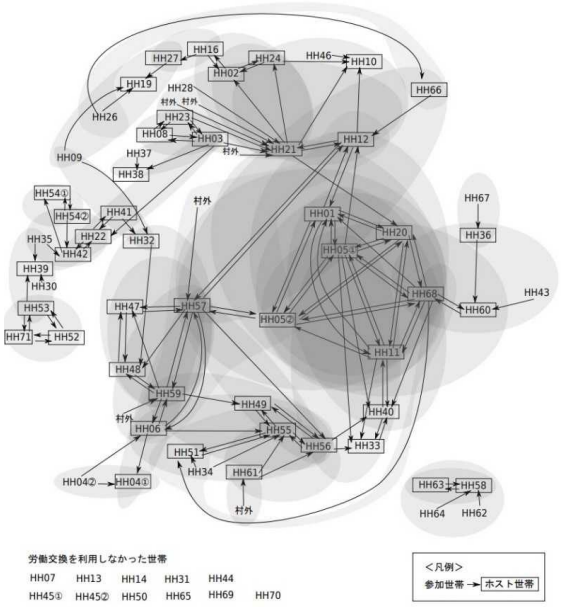


図 1　労働交換のホスト世帯と参加世帯、および不参加世帯（水稲作）

## 現代フィリピンにおける社会的リアリズムの実践と美学：アート・アクティビズムを事例として

丹羽 理（京都大学・博士課程）

本発表では、フィリピンの芸術運動である社会的リアリズム（Social Realism）の実践と美学の考察を行う。

1980 年代以降、社会変革のための創造的実践としてアート・アクティビズムは注目されてきた。近年では、これまでの西洋中心的な議論への批判とともに、グローバル・サウス、特に被植民化の歴史をもつ地域におけるアート・アクティビズムの独自性が検討され、その相対化が進んでいる［Castellano 2021］。本発表が事例とするフィリピンの社会的リアリズムは 1970 年代の戒厳令下に盛り上がりを見せた芸術運動であり、革命を通じた社会主義国家の実現を目指す国民民主運動（National Democratic Movement）を基盤として発展してきた。その目的は、1）社会的に搾取・抑圧された民衆の現実の可視化、2）植民地的過去の批評と未来のオルタナティブの提示、3）西洋的形式や美学とは異なるナショナル・アイデンティティの探求にある［Guillermo 1986］。

発表では、社会的リアリズムの歴史的位置付けを植民地主義の文化政治という視角から整理したのち、発表者が調査を行なってきた国民民主運動に連なる団体 T を事例として、現代における社会的リアリズムの影響とその実践を明らかにする。

結論としては、まず社会的リアリズムの二重化が指摘できる。今日のフィリピンの美術界において、社会的リアリズムは再評価の機運にある。しかしながら、その注目は個人制作による視覚芸術に限定されている。T のメンバーはこれを、社会的リアリズムの矮小化であり、現代芸術制度への包摂であるとして批判する。彼ら・彼女らにとって社会的リアリズムとは「実践」であり、政治的な直接行動と切り離せないものである。現在の T の活動は、この実践としての社会的リアリズムを継承しているものとなる。なかでも「生産（production work）」という実践にそれは顕著である。生産は、壁画やエフィジー（大きな張子人形）、プラカードなどをメンバー、ボランティア、時には労働者たちと共同制作する、あるいは、合唱や演劇、ダンスの創作と練習を行うものである。モノであれパフォーマンスであれ、これらのアート（*sining*）はすべてデモという政治的出来事に向けて準備され、公共空間において、常に集合的な身体とともに、あるいは集合的身体そのものとして提示される。結論の二つ目として、社会的リアリズムとは運動を賦活するアートであると同時に、運動のダイナミズムそのものの（再）構成に関わるパフォーマティブな集団実践であることを指摘する。

〈参照文献〉

Castellano, G. C. 2021. *Art Activism for an Anticolonial Future*. Albany, New York: State University of New York Press.

Guillermo, Alice G. 1986. *Social Realism in the Philippines*. Manila: Asphodel.

## 「死者への供物 Pati Kaa Ata Mata」：インドネシア・フローレス島の人々は前代未聞の出来事とどのように折り合いをつけているか

青木 惠理子（龍谷大学・研究員）

インドネシア・フローレス島中部山岳地帯リオ語圏地域社会は多数の儀礼共同体からなる。この地域全体を覆うような権威構造は見られ

ない。個人は一つまたは複数の儀礼共同体に寄与／帰属している。彼らは西洋近代的な民主主義や自治とは異なる原理に基づき、平等で自律的な社会生活を営んできた。

これまで、植民地政府（オランダ、日本）、カトリック教会、国家（インドネシア）など西洋近代的外部勢力との関係のなかで様々な変化がみられたが、平等で自律性の高い地域社会のありかたは保たれ、外部勢力に従属するということは見られなかった。その大きな要因は、外部勢力にとってこの地が政治経済的に価値をもたなかった、外部勢力の継続的な欲望の対象にならなかったことであるともいえる。

しかし、この約 10 年の間、外部勢力に起因する前代未聞の出来事、が生じている。それらは、外部勢力がこの地に経済的価値を見出したことと深く関係し、地域社会の平等性と自律性を組み変えてしまう可能性を孕んでいる。本発表では、*tana*（土地・大地・土・

世界）に関係する以下の 4 つの前代未聞の出来事に注目する。なぜなら、*tana* は、この地域の人々にとって、最も重要な生産手段であるだけでなく、様々な儀礼が捧げられる神霊的存在であり、*tana* 神霊との関係では人間の近代的主体は成り立たないからだ。

第一の出来事は、資本主義市場の欲望が齎した工業生産食物特に食用油の摂取に相関する（と思われる）脳溢血・心臓発作による突然死、それに伴う農作業中の死である。最近の突然死、特に田畑での突然死は人々を不安にさせるが、その災いは儀礼リーダーたちによる儀礼で *tana* から取り払われる。第二の出来事は、農業生産向上のための行政予算による農道の開発である。この場合にも必ず儀礼リーダーたちにより *tana* に許しが請われる。第三の出来事は、国立公園としての広大な土地の国家による囲い込みである。国立公園化のプロセスでは関係する儀礼村の儀礼リーダーたちが政府によって招かれ儀礼を執り行った。毎年 8 月 14 日には国立公園内の「死者の終着地」に対し「死者への供物」が儀礼リーダーたちによって捧げられる。しかしこれらの儀礼は国立公園行政によってお膳立てされ、8 月 17 日に同地で行われるインドネシア独立記念式典に包摂される。第

四の出来事は、国立公園と隣接するソコリア地熱発電工場 SGI の建設操業である。SGI はシンガポール資本企業 Orka による。SGI の周辺の地形は険しく資材の搬入には国立公園内に建設した道路を使う。自然保護を謳う国立公園設置は自然の開発を謳う、そこに必ず大規模な破壊が伴う、地熱発電工場建設操業と抱き合わせになっている。

国立公園設置と地熱工場建設操業を支えるのは、近代的主体としての人間とその行為の対象としての土地であるという知だ。このような状況は、この地域の人々にとって、初めての植民地化体験とも言え、人々は未曽有の苦戦を強いられていると言える。

## 稲と交易をめぐるベトナム（越南）との関係に関する琉球史料と祭祀伝承：中国史料、マレー伝承との照合

新江 利彦（東洋大学アジア文化研究所・客員研究員）

琉球国（沖縄県）八重山地方の祭祀古謡に、アンナン（またはアレシン）から稲をもたらした兄妹神タルファイとマルファイへの雨乞い歌が三首あり（喜舎場永珣 1970）、琉歌集「おもろさうし」巻十三（c.1531）の船ゑとに、「かうち」へ航海する船頭への賞賛（750 番）や航海安全の祈願（807 番）、無事の帰帆を祝賀する歌（883 番）が三首ある（外間守善・西郷信綱 1972）。これら詩歌に見えるアンナンは An Nam（安南）、かうち（コーチ）は Kẻ Chợ（交趾）で、共にベトナム（越南）北部を指すのだろうか。

『歴代宝案』尚真王第四年（1480）の記録にマラッカ国のラクサマナ書簡があり、黎聖宗治下の交趾海域における琉球船遭難と、チャンパー（占城）領内での琉球人生存者の保護及び琉球への送還が報告されている。また、尚真王第三十三年（1509）の記録に安南宛て礼儀奉謝の派船書簡（執照）があって、「おもろさうし」883 番の歌から無事帰帆したと考えられる。1509 年の琉球から安南（大越黎朝）への謝恩の対象となった事件として、1475～1478 年頃の大越黎朝とチャンパー・パンダラン王朝（藩籠または波籠）の戦闘に遭難琉球船員が巻き込まれた越琉交戦（征琉球）、及びその戦死者を琉球が輿に載せて連れ帰ることを承認した「琉球輿尸」（承認時期は不明、『大越史記全書』巻十五、統元六年（1526）の論に見える）などが考えられるが、信憑性のある史料はない。同様に信憑性を欠くが、遭難琉球船員がチャンパー・パンダラン王朝に加勢した背景情報として、マレー編年史『スジャラ・ムラユ』（Sejarah Melayu, c.1612）第二十二編年史に見える、ラキウ（琉球）人女

性とチャンパー（占城）王の結婚と、その娘に求婚して拒否されたコーチ（かうち/交趾）王によるチャンパー征服の物語がある。

八重山における水稲耕作に関して『朝鮮成宗実録』成宗十年（1479）の閏伊是磨（与那国島）記事があり、稲は十二月に播種し正月に田植えし五月に収穫する夏熟稲であると述べられていて、記録上の越琉交流以前、すでに八重山の西端まで水稲は伝えられていた。その稲はインディカ品種の占城稲だった可能性がある。八重山の米は大正年間までインディカ米を使う泡盛の原料だった（沖縄毎日新聞）1914 年 5 月 9 日付記事）。昭和三十年代に残存していた琉球在来稲のうち、八重山の波照間坊主など七品種が籾のフェノール水溶液着色検査において着色（＋）反応となり、インディカ品種と確定された（永松土巳・新城長有 1960「沖縄在来稲の分類に関する研究」）。また、閏伊是磨記事にもあるように、八重山在来稲には夏熟稲があったが、ベトナム北部においても黎貴惇 1773『芸台類語』や潘継炳 1915『越南風俗』は「占城稲は夏熟稲（冬作米）である」と定義する。八重山在来稲保存サンプルとベトナム在来インディカ稲の遺伝子比較が待たれる。

### 超高層の環太平洋史：日本の対インドネシア戦後賠償建築

山下 嗣太（コーネル大学・博士課程）

本研究は建築技術や建材の環太平洋的な移動による超高層建築の形成を通し、冷戦期における日本・インドネシア・アメリカのポスト帝国主義的関係性を論じる。インドネシアへの軍事支配に対する戦後賠償は、日本の産業化というアメリカの冷戦戦略のため、その多くが日本企業によるプロジェクト輸出の形をとった。政府に保証された潤沢な資金を元に、日本企業は最新の技術を、時には日本国内よりも先に実現することができた。スカルノ大統領の要望により、1964 年に工事が始まった超高層建築、ウィスマ・ヌサンタラはその一例である。マレーシアの成立に対抗する闘争（konfrontasi）の最中にあったスカルノ独裁政権は、福祉改善を蔑ろにし、ナショナリズムのモニュメントとしてのモダニズム建築を要望した。そこで鹿島建設は、ちょうどこの当時国産が始まっていた H 形鋼を構造材とした、初めての超高層建築を手がけた。その成功により、H 形鋼は日本初の超高層である霞が関ビルにも適用されることとなった。

これら二つの超高層建築はともに、自国の発展のシンボルとして表象された。鋼材生産や耐震構造はアメリカの技術の導入に基づいていたにもかかわらず、霞が関ビルは「純国産の技術」として、五重塔以来の日本の高層建築技術の延長、そして高度経済成長のシンボルとして語られた。一方でスカルノは、ウィスマ・ヌサンタラをボロブドゥール以来の高層建築文化の復活であるとした。しかし 1965 年の 9･30 事件のあと工事は停止し、鉄骨だけが建設された状態のまま放置されることとなる。霞が関ビルが完成した 1968 年前後には、日本はニューヨークの超高層ビルのために、高強度の構造用鋼を輸出した。しかし、日米貿易摩擦を背景に、アメリカのクライアントはこの事実を隠蔽しようとした。日本の技術への依存という事実は、超高層建築の世界的な中心地というニューヨークのステータスを脅かすものであると考えられたのである。このように、いずれのケースにおいても、技術や建材の国際依存がその語りから抹消された。

国家発展の象徴として建設された超高層建築は、まさしくその象徴性のために、社会運動の標的となった。霞が関ビルは資本主義の象徴とされ、アメリカの東南アジア侵攻への日本の共犯性が問題とされた 70 年安保に際して、その広場にデモ隊がなだれ込んだ。ニューヨークでは、ビルの建設作業員がベトナム反戦運動を襲撃する事件が発生した。ウィスマ・ヌサンタラは、スハルト政権が西側諸国へと接近して外資導入が再開したことで、三井物産によって 1972 年に完成し、主に日本企業が入居した。日イの貿易摩擦の顕在化により、ウィスマ・ヌサンタラもまた学生運動の標的となった。超高層建築の建設を可能にした冷戦期の国際的な政治経済的連関は隠蔽されたはずであったが、ビルが都市空間に具現化すると、社会運動によって可視化されたのである。本研究は建築空間の生産を事例として、環太平洋地域の連関を焦点とした歴史記述を提唱する。

### マラッカ海峡を挟み〈ブミプトラ〉が辿った異なる歩み：名づけと名乗りの政治学

加藤 剛（東洋大学アジア文化研究所・客員研究員）

2022 年研究大会で「ブミプトラの履歴書」と題する報告を行った。そこではまず、1854 年成立のオランダ領東インド統治法を取り上げ、統治法が東インドにおいて、統治する側の「ヨーロッパ人」と統治される側の「inlanders」、「inlanders」と同等視される「外来東洋人」という住民区別を定めたこと、そして〈ブミプトラ〉は、「inlanders」に対応するマレー語の言葉として 19 世紀後半中頃に造語された、とした。この語は早くは 1910 年代末にマラッカ海峡を越えて英領マラヤに伝わり、同じ言葉ながら海峡を挟んで異なる運命を辿ることになる。本報告では、植民地期から現在までのふたつの国における〈ブミプトラ〉の歩みを考察する。

東インドの場合、20 世紀になりオランダに留学した inlanders は、オランダのオランダ人は彼の地の inlanders ではなく、自分たちはオランダでも inlanders だ、つまりこの語は「地元民」の意味ではなく、未開性を含む属人的特徴を持つ「原住民」だと発見する。Inlanders＝ブミプトラは蔑称だと捉えたナショナリストは自称を模索し、1928 年の「青年の誓い」で「インドネシア民族」を名乗った。

独立後のインドネシアではブミプトラの使用は忌避され、今ではこの語は死語に近い。代わりに、特にスハルト期の 1970 年代半ば以降に用いられたのが、「純粋インドネシア人」（orang Indonesia asli）の意味でのプリブミ（pribumi）という名乗りである。植民地権力オランダが、統治者の「ヨーロッパ人」との区別において inlanders＝ブミプトラを意味づけたように、独立後オランダに代わり主権者となった元ブミプトラは、プリブミを名乗ると同時に、主として華人をノン・プリ（non-pri）と名づけることにより自らを意味づけるに至る。

これとは対照的に、英領マラヤに伝えられたブミプトラは、「inlanders＝被治者である原住民」の意味から自由であり、R.J. Wilkinson はマレー語＝英語辞書（1932）の中で、この語を「natives of a country; sons of the soil」と訳した（サンスクリットの bhūmiputra を sons of the soil を訳せるかは必ずしも自明でない）。1930 年代にマレー語定期刊行物の出版が活況を呈すると、ブミプトラは拡大したマレー語言論空間でも取り上げられるようになった。ナショナリストによるその解釈は、移民の華人やインド人などと異なり、マラヤの先住の民、それも特別な権利を持つ民すなわちマレー人と同義だとし、植民地宗主国イギリスはマレー人の権利を守るべきだと論じた。ただしこの語は、戦前も独立後しばらくも一般的な政治的語彙となることはなかった。マラヤ連邦独立（1957）後最初の選挙（1959）後に開かれた下院議会の議事録をみても、ブミプトラという言葉は見当たらない。その代わりに目につくのは、1930 年代と同様に「マレー民族」(bangsa Melayu)と（移民の）「外国民族」(bangsa-bangsa asing) との対比である。

1960 年代に入ると、マレーシアの成立（1963）、マレー人の経済的地位向上を目指す「ブミプトラ経済会議」の開催（1965, 68）、1969 年の人種衝突を経て 1971 年に新経済政策が始まり、ブミプトラは重要な政治概念となる。ノン・ブミという名づけがないわけではない。だが新経済政策が「ブミプトラ政策」の通称でも知られるように、大学入学枠、公務員採用枠、株式資本保有率などにおいてブミプトラの比率を高める政策が導入されたこともあり、ブミプトラはこの語だけで強い政治的存在感を投射する名乗りとなった。

プリブミもブミプトラも、国民の間に「元々の民／本来の民」対「植民地期の移民の子孫」を区別し差別する言葉である。今後の検討課題は、国民統合の観点からこれらの言葉の存在はどのような意味を持つのか、その現在と将来を含めて考えることである。

## インドネシアにおける刑事司法改革に関する一考察：修復的司法の導入をめぐる議論から

神内 陽子（名古屋大学）

近年インドネシアでは、従来の近代的な裁判制度に対するオルタナティブ・アプローチとして、犯罪や非行を人々およびその関係の侵害と捉えたうえで、被害者、加害者、コミュニティのメンバーら当事者間の対話を通じた関係性の修復を目指す修復的司法（Restorative Justice, 以下 RJ と記す）の導入が進められている。具体的には 2012 年少年刑事司法制度法（UU SPPA）により、ダイバージョン（通常の裁判手続きからの離脱）の基礎として初めて RJ が採用されたことに続き、2020-2024 年国家中期開発計画（RPJMN）が RJ の導入を司法制度改革の政策戦略の一つに掲げたことを受け、2020 年代以降は関係機関の訓令や決定に基づき、一定の条件を満たす成人事件にも RJ が適用されている。さらに 2023 年 1 月の改正刑法は、「修復」の語こそ用いていないものの、実質的には応報的司法から RJ へのパラダイム転換を図っており、

これと前後して政治・法務・治安担当調整省下に「RJ 実施のための調整チーム」が結成されるなど、3 年後の法施行に向けて準備が進められている。

本報告では、2010 年代以降の関連諸法令を検討したうえで、刑法改正にともなって活発化している RJ 導入をめぐる議論の内容とその論点を分析する。資料として用いるのは、2022 年 11 月に開催されたナショナル・カンファレンスをはじめとする会議の録画記録や、市民団体によるセミナーの動画などである。分析の結果として、①これまで成人事件に関しては、警察、検察、裁判所がそれぞれの内部規則に基づき RJ を実践してきたことから、今後は定義や目的についての共通の理解と包括的な制度構築が課題とされていること、②具体的な制度設計にあたっては、政府側が、当事者間の合意成立をもって裁判手続きを打ち切ることにより刑事施設の過剰収容問題の解決につなげたいとするのに対し、最高裁や市民団体は、被害者の損害回復を優先する観点から政府の負担軽減の問題は RJ と分けて考えられるべきであるとするなど、立場の相違があること、③汚職の蔓延や第三者監視機関の不在などを背景に、RJ が「取引的正義（Transactional Justice）」になりうることが懸念されていること、④RJ の理念自体は各アダット（慣習）共同体のもつ問題解決法の中にすでに内包されているとみなされていること、などを示す。

〈動画資料（一部）〉

Institute for Criminal Justice Reform. 2022.11.1. *Pembaruan Hukum Pidana di Indonesia dengan Keadilan Restoratif*［修復的司法によるインドネシアの刑法改革］. https://www.youtube.com/live/c-jrK8oaB8g?si=FaP85t7jEnTCNSJ9.（2024 年 11 月 5 日最終閲覧）

## 親密圏と公共圏を架橋する「つくられた伝統」：インドネシアの地域住民が持つ政治参加信念としてのムシャワラとゴトンロヨンに着目して

大庭 フランシス 光瑠（広島大学・博士課程／日本学術振興会）

本発表はインドネシア独立当時から指導者たちによって喧伝されてきた「インドネシアの伝統」が、いかに地域住民の政治へのインフォーマルな関与を促すのか、伝統的価値として地域住民に受け入れられている「ムシャワラ（全会一致の精神）」と「ゴトンロヨン（相互扶助）」に着目して追求する。

オルデンバーグ（1989）は、カフェや図書館をはじめとする、社会的目的のない憩いの場所での市民同士のインフォーマルな公共生活の重要性を説き、そのうえでアメリカなど先進国における都市の成長と開発はこのインフォーマルな公共生活の提供を疎かにし、それによって民主主義の草の根は弱まっていることを指摘している。本発表の発表者はこれまでの研究で、インドネシアの都市部住民たちがコーヒーやたばこを手にカフェやレストランはもちろん、公園や道端の地べたで家族同士や友人同士が時間を過ごす「ノンクロン（だべる・たむろする）」という文化に着目し、そのインフォーマルな会話の中で住民たちの政治的意見が生まれる素地があるとして研究してきた。本発表はこのノンクロンのような「親密圏」が、地方政治や自治コミュニティという公共圏とどのような接続を持つのか検討することが目的である。

小林（2004）が示したように、インドネシアの創成期に多様性を有するインドネシアにおいて社会を構築するための礎としてゴトンロヨンなどの「伝統的価値」がうみだされた。Masri（2021）は、ムシャワラは住民を熟議型民主主義へと駆り立てる理念であるとし、さらにこの理念がジャワ的価値とムスリム的価値が結びついたものであるからこそ住民に広く受け入れられていることを示した。

本研究は①地方自治首長への民意の取り上げ方に関するインタビュー、②地域行事への住民参画のあり方に関する参与観察を通じて、伝統的価値が住民の社会形成や政治参加の後押しとなっていること、そしてムシャワラやゴトンロヨンなどの伝統によってハーバーマスがいうところの「親密圏」と「公共圏」がインドネシアにおいては強く結びついていることを示す。首長はムシャワラに基づいて住民の声を集めるべく声を届ける機会や場所を提供しているが、一方で住民は議会議員との個人的・地域的なつながりのもとでインフォーマルに議論する場を持っている。地域行事への住民参加はゴトンロヨンのもとに行われ、相互扶助に関わることが社会やコミュニティでのメンバーシップの礎となっており、ゴトンロヨンは制度的社会保障の代替ともいえる。伝統として浸透した価値観は住民の政治参加・社会形成に大き

く貢献するが、一方でコミュニティの外と内を規定するものでもあり、コミュニティの内側に入れるものしか社会や政治に参加できないという意味でインドネシアの地域社会における親密圏と公共圏は結びついている。

### リベラル派イスラム思想の展開と「インドネシア女性ウラマー会議（KUPI）」

大形 里美（九州国際大学）

本報告では、KUPI（インドネシア女性ウラマー会議）の成立と展開に焦点を当て、その思想的意義を明らかにすることを目的とする。KUPI は 2017 年と 2022 年に会議が開催され、今後も継続的に開催される予定である。この会議は、インドネシアのリベラル派イスラム思想の一潮流である文脈的解釈（maqāṣid al-sharīʿa や歴史的解釈法）を背景に生まれた新しい運動であり、既存のイスラム法学にジェンダー平等の視点を取り入れる革新的な試みとして注目されている。

従来の研究（野中 2020、見市 2020）では、KUPI とリベラル派イスラム思想の繋がりや KUPI の組織構造について十分に解明されていない。本報告では、KUPI が単なる組織ではなく、正義を求める運動体であり、多様な視点を融合する場として機能していることを示す。KUPI は特定のリーダーに依存しないネットワーク型の運動体である一方で、思想的支柱としてフセイン・ムハンマド（Husein Muhammad）の存在が重要な役割を果たしている。

KUPI の運営には複数の組織間の協力が不可欠である。第 1 回会議は 4 つの組織により、第２回会議以降は 5 つの共同運営組織により運営され、それぞれの組織はフセイン・ムハンマドの弟子や彼が設立した「キタブ・クニン研究フォーラム（FK3）」の元メンバーらが中心となっている。各組織は人的ネットワークで深く結びつき、相互補完的な役割を担っている。特に、KUPI の一部であり家族法の研究を担当する ALIMAT は、KUPI の「頭脳」として重要な役割を果たしている。

インドネシアにおけるイスラム学者の革新的な取り組みは、イスラム世界全体においても注目を集めている。インドネシアでは 1970 年代からイスラム国家の設立を否定するリベラル派イスラム思想が台頭し、1990 年代半ばからは、女性の課題に対する文脈的解釈を用いたアプローチが取られ、ジェンダー平等の視点から新たなイスラム女性法学の構築が進んできた。その中心にはフセイン・ムハンマドが存在し、彼の指導のもとで発展したジェンダー平等を目指すイスラム女性法学の言説は、世俗派女性組織の活動を思想・言説面で支え、共闘する新たな展開を見せている。これは、他のムスリム諸国には見られないことである。フセイン・ムハンマドの言説が保守派勢力と闘う際の彼女らの武器となっている。こうした流れを背景に、女性問題に取り組むイスラム学者は増え続け、2017 年と 2022 年には KUPI が開催され、伝統派と近代派の垣根を越えた学者たちの協力が見られるようになった。

現在、KUPI やその一部である ALIMAT は、マレーシアの Sisters in Islam や国際的な運動体 MUSAWAH とも連携し、国際的なイスラム改革運動においても思想面での裏打ちとして重要な役割を果たしている。「イスラーム法は、もはや法学者という専門家にのみ独占されたものではなくなった」と述べる研究者もいるが、イスラム世界の社会改革にはイスラム法学者らの言説が依然として欠かせない。KUPI の重要性はまさにそこにある。このようにして KUPI はインドネシア国内にとどまらず、世界に向けて影響力を拡大している。

### フィリピンのブラック・ナザレーン信仰における宗教コミュニティーHijos の信仰実践：教会と信徒の枠を超えた信仰運営の日常

松崎 準（大阪大学・博士前期課程）

本報告では、フィリピンのカトリシズム信仰において、制度教会とデボト（deboto 信心を行う人々。以下デボト）の中間に位置するコミュニティーが、権威的な男性性を発揮しながら、信仰におけるルールを教会と協議し、デボトの信仰実践を主導、監督してきたことを明らかにする。

宮脇（2003）によると、フィリピンのカトリック教会は、デボトが行う信仰実践の正統性について、容認や不許可などの姿勢を示すものの、実際の現場の運営はデボトの主体性にまかせてきた。しかし、特に 1990 年代以降、教会は信仰の主導権の掌握するため、教会形成のビジョンを、信徒のリーダーシップを生かした参加型のものに刷新した。本報告が事例とするブラック・ナザレーン信仰は、マニラ首都圏、キアポ

地区で行われる。17 世紀初頭にメキシコからもたらされた黒いキリスト像への信仰に対し、現地教会は現在に至るまで「土着的な」要素を黙認しつつも、その正統性を認可してきた。

本研究は、こうした教会による恣意的な認可の姿勢を考慮しながら同時に、長年信仰を主導してきた信徒集団に焦点を当て、教会とデボトの中間で展開される相互的な交渉、組織的な運営、実際の監督の様相を考察する。

この教会とデボトの中間的存在を検討するためには、教会／デボトという区切り以上に、複数の立場をより詳細に明示した上で、俯瞰的に全体像を描く必要がある。具体的には、①教会の聖職者、②教会内部の関係者、③中間的コミュニティー：Hijos（イホス）とその下部組織 Balangay（バランガイ）、④デボトという四つの主体に整理できる。この中間的コミュニティーは教会から教理教育を受け、現場の監督権限を付与されているものの、教会内部には所属していない。一方で、熱心なデボトに広く開かれているボランティア団体ではあるものの、その活動はデボトの個人的な信仰実践とは一線を画するものである。

彼らの活動内容は二つの点を中心に整理することが出来る。一つ目は、大量の人が祈りに来るキアポ教会で、日常的に案内係を務めている。もう一つは、Translacion（トランスラシオン）という、何百万の人が参加する町をあげた祭りにおいて、Hijos の男性メンバーが、聖像に押し寄せる群衆を物理的に押しとどめ、排除し、統制している。

これらの活動において、Hijos の持つ男性性は重要な要素である。Hijos は中間的コミュニティーにおいて上位組織とされ、主に中年の男性で構成される。その中でも一部の選ばれた役職の人のみが、実践におけるルールを教会や行政と直接協議する。また権威性を伴う監督活動において、空間的な秩序を維持する際に、身体的な男性性が発揮される。

このように、中間的コミュニティーがもつ、教会が付与した正統性と権威性を帯びた男性性は、ブラック・ナザレーン信仰という特殊な事例において、教会とデボトを仲介する際の特徴を規定する大きなファクターの一つであると言える。

**ミャンマー仏教瞑想運動の現在を追う：パーアウッ瞑想法による集中力の復興**

川本 佳苗（東京大学／日本学術振興会）

スリランカや東南アジアで実践されるマインドフルネス（気づき）を中心とした仏教瞑想は、ミャンマーが近代化する過程で復興されたものである。特に、19 世紀後半から 20 世紀にかけて出現したヴィパッサナー（観察）瞑想は教理を簡素化した方法によって支持され、1950 年以降、大衆瞑想運動と呼ばれる展開を見せた（Jordt 2001）。その結果、仏典に頻出する禅定（深い集中）を修練するサマタ（心の静寂）瞑想が周縁化した。現代の仏教瞑想の研究においてもマハースィーを代表とするヴィパッサナー瞑想法に主眼が置かれてきた。

本研究では、瞑想運動の現在を明らかにするために、1990 年代から台頭してきたパーアウッ長老（Hpa-Auk, 1934 年～）の瞑想法を事例としてその展開と受容を分析する。パーアウッ瞑想法は 2000 年代より先行研究で注目されつつも、概要の紹介か今後の課題としての示唆に留まってきた（Houtman 2014, Cousin 2022）。その理由として、パーアウッ瞑想法の理解には難解な仏典の理解を必要とすることが挙げられる。本研究では、パーリ仏典とパーアウッの著書の文献調査と共に参与観察を用いて、パーアウッの教理解釈からどのように瞑想法が提示され、それを実践者がどのように受容しているかという実態を解明する。

瞑想文化は政治と影響し合っている。英領時代に国民のアイデンティティとして仏教精神が重視され、在家主導の宗教施設である「瞑想センター」の設立が国家的に支援されるなど、ヴィパッサナーによって心を自制し涅槃を目指すことが在家信徒に推進された。それに対し、サマタは革命、反乱あるいは錬金術や魔術の信仰と関連し、仏教実践としての正統性を低下させられていった。

パーアウッは瞑想センターの基本形式を踏襲しつつ、戒律順守と長期で修行する正統な僧院型の組織を採用し、ヴィパッサナーに先立ちサマタを必須とする段階的な瞑想法を体系化した。サマタ瞑想法の特徴は、集中力と「光」を用いた視覚的イメージ（ニミッタ）の解釈にあり、パオ長老を始め瞑想上級者は、集中力の修練によって禅定を経験するに至り、集中力に比例して出現する光でもって様々な事象を観察することができた。

パーアウッ瞑想法の台頭は、個人の悟りという問題では簡易化されたヴィパッサナー以上の高い到達を求めるという、仏教瞑想の大衆化

への反動とも言える。また、社会的問題としては、1990 年から民政移管のミャンマーの転換期に呼応して、心を自制するヴィパッサナーから精神の強い「力」を鼓舞するサマタを求める国民の心に呼応したと考えられる。

Cousins, L.S. 2022. *Meditations of the Pali Tradition: Illuminating Buddhist Doctrine, History, and Practice*. Ed) Sarah Shaw. Colorado: Shambala Publications.

Houtman, Gustaaf. 2014. “Vipassanā in Burma: Self-government and the Ledi Ānāpāna Tradition”. *Hindu, Buddhist and Daoist Meditation. Cultural Histories*. Oslo: Hermes. 91-115.

Jordt, Ingrid. 2007. *Burma’s Mass Lay Meditation Movement*. Ohio University Press.

## カーディリー教団ト・キーセ派の広がり：ムハンマド生誕祭からの考察

柴山 信二朗（帝京平成大学）

本発表は、タイ中部アユタヤを中心に広がるイスラーム神秘主義教団（タリーカ）カーディリー教団ト・キーセ派の維持・広がりについての聖者信仰的要素及び民衆イスラーム的要素からの考察の報告である。

タイにはカーディリー教団、シャージリー教団、アフマディー教団等のタリーカが存在するが、それらの中で最大の信者数を有するのは 19 世紀末頃から広がりを見せたカーディリー教団である。同教団には中部アユタヤを中心に広がるト・キーセ派とワット・コーク派、また、首都バンコク近郊及び南部を中心に展開するカーディリー・アーリー派等がある。これらの中で最大派であり、ト・キーセを聖者（ワリー）と崇めるト・キーセ派は年 4 回の宗教行事を行っており、各行事にはタイ国内各地から多くの信者がト・キーセ派の中心地である通称プーカオトーン・モスクに集う。

東長（2013）は、イスラーム神秘主義（スーフィズム）は「神秘主義」、「道徳」、「民間信仰」の 3 極から成るとの分析枠組を提唱している。そして、「民間信仰」は他者に頼ったり働きかけたりすることによって自分を取り巻く状況の変革を願望するものであるとし、「聖者信仰」を「民間信仰」の一環であると位置付ける。更に、「民間信仰」を象徴する用語として「奇跡（カラーマート）」、「とりなし祈願（タワッスル）」を挙げ、また、「聖者信仰」にまつわる行為として「とりなし祈願」と「聖者廟参詣（ズィラーヤ）」を挙げる。本発表では、東長の分析枠組・概念を援用して、聖者信仰を構築する概念（聖者信仰的要素）として「奇跡」、「とりなし祈願」、「聖者廟参詣」および「恩寵（バラカ）」を想定し、2024 年 9 月に 3 日間にわたって執り行われたムハンマド生誕月初祭（以下、ムハンマド生誕祭）において観察できた信者達の信仰実践の中からこれら聖者信仰的要素を抽出することを試みる。また、ムハンマド生誕祭において見られたその他の聖者信仰にまつわる諸行為として民衆を惹きつける要素（民衆イスラーム的要素）についても言及する。そして、聖者信仰的要素や民衆イスラーム的要素がト・キーセ派の維持・広がりの一助となっていることを指摘する。

「奇跡」の伝承を持つト・キーセを信奉するト・キーセ派のムハンマド生誕祭では「聖者廟参詣」、「とりなし祈願」、「恩寵」を求める等の実践が観察できた。また、生誕祭では「楽隊による演奏」、「クラビークラポン演武」等が観察され、これら要素が同派信者の維持や広がりの一助となっていることが見て取れた。

なお、タイのイスラーム社会ではスーフィズムは「正しいイスラームではない」と批判される傾向がある。ムハンマド生誕祭では同批判への対処として、各儀式の幕引きに国王賛歌を演奏する等で公的イスラームとして「正しいイスラーム」を主張する様子が観察できた。このこともト・キーセ派の維持・広がりの一助となっていると考えられる。

## 千の唇、百の舌：エンデの妖術と日本のいじめ

中川 敏（大阪大学・名誉教授）

規約とは個人に先立って存在する社会のルールである（道路は右側をあるけ）、それに対して黙約は社会の成員がその都度つくりだしていくルールである（ボートを漕ぐタイミング）。構造主義は規約を文化と同一視する。進化論的な人類学は黙約によって文化が誕生したと考える。この発表は、エンデの文化（インドネシア）における妖術の一形態、「千の唇、百の舌」をきっかけにして、規約と黙約の問題を考察する。エンデにおいて通常の妖術の形態が規約の相貌を呈するのに対し、「千の唇、百の舌」は黙約の相貌を呈している。

オースティンは彼のコミュニケーション議論（言語行為論）の出発点を規約にもとめた。彼の議論の中心である「発語内の力」の源泉を規約であるというのだ。ストローソンは、オースティンの言語行為論とグライスのコミュニケーション理論を対照するという新しい視点を導入した。それにより、コミュニケーションの基礎となるのは規約ではなく意図であるという可能性を指摘した。グライスの「非自然的に意味する／意図する」の議論は次のようにまとめることができる：ダニエル・デネットにならって、グライスの議論を高次の志向性（意図）として再提示したい。その言葉づかいに従えば、グライスの理論で問題となっているコミュニケーションは、「3 次の志向性」であることとなる。すなわち、「A は「B は「A が p と信じている」と信じている」と信じている」という状況こそがコミュニケーションを可能にしているというのだ。志向性が 3 次まで達したとき、二者間の間の黙約が産まれたと言うことが可能であろう。オースティンは規約が行為（コミュニケーション）を産むと主張したのに対し、グライスは行為が黙約を産むと主張しているのである。二者間の黙約の議論を三者間の黙約（社会性）へと広げることができれば、規約（あるいは文化）の発生の謎を解く突破口となるであろう。そのような展開を示唆する議論として、この発表では別役実による『ベケットといじめ』の議論を紹介したい。別役は 1986 年のある中学校のいじめをとりあげる。鹿川くんへの日々のいじめは、最終的に教師も参加した「お葬式ごっこ」へ、そして、鹿川くんの自殺へと至ることになる。教師をも巻き込んだこれらのいじめの異様さを、別役は近代的「個」によるいじめとのずれによって鮮かに示す。そして、この異様ないじめの背後にあるものを、別役は「無記名性の悪意」と呼ぶ。この「無記名性の悪意」を説明するのが別役の本の目標である。彼はそれを近代的な「個」に対する「孤」という概念を軸として描く。「個」が関係をつくるのに対し、関係が「孤」を作るのである。そして、この「孤」との関係でうかびあがる「関係」こそが「無記名性の悪意」の正体である、と別役は説く。私は別役の言う「無記名性の悪意」が「三者間の黙約」の別名だと考えている。今回の発表では、この別役の議論を、もう一度デネット・グライスの議論に重ねる作業の粗筋を示したい。その作業こそが、文化の源泉をさぐる議論の骨格となる筈である。

〈パネル報告要旨〉

**パネル 1**

**上座仏教社会における高齢者のウェルビーイングと宗教実践；女性高齢者の仏教実践とその多様性**

代表：速水 洋子（京都大学・連携教員）

上座仏教社会において高齢者は功徳をめぐる実践と不可分である。まず何より、人生の終わりに向けてより良い最期と来世を迎えるため、多くの俗人信徒は自身の功徳の多寡を問い、宗教実践による積徳に専心する時期である。俗人による積徳行為としては、寺院・僧侶等への様々な形での布施、そして持戒行や瞑想、僧侶の説法を聞くことなどがある。これら自体に男女の相違はないが、仏日の寺院に持戒行などで集まるのは女性高齢者が圧倒的に多い。

東南アジア大陸部の上座仏教社会において女性の出家や比丘尼としての受戒は一般的ではないなかで、女性にとっての積徳は、主として家族との関係や日常的な俗人としての実践のなかで理解されてきた。しかし成年期は世俗のケアに没頭することを余儀なくされる多くの女性にとって、高齢期はそうした世俗の役割から解放されて仏教三昧の積徳の条件が整う時期でもある。子世代にとっては、親世代が高齢期に自由に積徳を実践し、より良い最期を迎えられるようにすることこそが、最上のケアによる報恩であるとされてきた。しかし、高齢化が進むタイを筆頭に、家族における世代間の関係性や役割は変化しており、これに伴い仏教実践のための環境や時間を確保することも自明ではなくなっている。また仏教実践の在り方も、夫々の仏教伝統を背景に、階層や教育歴、性別により変化を遂げてきた。そうしたなかで、実際に高齢女性はどの様に家族を中心とする世俗の社会関係を維持・変化させながら、積徳や学びを実践するのか。また、持戒や教学学習など、個人の高齢期における実践は、どの様な新たな関係性を創出するのか、在家と出家の差異に何をもたらすのか、そこにはどのような良き生・良き死が求められているのか。

本パネルではタイ、カンボジア、ミャンマーで女性の生活や宗教実践について長く研究してきた人類学者三名が、特に高齢女性による宗教実践とそこに見いだされる家族親族や他者との関係、人生の最期に向けたより良い生と死をどのように迎えようとしているかを報告す

る。それにより第一に、現在の社会状況のなかで、上座仏教社会の女性たちがそのライフサイクルの最期の高齢期を世俗の諸関係と折り合わせながらどの様に迎えているのか、そして第二に、それぞれの仏教伝統を背景に、女性による高齢期の積徳や仏教実践において、出家と在家の実践の相違や、死を迎えるまでの積徳行為がどのように現出しているかを明らかにする。

### ケアするメー・ニャイの持戒行：少子高齢化する東北タイ農村における高齢者の宗教実践

木曽 恵子（宮城学院女子大学・研究員）

本発表では、少子高齢化がすすむ東北タイ農村において、孫の世話など家族のケアを担う高齢女性（メー・ニャイ）たちがどのように宗教実践と向き合い、そこに何を求めているのか、とくに寺院での持戒行に注目して考えてみたい。

上座仏教社会では、高齢期は生産活動や子育てから解放され、仏教実践に邁進する時期であると言われてきた。東北タイ農村では、とくに高齢女性が集合儀礼的な仏教行事だけでなく、僧侶への食施や仏日に寺院で一昼夜を過ごす持戒行などに勤しんでいる。その実践のあり方は、在家者として日常的に寺院と関わることが少ない高齢男性の宗教実践とはまた違った様相を呈している。

しかし現在の東北タイ農村では、高齢期に入っても生産活動や子育てなど家族のケアから解放されない人びとが増えている。消費文化、現金経済が農村に浸透しつくすなかで、若者や子育て世代の多くはバンコク首都圏で就労し、十分な公的年金制度がない高齢者の生活を経済的に支えている。そうした勤労世代の代わりに、農村で孫の世話をする高齢者も少なくない。あるいは老老介護で、配偶者やキョウダイの世話に翻弄される者もいる。勤労世代の経済力に期待できない世帯では、高齢者が兼業農家として忙しく働き続けている場合もある。心身共に健康であっても、仏教実践に専念する時間がないと嘆く高齢者が増えているのである。

忙しない日常のなかでも、仏教実践を簡単に手放そうとはせず、家族のケアをめぐる実践とやりくりしながら寺院に通う高齢女性たちがいる。とくに雨安居期の仏日に八戒を守り、寺院で僧侶と同じように読経に専念する 1 日を過ごす持戒行は、高齢女性の仏教実践の代表的なものである。出家できない女性にとって、家族の代表として参加する他の仏教実践とは異なり、持戒行は寺院で行う個人的な積徳行為でもある。また個人的な行為ではあるものの、高齢女性同士で互いに声をかけ合い、お互いの持戒行への参加を切望し合う姿も頻繁に目にする。

そこで本発表では、東北タイ農村の高齢女性たちが主体的に行う仏教実践、とくに持戒行を彼女たちのウェルビーイングのひとつとして捉え、日常のなかでどのようにやりくりしながら実践し、そこに何を求めているのかを考えていきたい。より良い来世の祈願や人生終盤の積徳行為として捉えられる高齢期の仏教実践であるが、それを踏まえたうえで、女性の個人的な積徳行為の共同性という側面にも目を向けていく。本発表で扱うデータは、2004 年以降、報告者が東北タイ農村において断続的に行った民族誌的フィールド調査によって収集した一次資料、および 2022 年 8 月、2023 年 8 月の調査に基づく一次資料によるものである。

### 生きている限り続けたい教学：カンボジア高齢者仏教徒のもう一つの実践

高橋 美和（実践女子大学）

本発表では、カンボジアにおける、教学を学ぶ高齢在家仏教徒の出現について報告し、そのことが示唆することを考察する。

在家仏教徒が理想とする宗教実践は、出家者およびサンガを支えるという行為を通じて、一生の間にできるだけ多くの功徳を積み、よりよい来世にそなえることである。特に、生業や家族生活での責任から解放された高齢期は、そうした実践に時間とエネルギーを割くことが可能となる。また、高齢者の実践によって、仏教徒コミュニティが維持されているという点も重要である。仏教の断絶を経験したカンボジアにおいて、1990 年代以降の本格的な仏教復興は、寺院の再建に奔走し、年中行事を復活させた高齢在家者の存在によるところが大きい。

高齢者を中軸とする在家は、①仏教年中行事に寄進者として参加、②儀礼祭司として伝統・慣習の維持、③寺院委員会委員として寺院の食・財務の管理、のいずれか、もしくはいくつかの役割を果たす。さらに、一部の寺院には④俗人修行者として寺院に止住する人々（高齢女性が多く、ドーンチーと呼ばれる）もいるが、

いずれの実践も積徳（功徳を積む）の文脈で解釈できる。

これらに加え、仏教教学に勤しむ高齢者が 2000 年代より見いだせるようになってきた。1990 年代より国民的人気を誇る俗人説法家ブット・サヴォンに感化され、比較的若くして修行者になった 2 人のドーンチーがいる。彼女らは 1990 年代にタイに渡り、バンコクのアビダンマ（Abhidhamma＝論蔵）学校で学び、全課程を修めた後、帰国し、プノンペンおよび近郊州の複数の寺院に拠点を移しながら、アビダンマを講じ始めた。法話ではなく、講義である。生徒は、一般の在家者（女性が圧倒的に多い）、ドーンチー、そして出家者である。コロナ禍で一旦教室は閉じられたが、現在はネットのライブ配信・録画配信で、学習会は続いている。

カンボジアでは従来、教学、つまり三蔵の学習をするのは出家者のみであった。全国民に開かれている仏教教育課程も、実際に履修するのはほとんどが出家者である。在家者は出家者による教学の解説をテレビやラジオの番組で聞くことはあっても、自ら学ぶことは稀であった。

一般在家による教学学習は、功徳の文脈で語られる実践とは別のあらたな局面をもたらしている。世俗的な利益に結び付かない教学学習を「生きている限り続けたい」と述べる高齢者の出現、とりわけ、文字を介した学習に親和性の薄かった女性たちが積極的に取り組む姿は、在家仏教徒像とともに出家-在家関係に再考を迫るものといえる。

### 死の不確実性をめぐる宗教実践：ミャンマーの事例から

飯國 有佳子（大東文化大学）

本発表では、宗教実践が高齢者の生活にどのような影響をもたらすのかを、都市部在住の 2 人の高齢女性の宗教実践の事例から考えていく。ミャンマーの高齢者に関する研究は、高齢者の現状分析やニーズの把握といった、老年学的研究を中心としている。こうした中、松林・赤松・和田らは、大阪の養護老人ホームとミャンマーのカトリック系老人ホーム及び仏教系老人ホームの比較研究から、うつの頻度が仏教系老人ホームで有意に低いことを明らかにし、瞑想等の仏教実践が「理想的な老化」に大きな役割を果たしている可能性を指摘している［松林・赤松・和田他 2007］。また、上座部仏教社会における宗教実践に関する先行研究では、出家の可否をめぐるジェンダー差が問題となってきた。そこで本発表では、女性の宗教実践において、出家可能な男性であることや正式な出家はどこまで意味を持つのかという点についても、併せて考えていく。

上座部仏教社会における高齢者の生を考える際、限定されたミクロな生命観としての現世での生と、輪廻という過去や未来を含むより長いスパンで捉えられるマクロな生の双方を視野に入れる必要があると長谷は指摘する［長谷 2000］。「死の理」に思いを馳せつつ宗教実践に励む 2 人の事例は、これらミクロとマクロからなる個人の生命観に、精霊や死者などの多様な霊的存在と共に在る「拡張された生」という観点を加える必要性を示している。また 2 人が行う瞑想は、孤独に自己と向き合い、痛み等が生じては消える様の観察により無常や無我を体得する契機となっており、それ以外の宗教実践も孤独や死への恐怖をやわらげ、それらを理解可能な形に飼いならすことを可能にしていた。ここから、ミャンマー上座部仏教社会の高齢者の「ウェルビーイング」は、瞑想等の宗教実践により、自らの死と向き合い、それを前向きにデザインする中から生まれると考えられる。

また、2 人の女性の宗教実践の事例は、正式な出家の可否や男女の違いよりも、宗教実践に専心できる環境と、実践を行うか否かが問題であることを示していた。ここから、時間的・多元的に「拡張された生」の只中で、等しく訪れる「死の理」を見据えた高齢者の宗教実践において、出家／在家、男／女の違いは意味を持たない可能性を指摘できる。

長谷千代子 2000「功徳儀礼と死：中国雲南省徳宏タイ族のポイ・パラ儀礼」『宗教研究』73(3)：69-92
松林公蔵・赤松功博・和田泰三（他）2007「福祉ホーム入居高齢者の日常生活機能、うつと QOL：ミャンマーの宗教系ホームと日本の養護老人ホームにおける比較検討」『東南アジア研究』45(3)：480-494.

## パネル 2
## 上座仏教社会における高齢者のウェルビーイングと宗教実践：功徳と自利利他の概念

代表：速水 洋子（京都大学・連携教員）

アジアの上座仏教社会では、進度はそれぞれ

に異なるものの高齢化が進行している。「豊かになる前に老いる」と言われ急激な高齢化を経験しているタイの例では、国の制度による支援が十分ではない一方で、少子化や移動労働が増加するなかでもはや家族ケアに頼ることは難しくなっている。そうした中で宗教のもとで組織されるケアは一定の役割を果たし、また様々な場面でのケアの実践はしばしば宗教的な意味付けをもって語られる。

高齢期は人生の終わりに向けて積徳に専心する時期とされる一方で、高齢者自身が積徳行為や功徳の回向の対象となる上に、「親世代」として子世代による報恩の対象でもあり、多重の意味で功徳の実践と不可分である。積徳行為の中でも布施行では、布施主が受け手に施物を施し功徳を得るという自利利他の原理がはたらく。上座仏教では、徳田である寺院や僧侶に対する布施こそ布施者に最も徳をもたらす積徳行為とされる。そうしたことから寺院に集積する財や人の流れを用いて寺院が医療やリハビリ、養護施設などを備えて、直接高齢者や病者にケアなどの善行を施す事例も近年様々な形で見られる。一方日常的に、従来から俗人や動物に対する善行も積徳として語られてきた。高齢者や病者のケアに関わる人々は、身内であれボランティアであれ、あるいは高齢者施設などで雇用されたスタッフですら、そうした行為を積徳として語り、また、高齢者施設に食事の寄附をすることをもって積徳とする俗人の姿がある。金銭や飲食物などの施物のみならず、ケアや放鳥・放魚のように生に関わる善行もまた施しとして実施される。

本パネルでは、高齢者を対象とした施しが施主自身の積徳という自利利他の実践となることが、いかに宗教の枠組の内外で語られ実践され組織化されてきたか。またそれは高齢化する社会のケアにおいてどのように位置づけられ補い交錯するのかを明らかにする。片岡は、北タイにおける中国系善堂と上座仏教寺院の調査から、高齢者ケアを通じて僧侶が布施を受けてこの再分配の結節点となる積徳の在り方と、宗教の枠組みを超えた功徳の実践の相互乗り入れを論じる。小林は、カンボジア農村における困窮した病者に寄付をする俗人による仏教儀礼に端を発して、より広く功徳の行いとその語りについて考察する。中村は、スリランカの高齢者施設において寄付やケアなど功徳の実践とされる行為がその場に居合わせるものたちにとって何を意味し、そこに何が生み出されるのかを考察する。

高齢者ケアをめぐり、積徳や善行を通じて宗教と非宗教、宗教間、あるいは聖と俗の境界の揺らぎを検証し、功徳をめぐる善行としてのケアがどのような高齢化する社会を形作るのかを論じる。

### 高齢者ケアを取り巻く宗教システム：タイ国チェンライ県の事例を中心に

片岡 樹（京都大学）

本報告では、タイ国において高齢者を含む弱者ケアを可能ならしめている宗教的背景を、報告者がこれまでフィールドとしてきたチェンライ県のいくつかの施設を事例にとりあげ検討するものである。

東南アジアにおいては、再分配における国家の役割の低さと、世帯や親族集団を越えた共同体の相対的な弱さが指摘されてきた。その間隙を埋めるものとして注目を集めてきたのが宗教の公共的機能である。ここで特に参考になるのが、小林知がカンボジアの事例から報告するサンガハという仏教儀礼である。そこでは、従来の積徳儀礼とは正反対に、在家の弱者を受け手とし、僧侶を与え手に含む形式となっており、小林はそこに俗人主導による仏教の公共空間の可能性を見出している。

小林が見出したサンガハ・モデルは、タイ国における宗教を介した再分配を考察するうえで大きなヒントを与える。ただし現代タイ国でこの問題に取り組む場合、もうひとつの変数を考慮する必要がある。それは、中国系移民たちのタイ社会への同化と、それがもたらすタイ主流社会への中国文化の浸潤という因子である。

上座部仏教サンガを在家者主体で補完する存在の典型が善堂であり、実際に善堂による救貧活動はしばしば仏教サンガへの寄付とそこから在家者への下げ渡しという形式をとっている。チェンライ県でも徳教会ネットワークに参加する潮州系の大手善堂がそうした役割を担っているが、そうした善堂モデルとでもいうべき再分配活動が、タイ仏教の内部でも生じている。

本報告ではそうした事例を二つ紹介するが、そのひとつはプロムウィハーン財団である。これはチェンライ県メーサーイ郡のプロムウィハーン寺の初代住職が、交通事故者や病人を助けるべく設立したものである。レスキュー隊を擁し救急車を運営するほか、寄付金を集めて貧

困層に毛布や米を配り、また施餓鬼を行うなど、中国系善堂の手法をそのまま取り入れた活動を行っている。

ふたつめの事例は同県ムアン郡のフオイ・プラー・カン寺である。同寺はタイ・サンガに属する上座部仏教寺院でありながら観音を本尊とし、占いを通じて国内外のビジネス界にクライアントを獲得して、その寄付を原資に慈善活動を維持している。境内には慈善病院、孤児院、養老院が併設されており、終末期医療から施棺、および墓地の提供までを行っている。

以上の事例から本報告では、出家主義・解脱至上主義から在家者の救済や仏教の社会参加へと仏教の目標が拡大していく中で、タイ仏教と中国的宗教との相互乗り入れを通じた大乗仏教や中国善堂モデルの浸潤が、特に弱者ケアの分野で大きな役割を果たしていることを明らかにする。

### 「サンガハ」再考：功徳論の視点から

小林 知（京都大学）

発表者はかつて、カンボジア農村で観察した「サンガハ」と呼ばれる仏教儀礼について考察を提出した（小林 2019、Kobayashi 2020）。「サンガハ」とは、重病人を抱えて経済的に困窮した村落世帯に対して、村長と近隣の住民らが発起して行う仏教儀礼である。そして、参加者が持ち寄った寄進（金銭や物品）が僧侶でなく、対象世帯に届けられる点に大きな特徴があった。上座仏教は、出家者（僧侶）と在家者の間の断絶を強調する。そして、上座仏教の在家者の実践を考える上で重要なのが、功徳の概念と、それを多く積むことで幸福が得られるという信念である。さらに、積徳行の中心には三宝（ブッダ・ダンマ・サンガ）があり、その保持と振興に寄与する行為こそが功徳をもたらすという説明がなされる。「サンガハ」では、しかし、寄進の受け手が出家者でなく俗人である。この点でそれは、上座仏教の一般的な功徳論の枠組みを超えており、カンボジアの仏教徒の功徳観の柔軟性を示す興味深い事例と考えられた。

しかし、発表者自身の 1990 年代末以降のカンボジアでの調査経験を改めて検討すると、仏教儀礼を通して在家者同士の助け合いが促されていた事例が他にもあった。また、隣国タイに眼を向ければ、高齢者ケアを含む社会的な活動が広く積徳の行為だと語られる場面がある。また、カンボジアでもタイでも、葬儀組合など、仏教徒の実践をベースとした互助の組織化がみられる。つまり、三宝を離れた「善行」が広く積徳行とみなされる状況が、近年の東南アジア上座仏教徒社会では一般化している。

本報告では、「サンガハ」を事例に、カンボジアでは 1990 年代、タイでは 1970 年代より始まった開発という社会経験が地域社会の人々の暮らしにもたらした変化を念頭に、以上のような積徳行をめぐる近年の状況が照らしだす宗教文化の変容の意義を、複数の視点から論じてみたい。「善行」の位置づけが変化し、積徳行の対象が拡大した。それは、目の前の困窮者を助けたいという現代の人々から大きな賛同を得ている。しかし、互助を目指す近年の実践には多くの場合、言葉による「説明」が付随するように思える。一方で、上座仏教は古来、パーリ語聖典を礎とする「行い」によってその教えを継承してきた。やり方や意義に関して言葉による定型的な説明がないことを特徴とする「サンガハ」には、この「行い」という上座仏教の特徴が息づいている。

小林 知. 2019.「サンガハの可能性と限界：カンボジア農村における萌芽的なケアに関する一考察」『東南アジアにおけるケアの潜在力：生のつながりの実践』速水洋子編. 京都大学学術出版会. 503-538 頁.

Kobayashi Satoru. 2020. “Cultural innovation in the face of modernization: A study of emerging community-based care in rural Cambodia.” *South East Asia Research* 28(3): 231-247.

### スリランカの高齢者施設における功徳のあらわれ：自利・利他の仮定法的世界を生きる

中村 沙絵（東京大学）

本発表は、スリランカの高齢者施設における食事の布施（*dāna*）や身の回りの世話（*sēva*）などがなされる場で起きていることを、その現場に居合わせる者たちにとっての功徳のあらわれかたに着目して描出する試みである。その場で起きていることを「自利・利他の仮定法的現実を生きる」経験として理解することは可能かを問い、またそのように理解することの意義について検討する。

スリランカには高齢者のための居住施設が都市部を中心に各地に存在する。いわゆる身寄

りのない者が暮らす施設が大半を占める。その運営を支えてきたのが、近隣の有志の人々がもちよる食事や物品の布施（*dāna*）である。施設の運営を支える日々の食事や生活必需品の布施は追悼供養を兼ねる。施主は誕生日や両親の命日などに施設を訪れ、布施で生じた功徳を故人に回向する。高齢者施設で暮らす者たちは、ほぼ毎日のように、こうして訪れる施主と直に交流する。食べ物は施主から高齢者へ流れ、功徳は高齢者が執りおこなう功徳回向の儀礼を通じて施主やその故人へと流れる。寄付という弱者への一方的な贈与は、上座仏教的な概念や実践を媒介することで、不意に相互性をおびる。

ただ、この相互性を「高齢者［／施主］は食事・物品の受け手［／与え手］であり、同時に功徳の与え手［／受け手］でもある」などと、互酬性の図式で平たく解釈してしまうと、この場で起きていることを捉えそこねるだろう。高齢者や施主、スタッフの語りやふるまいを功徳のあらわれに注意を払って見直すならば、別の光景がみえてくる。

功徳は、調理や配膳といった行為の只中で、あるいは儀礼の準備で花を摘むなかで、蠟燭についた火のように、浮かんでは消えるよろこびの感覚として生まれうる。そしてそれは、共に居合わせる儀礼の只中で（その場に居るだけで）蝋燭の火がひろがるようにして分かち合われうる。食後、入居者が受けとった施物を入居者棟の裏などで猫や犬や鳥などに分け与えると、そこにもまた、よろこび≒功徳が生まれ漂う空間が、ぽっと現れる。

この空間は、共有された仮定法的世界とも呼べそうだ。そこでは高齢者も施主も動物も、心もとなくままならないサンサーラ（輪廻転生）の旅路を行くという意味で不完全な存在（パーリ語で功徳の対義語を指す罪（*pāpa*）は本来こうした不完全な状態を指す）として存在する。そうした不完全な存在だからこそ、ある対象に向かい利己心や欲望を満たすのでなく、ただ自己を差し出すような行為の只中でよろこび≒功徳を感受することが自利となる（確からしく価値あるものに感じられる）。利他は、それを通じて自利がなされるところの拠り所といえようか。心の休まらない施設の暮らしにおいて、そう「かもしれない」世界に他者と共に参与する時間は、入居者にとっても重要な意味をもったはずだ。それは、相手が何を欲しているかを十全に理解し、これを満たすことに重きを置き、その達成の如何で自分を評価するような態度が抜けきれなかった当時の私にとっても、やはり重要な意味をもつものだった。

**パネル 3**

**情報化時代における東南アジア辺境社会のガバナンスのゆくえ：「持続可能性の罠」に着目して**

代表：生方 史数（岡山大学）

情報化社会の到来は、焼畑・狩猟採集・漁労などを営んでいた東南アジアの辺境社会の人々にも及んでいる。特に最近は、国家や市場アクターが、気候変動対策や環境認証といった「持続可能な開発」の実践等を契機に情報基盤を整備することで、地域は遠隔地とさらに強力に結合されつつある。このような辺境社会の変容は、持続可能性への配慮が結果的に人の支配の強化につながる「持続可能性の罠（佐藤 2019）」を惹起するが、事例報告に基づく具体的な検証はまだ少ない。本セッションでは、東南アジア辺境地域における輸出用一次産品の生産・流通や森林・泥炭地保全事業を事例に、国家・市場・地域社会を構成するアクターが各々の情報基盤をどのように拡張したのか、またそれらが現実社会とどのように相互作用しているのかを明らかにすることで、情報を介した国家や市場の影響力増大が東南アジア辺境部の地域社会をどうつくりかえているかを検討する。

本企画は、以下 4 名の報告と 2 名によるコメントからなる。

・生方 史数（岡山大学）：「趣旨説明」「環境政策を契機とした情報基盤整備と辺境地ガバナンス：ベトナム中部山村地域の事例」

・加反 真帆（日本学術振興会特別研究員）「空間計画の実施が地域社会に与える影響：インドネシア・リアウ州 T 村の国有林内耕作地に着眼して」

・祖田 亮次（大阪公立大学）：「デジタル化がもたらす辺境ガバナンス強化と（再）インフォーマル化—ボルネオ島北西部におけるアブラヤシ栽培の事例」

・小泉 佑介（一橋大学）「東南アジア辺境社会のガバナンスとスケール問題」

・コメント：葉山アツコ（久留米大学）、赤嶺 淳（一橋大学）

生方は、趣旨説明とともに、ベトナムでの森林環境サービスへの支払い政策導入の経緯・実施状況と、中部の山村社会の反応を述べること

で、情報化時代に国家やグローバル社会が課した新たな制約と機会に対する人々の対応を考える。加反は、インドネシア・リアウ州における泥炭保全を契機とした空間計画導入の経緯・実施状況と住民の耕作に与える影響を論じる。祖田は、マレーシア・サラワク州における近年の内陸先住民社会の変容を、小規模アブラヤシ栽培の開始、認証制度の浸透、デジタル化の進展といったパーム油産業との関係性の変化から検討する。そして小泉は、以上の報告や「リスケーリング」概念を手掛かりに、辺境社会におけるローカル・ナショナル・グローバルなアクター間関係の再編プロセスをとらえるための新たな枠組みについて検討する。

これらの報告に対して、葉山がフィリピン山村の視点から、赤嶺が「海の辺境社会」の視点からコメントを加える。フロアを交えて議論することで、情報化時代に東南アジアの辺境社会が直面する新たな機会と制約、ガバナンスの変化を考察したい。

**環境政策を契機とした情報基盤整備と辺境地ガバナンス：ベトナム中部山村地域の事例**

生方 史数（岡山大学）

ベトナムでは 2010 年以降、市場を活用した環境保全手法を称揚するグローバルな議論の影響を受けて、森林環境サービスへの支払い（PFES）という環境政策が実施されてきた。この政策を契機に、政府はコンサルや国際機関などと協働しながら、衛星写真、土地情報を統合したデジタル地図、GPS 等の利用やソフトウェアの開発を行い、森林に関するデジタル情報基盤を整備してきている。

以上の事実は、この政策によって、森林と山村が政府の「デジタル情報圏（digital infosphere）」に本格的に編入されたことを示している。独立後の政府によるベトナムの環境政策が「人の支配」の強化を一貫して志向してきたことを考えれば、この施策はその最新バージョンとしてみなすことができるだろう。では、このような環境政策への ICT 導入は、政府による辺境域の支配をどの程度強め、辺境に生きる人々にどのような影響を与えているのだろうか。

本報告では、PFES に関する文献レビューと 2015 年からのベトナム中部山村地域（トゥアティエン・フエ省アルイ県、クアンナム省タイジャン県）における現地調査をもとに、PFES の政策形成の経緯、各省での導入・実施の経緯、辺境地域の人々の理解と反応を検討する。そして、環境政策を契機とした情報基盤整備が山村地域の社会・環境ガバナンスにもたらす影響と、情報化時代に国家やグローバル社会がもたらした新たな制約と機会に対する様々な対応を考察する。

その結果として、以下の 3 点を明らかにしたい。第 1 点は、PFES による支払いとデジタル情報が、森林管理評議会（FMB）などの末端の公的森林管理主体の能力強化につながり、これらの主体が辺境地の人々の活動を制御するアメとムチを手に入れつつある点である。第 2 は、辺境地域の少数民族への支払いが、年々拡充しつつも不公平感や不透明性を残したものであり続けている点である。そして第 3 は、当局と人々の政策実施をめぐるリアルなコミュニケーションのあり方が各省でかなり異なり、それが人々の政策に対する態度や反応の違いにつながっている点である。

以上の結果は、PFES が政府の意図通り辺境地域の「人の支配」強化に寄与したことを示すと同時に、各省での「街頭レベルの官僚主義 (street-level bureaucracy)」のあり方が辺境地ガバナンスに対する人々の反応を規定していることを示すと考えられる。

**空間計画が地域社会に与える影響：インドネシア・リアウ州 T 村の国有林内耕作地に着眼して**

加反 真帆（九州大学／日本学術振興会）

1980 年代頃から、国連や国際機関が持続可能な開発を提唱するようになると、途上国を含む国々で持続可能性に配慮した政策の策定がすすんだ。本研究の対象国であるインドネシアは、持続可能性を重視した空間計画法を 1992 年に制定し、地方分権化後の 2007 年に、住民参加を重視したものに改定した。以後、同国政府は空間計画の策定・実施を進めているものの、地域によっては住民の意見やニーズが計画に反映されていないという指摘もある。

本研究では、空間計画の基盤の一つである国有林の画定に着眼点を置き、インドネシア・リアウ州 T 村における国有林内耕作地の形成過程および住民の生業構造を明らかにし、空間計画が地域社会に与える影響を検討することを目指した。

衛星画像の整理および聞き取り調査の結果、

T 村の国有林では 2005 年頃から土地・森林火災が深刻化し、焼け跡を中心に住民による開墾および耕作が進んだことが明らかとなった。当該エリアは、植林企業等への事業権が発給されず管理の担い手が不在であり、政府による管理も不十分であったため、住民による国有林内耕作地の拡大は事実上黙認されてきた。一方、政府は 2018 年から GIS（地理情報システム）やリモートセンシング等の情報技術を用いた土地登記プログラムを全国的に推し進め、土地証書の付与と政府による実態の把握が進んだ。T 村では 2019 年に同プログラムが実施され、住民は土地証書を取得するため申請した。しかし、自らの土地が国有林と重なっており登記できない旨の通知を受けとったことで、法的な土地所有が認められないことを知った。その上、2023 年に林業省の出先機関は国有林の境界線に杭を打ち、境界線を可視化した。現行の法令を整理すると、住民が国有林内を利用し続けるためには、国有林からの解除または社会林業エリアとして申請する必要がある。申請のためには、最新の法令を熟知し、GIS やリモートセンシングを用いた地図等を提出しなければならない。しかし、住民だけで書類を準備することは容易ではなく、NGO などの支援の手も限られている。また、聞き取り調査および世帯調査の結果からは、国有林からの解除要件の一つである 20 年以上の土地保有を証明できない住民が多いことが明らかとなった。さらに、T 村の主たる生業は農業であることから、生業維持の観点から見て、社会林業エリアとして申請することも現実的ではない。

以上から、情報技術を活用した空間計画が進められる中で、境界線の明確化や可視化が進んでいることが明らかとなった。今後、法令に従い政府が厳格に国有林内耕作を取り締まった場合、これまで黙認されてきた国有林内耕作が禁止され、生業の転換を余儀なくされる住民が生まれる可能性がある。

## デジタル化がもたらす辺境ガバナンス強化と（再）インフォーマル化：ボルネオ島北西部におけるアブラヤシ栽培の事例

祖田 亮次（大阪公立大学）

東南アジア島嶼部では、1990 年代末から急速にアブラヤシ栽培が拡大してきた。こうした大規模な土地利用転換の様相は、地域によって違いはあったが、大企業（あるいは政府系企業）によるプランテーション栽培が先行していたことは間違いないであろう。その一方で、近年になってプレゼンスを高めてきているのが小規模栽培者（あるいは小農）である。

本発表では、「アブラヤシ・フロンティア」の一つであるマレーシア・サラワク州（以下、サラワク）を事例に取り上げ、焼畑や狩猟採集に従事してきた内陸先住民社会において、アブラヤシ栽培の導入がどのような変化をもたらしつつあるのかを考察したい。

従来、サラワクにおける議論では、プランテーション開発をめぐる土地収奪・土地紛争をめぐる問題や、労働者の人権にかかわる問題が取りざたされてきた。しかし、2010 年代末になって、小規模生産者も含め認証取得が義務化されたことを契機に、生産者の関心は多岐にわたるようになった。小規模生産者の間でも「グローバル商品」を扱っているという自覚が芽生え、政府や国際機関が発信する情報に敏感になったことは、大きな変化である。

たとえば、認証制度の普及は、消費の場に近い川下側から見れば、サプライチェーンの垂直統合への契機でもあり、政府の立場からすれば辺境ガバナンスを推し進める大義になりうるものであった。一方、川上側に立つ生産者にとっては、自分たちの生産物の価値を高められることに期待をしつつも、従来型の多生業性を柔軟に維持できるかという点で懐疑的にならざるを得ない潮流でもあった。

このような流れの中で、政府や国際機関からの情報提供は、SNS などを駆使したデジタル化が進んできている。とくに、小農ライセンス登録や認証申請などには、デジタル・ツールが不可欠となっており、電子化された情報は辺境ガバナンスの面でも重要になっていると考えられる。こうした傾向は、デジタル・リテラシーの有無による格差拡大の可能性も十分に考えられるが、いわゆる「リープフロッグ現象」のように、主要アクターの入れ替わり（ゲームチェンジング）も想定可能である。また、さまざまな制度をすり抜けるためのツールとしても、デジタル・デバイスが積極的に活用されるなど、かならずしも、政府によるガバナンス強化にポジティブに寄与するばかりではない現象が各所で見られるのも事実である。

このように、グローバル商品を生産する内陸先住民たちが、よりフォーマルなシステムの中に包摂されていく傾向と、逆にインフォーマル性を維持・強化していく傾向の両方が観察され

ている。本報告では、できるだけ具体的な事例を提示しつつ、それをもとに情報化時代における辺境地域の能動的対応のあり方について考察したい。

### 東南アジア辺境社会のガバナンスとスケール問題

小泉 佑介（一橋大学）

近年、グローバル化の進展や情報化社会の到来によって、東南アジア辺境社会のガバナンスにおける「国家」の存在が揺らいでいる。それは単に国家の役割が後退した訳ではなく、本パネルの各報告で示されるように、多国籍企業、国際機関、NGO、市民組織などの台頭によって、ガバナンスに関わるアクターの関係がより複雑化・多極化しつつあるといえよう。とりわけ、東南アジアの自然資源ガバナンスに関しては、各地域の詳細な事情が積み上げられていく中で、情報化時代の潮流を踏まえたより包括的な枠組みが求められているのではないか。そこで、本報告では、近年の人文地理学において関心を集める「スケール」の議論を手掛かりに、その一連の議論を自然資源ガバナンスの文脈に援用することで、辺境社会におけるローカル・ナショナル・グローバルなアクター間関係の再編プロセスを捉えるための新たな枠組みを検討してみたい。

本パネルの鍵概念の 1 つである「ガバナンス」は、きわめて多義的であるものの、その源流は 1980 年代のコモンズ論に遡ることができる。コモンズ論においては、ローカル住民の自己組織化（とそれにむかう集合行為）を通じた共的資源（common-pool resource）の管理を調和的なガバナンスと捉え、1980 年代以降、コモンズの悲劇への対抗手段として、コミュニティ・ベースでの資源管理に注目が集まった。また、学術研究においてもコモンズ論への関心が高まる中で、東南アジアにおいても自然資源ガバナンスに関する様々な研究が蓄積されてきたことは周知の通りである。

一方、コモンズ論を源流とする自然資源ガバナンスが、現場において必ずしも想定された成果につながった訳ではない。むしろ、コミュニティやローカルといった概念の「単純化」が、現場においては新たな囲い込みや排除を生じさせているといったことも指摘されている。とりわけ、開発の文脈におけるコミュニティは、小さな空間ユニットの範囲が前提となっており、均質な社会構造が存在し、利益と規範が共有されているといった普遍的な概念として用いられるため、人や物の流動性の高さを特徴とする東南アジア社会の現実とは、大きなズレが生じてしまう。

こうした自然資源ガバナンスの「ローカルな埋め込み」は、近年の人文地理学で注目を集める「スケールの政治（politics of scale）」の一形態として理解できる。加えて、グローバル化の時代においては、国家によるケインズ主義的な（全方位的な）国土管理からの撤退や、NGO／NPO といった新興アクターの台頭、あるいは 21 世紀の情報化の時代におけるデジタル地図や SNS 等を通じた情報戦が、東南アジア辺境社会の「ローカルな埋め込み」に対していかなるインパクトをもたらしているのかを議論していく必要があるだろう。

## パネル 4
## インドシナにおける脱農化と帰農化の社会経済史

代表：高橋 昭雄（東洋文庫）
司会：宮田 敏之（東京外国語大学）

### 脱農化を定義する

髙橋 昭雄（東洋文庫）

本発表では「脱農化」論を「農をめぐる社会構成体論」の中に位置付け、アジアの農業・農村研究に新たなる視座を提示する。

1990 年代にアフリカ農村の研究から提起された De-agrarianisation は従来脱農業化あるいは脱農村化と和訳されてきたが、報告者はこれを「脱農化」と訳した（髙橋昭雄 2012 『ミャンマーの国と民』、明石書店）。それは脱 agriculture でも、脱 village でもなく、脱 agrarian だからである。agrarian system とは、農業の生産力と生産関係の結合形態すなわち農業の生産様式（mode of agricultural production）であるとされる。報告者はさらにこれに規定される上部構造を加えて、その全体を agrarian social formation（農をめぐる社会構成体）とし、そこから脱農化論を拡張し再定義する。すなわち「脱農化とは、小農的生産様式が相対的に衰微し、社会、文化、思想、政治等の上部構造も相互的に変容していくこと」と定義する。これにより、「農」

を農業や農村といった狭い視野から解放し、脱農家、脱農地、脱農民、脱農村景観、脱農本等、政治、法律、社会制度、思想、文化といった視点からも脱農化を語ることができる。新たに定義されるこの脱農化論は、農をめぐる諸変容を多面的かつ総合的に記述する視座を提供するものである。

ではそもそもなぜ脱農化は起きるのか。農林水産業就業者の全就業者に対する比率と農林水産業の GDP 構成比から算出できる、同部門の一人あたり GDP と全就業者のそれを、東南アジア諸国、日本、中国、インドのデータから計算してみると、前者の方が圧倒的に低い。これが脱農化の主要因である。ただし、政策的誘導、社会的アイデンティティ、生活様式等、他の要因も考慮しなければならないのは当然である。

脱農化は一方向的に生起するのもではなく、時にはそれが逆転する、すなわち「帰農化」(「農業化」や「帰村」はその一部である）が起こることもありうる。ここでは、農業の労働生産性の変化、Fallback としての農業、といった視点からの仮説を述べる。

補足的ではあるが、社会構成体論がそうであるように、脱農化論も、帰農化論も歴史的概念である。

## ミャンマー農村における脱農化と帰農化の社会経済史

髙橋 昭雄（東洋文庫）

本発表では、1987 年から 2013 年にかけての脱農化の歴史を、下ミャンマーの Z 村と上ミャンマーの T 村の事例を主に、具体的数値をあげながら概観する。

第 1 に、村の総世帯数に占める農家の割合が減少している。Z 村では、1987 年には 46%が農家だったが、1994 年には 39%、2013 年には 17%にまで減少した。一方 T 村でも、1987 年の 54%から、1994 年には 48%、2013 年には 32%に減少した。

第 2 に、農業就業者の全就業者に占める割合も減った。自家農業と農業雇用労働を合わせた農業就業者の構成比は、Z 村では、1987 年と 1994 年には 75%だったが、2013 年には 39%に減少した。T 村では、1987 年の 83%が、1994 年には 75%、2013 年には 53%になった。

以上の要因は、Z 村についてはヤンゴン近郊での雇用機会の増加、T 村については門前町の発展による新職種の発生にある。

第 3 に、農地の価値と農業生産が無関係になった。1987 年と 1994 年の両村では、農業生産のために農地が売買されたので農地は比較的安価であったが、2013 年には転用や投機目的の売買が行われるようになり、単面積当たり所得の 100 倍から 200 倍にも農地価格が高騰した。

第 4 に、農村内の経済階層の決定要因が農地や農業だけではなくなった。1987 年と 1994 年には、両村と保有農地が広いほど世帯所得が高かったが、2013 年には自営業者やホワイトカラーが台頭してきた。

第 5 に、それに付随して村落の政治構造も農地や農業から離れつつある。両村とも農民それも比較的大農が村長を務めていたが、Z 村では 2010 年、T 村では 2016 年に、それぞれ非農民が村長になった。

第 6 に、道路や家屋など、農村の伝統的景観が変化してきた。

以上が、脱農化現象の事例であるが、一時的に帰農化が起こることもある。新型コロナ禍において、Z 村では工場労働者が帰農して田植えが復活し、T 村では門前町が閉鎖されて手除草が増えた。

2021 年に発生したクーデターも、帰農化の要因になりうるが、コロナの時期と同様に綿密な調査はできていない。それでも最後に、2023、24 年に行った調査に基づいて、Z 村の世帯数の変動を事例に、クーデター後に少数民族の世帯が急増していることの意味を考えてみる。

## カンボジア農村における脱農化と帰農化：ポーサット州低地村落世帯の生業活動の事例

小林 知（京都大学）

本発表は、2010 年代以降のカンボジア農村に暮らす人々の生業活動の変化を取り上げて、同国の近年の農村変容を脱農化と帰農化という視点から検討する。

本パネルが議論する脱農化と帰農化いう現象については、(1) 非農業部門就業者数の相対的な増加、(2) 非農業所得の割合の増加、(3) 農民アイデンティティの放棄、(4) 都市部への移動、(5) 工場や宅地の農村への浸透といった要素が指標だとされる。

カンボジアの場合、国全体の状況をみると、1990 年代の農村はまだ「農」が人々の生活の基

本であった。村には農業従事者だけでなく、商売人もいた。しかし、大多数は農業生産に携わっており、非農業部門だけで生計を立てる世帯は限られていた。教師や役人などの仕事に就いていても、水田を耕作し、主食のコメを生産する生計が基本だった。そのなか、病気治療費を捻出することなどを理由に生産財である土地を手放した世帯は、都市に移住して第三次産業やインフォーマルセクターに従事するのではなく、国土の辺境地域に移住し、新たに農地を開拓する事例が多かった（タイへの出稼ぎも選択肢であった）。

脱農化が、経済発展と近代化に相関して農村で顕著に現れる現象だとしたら、カンボジアでそれが本格化したのは 2010 年代であろう。2010 年代には、国内の都市人口が急速に増加した。例えば、大学を卒業した若者は、NGO やマイクロファイナンス機関への就職口でもなければ、都市で仕事を探し、故郷へ戻らない。他方、2000 年代に整備された道路インフラに加えて、2010 年代末には都市電力が農村の多くで利用できるようになった。韓国や日本への労働移動のトレンドも続いている。このような変化のなか、特に低地の村落では、脱農化の現象が生じた可能性が否定できない。

本発表は、以上のような問題関心にもとづき、カンボジアの国土の中央にあるトンレサープ湖の南岸に位置するポーサット州の低地農村部で発表者が実施した、村落世帯の生業活動に関する調査結果を分析する。調査は、まず 2016／17 年に、(a) 同州の低地にあり商業稲作が盛んなバカーン郡、(b) 同じく低地にありながら天水稲作が中心のクラコー郡、(c) トンレサープ湖に近く本来は漁業従事者が多かったカンディアン郡から、それぞれ 2 つの村を選び、村毎に 30 世帯を抽出して、質問票を用いた聞き取りを行った。そしてその同一世帯を、2024 年 1 月に再調査した。

本発表では、調査対象地域のなかでも最も早くから経済発展と近代化を経験してきたと考えられる（a）のバカーン郡の 60 世帯のデータを中心に、調査対象とした村落世帯が従事する生業活動の種類、生業活動に対する住民の認識、都市部を含む村外への住民の移動状況といった側面から、近年の変化の様子を検証し、それが脱農化／帰農化とよぶ現象とどう関わるのかを考える。

**ベトナム農村における脱農化と帰農化：村変容における「移動」の意義**

高橋 塁（東海大学）

本報告では脱農化と帰農化をベトナム農村の多様性を踏まえた変容の中に位置づけるとともに、脱農化、帰農化という動態的現象の鍵となりうる「移動」に焦点をあて、その意義を検討する。本パネルが議論する脱農化、帰農化は農村と都市、各種市場と農村、農業と非農業などの関係を陰伏的に含む相対化された概念とも捉えることはできないだろうか。もしこうした理解が可能ならば、脱農化、帰農化の一端を捉える現象として「移動」を検討することに意味がある。ここでの「移動」とは従来経済学で想定されてきた人口や労働力など量的な移動にとどまらない。経済学ではハリス＝トダロモデルが示すような都市-農村間労働移動やルイスモデルのような産業間労働移動の議論はあるが、いずれも人口や労働移動といった量的な把捉である。しかし実際の移動には人々のネットワーク形成に伴う新しい情報（技術を含む）の移動、移動者や農村の人々の意識、価値観の変化といった質的な変容も伴う。こうした質的変容も含んだ概念としての「移動」である。

またベトナムは南北に細長く気候や地形等の自然条件が北部、中部、南部農村の多様性を形作ってきた。加えて北部、中部、南部それぞれの歴史が人々の価値観に影響を与え、農村の多様性と変容に大きな影響を与えている。

上記のベトナム農村の多様性を踏まえたとき、「移動」が、脱農化、帰農化の観点から農村の変容と如何にかかわり、どのような意義を持つのだろうか。以下の 3 つの方法でこれを検討する。（1）ベトナム統計総局から提供された VHLSS（Vietnam Household Living Standards Survey）の行政村（社：Xã）調査のデータを利用し（ベトナムの統計では行政村を農村として定義している）、1992 年から 2022 年までのベトナム全体の行政村における農家の割合の変化、農村インフラ等環境の変化、そして農村における主たる産業の変化等、本パネルが議論する脱農化、帰農化に関連する指標の傾向を概観する。（2）農村の多様性を非農業所得稼得機会の視点から捉え、工芸村（Làng nghề）の集積のように非農業所得稼得機会が多い北部農村、気象条件が厳しく出稼ぎも多い中部農村、そして穀倉地帯で非農業所得稼得機会が相対的に少ない南部農村というように非農業所得稼得機会の賦存量を初期条件として考慮する。そして 2024 年夏の現地調査から北部ハノイ市近郊の 2 つの

工芸村、中部クアンガイ省ドゥックフォー市社の 1 農村、そして南部メコンデルタ・カントー市近郊 1 農村の事例をとりあげ、脱農化の視点から「移動」の質的側面を議論する。特に持続的脱農化の一つの帰結と解される北部工芸村、脱農化が近年始まった南部農村では農村内観光サービスの供給、すなわち観光業への「移動」が確認された。この農村観光業への「移動」の要因と意義を脱農化の視点で考える。(3) 最後に非農業所得稼得機会は農村からの労働移動、すなわち量的な「移動」を抑えることを VHLSS の世帯データにより検証し、脱農化、帰農化双方について議論する。

〈大会シンポジウム報告要旨〉

**日本のなかの東南アジア：移民第二世代に注目して**

（共催：大阪大学大学院人文学研究科附属 複言語・複文化共存社会研究センター）

**趣旨説明**

松村 智雄（大阪大学）

本シンポジウムは、日本において移民が形作る社会を対象とするが、日本社会への移民の統合という政策学的な視点からの考察というよりも、さまざまなコンテクストを持つ人々が交錯する舞台として日本を捉える。そのうち特に東南アジアを出身地としてもつ人々の日本を中心として作り上げられた関係性に注目し、それぞれの報告者のフィールド調査に基づいて、その実態を多面的に理解しようとするものである。本企画においては、彼らが形成してきた地理的、あるいは民族横断的な開かれた越境的ネットワークの一部分を構成するものとして日本における彼らの活動を捉えるものとする。

**在日ベトナム人家庭における『認識されないもの』**

近藤 美佳（大阪大学）

日本で暮らすベトナム人の数はいまや 50 万人を超す。在日ベトナム人は、「難民」として入国した人々の層と、現政権の「派遣あるいは許可」を得て入国した人々の層との「二層構造」を成していることがかつて指摘されたが、今やその「層」はさらに細分化している。さらに、日本における在住外国人への教育支援体制や、ベトナムの海外在住ベトナム人に対する姿勢も大きく変化している。そんな最中に日越の言語と文化の間を揺れ動きながら子供時代を過ごした若者の語りや、公立学校内に設置された母語教室での実践の分析を通して、彼らの家庭等におけるベトナム文化実践の中に、子どもたちに「認識されないもの」があることを指摘する。そして、母語教室の授業実践によって、それらを拾い上げ、知識として定着させることができる可能性について検討する。

**在日ベトナム人第二世代にとってのベトナム経験の意味**

瀬戸 徐 映里奈（近畿大学）

本発表の目的は、難民として渡日したベトナム人二世世代のなかでも、ベトナムに長期滞在経験のある 20～30 代（当時）に着目し、その渡越がどのように選択され、その際にどのような社会関係が利用・創出され、その後の生活にどのように生かされていたのかをインタビューから明らかにすることである。調査の結果、渡越の目的は語学留学・就労であったが、その背景にはベトナムの政策転換と日越の経済的交流が大きな後押しになっていたことがわかった。また、特に移住初期はかれらの生活はかれらの親類が支えており、親類たちのベトナムの農村—都市的移住が二世たちの帰還を手助けしている点も浮かび上がった。これらのことを通して、難民の本国社会への接続、いまだ軋轢を残すベトナム統一過程の一端を二世の渡越から検証することができた。また、ベトナムの滞在経験は単なるキャリア形成のためではなく、アイデンティティ形成にも寄与していることが明らかになった。

**日本定住ビルマ／ミャンマー人 2 世のアイデンティティ形成：出自へのこだわりと日本への親近感に着目して**

梶村 美紀（国立民族学博物館外来研究員）

本発表では、日本定住ビルマ／ミャンマー人 2 世（1.5 世）のアイデンティティ形成について、

「出自へのこだわり」と「日本への親近感」を軸に考察する。2 世はミャンマーでの居住経験がないか、あっても限定的であるものの、親の祖国や特定の民族グループに対して繋がりを感じ、家庭でミャンマー語や伝統を継承しようとする姿勢もみられた。一方、日本国籍の有無に関わらず、日本での生活に順応し、日本社会への帰属意識も醸成されているが、自らを「日本人」として認識してよいのか、日本への愛着の表現には葛藤も生じている。

2021 年のミャンマーのクーデター以降、同胞との繋がりや日本社会との接点が増加している。2 世は「何人（ナニジン）」という問いや国籍に対する固定観念を超え、ミャンマーへの意識を持ちながら、日本で独自かつ多層的なアイデンティティを形成していることが示唆される。

### フィリピンにルーツを持つ子どもの「つながり」の活用

矢元 貴美（大阪大学）

本報告では、フィリピンにルーツを持つ子どもたちのうち、第 2 世代や第 1.5 世代が日本の学校や社会をどのように捉え、彼らの背景や経験、フィリピンや日本とのつながりをどのように活用して生きていこうとしているかに着目する。その上で、彼らがその選択をした要因として日本側の認識がどのように関わっているかを検討する。日本で暮らす彼らの移動の経験、滞日期間、言語運用能力、学習歴、保護者の背景や親族との関係は多様である。彼らがフィリピンの言語を保持・向上させる動機は全体的に弱いが、フィリピンに関わる人間関係の保持・形成については彼らの間で相違が見られる。フィリピンで暮らす親族との関係や日本で同じフィリピンにルーツを持つ者とのつながりを持っているか否か、ルーツを日本で「売り」にするか、生活拠点としてどの国を選ぶのかには、保護者の方針や態度のほか、日本の学校や社会における彼らへのまなざしが影響を与えていると言える。

### 在日フィリピン人たちのトランスナショナルな実践

永田 貴聖（宮城学院女子大学）

本報告では、京都市南区東九条に集うフィリピン人たちが展開する「フィリピン」という国家・民族を通じた紐帯を基盤として、移住社会のマジョリティや、他国出身の移住者たちと関係を形成する「トランスナショナル」な生き方について注目する。日本にはカトリック教会等を基盤とするなどしてフィリピン人移住者当事者互助グループが多く存在している。これらは、来日してすぐのフィリピン人にとっては、日本社会とつながるきっかけともなり、長年日本に在住するフィリピン人にとっては「フィリピン」とのつながりを通じて、他国出身の移住者たちと関わり、複数のナショナリティとエスニシティが交差させる実践を展開するきっかけとなる。具体的には、京都市南区東九条にあるカトリック系国際交流施設に集まるフィリピン人移住者たちは「フィリピン人」であるがゆえに、地域にいる他のナショナリティとエスニシティを持つ人びとと関わり、社会関係を広げる実践の中身を紹介する。

### 在日インドネシア人によるインクルーシブな宗教コミュニティの形成

中谷 潤子（大阪産業大学）

2023 年 12 月の在日外国人数約 340 万人のうち、インドネシア人は約 15 万人で、全体の約 4%である。在日インドネシア人は技能実習生と特定技能が約 7 割を占めており、多くは 5 年以内に帰国する。そのため、インドネシア人集住地域やコミュニティは目立つ存在であるとはいえない。

しかし一方で、日本社会に根を下ろそうとするインドネシア人の姿も目にするようになってきている。本報告では、インドネシア人による宗教コミュニティを紹介したい。大阪にはインドネシア人設立のモスクのほか、複数のインドネシア人教会がある。継続調査を行ってきたインドネシア人教会は、在日インドネシア人にとっての大切な居場所であると同時に、日本人も受け入れてインクルーシブなコミュニティを形成している。このインドネシア人教会を中心に、コミュニティの様相を明らかにすることで、国是「多様性の中の統一」を擁した在外コミュニティについて示そうと考える。

**〈OpenSEA ポスター発表報告要旨〉**
※OpenSEA ライトニングトークの報告要旨は同項を参照

**アーティストではない民衆が街頭で行うアート・アクティヴィズム**

下岡 麻美（大阪大学大学院
連合小児発達学研究科・研究生）

2024 年は、タイにアートという概念が輸入されて 100 年になる年である。1924 年、イタリア人彫刻家コッラード・フェローチらが、アートを「アーティスト」が美術館やギャラリーに飾ることをタイ人に広めた。

2020 年のタイ国王による軍の私物化についての抗議デモでは、警察からの放水や催涙弾を受けたときに、黄色いアヒルの浮き輪やゴムボートがデモ参加者を守ったとして、王室改革の象徴となった。黄色いアヒルの浮き輪をデモ隊で投げ合ったり、黄色いアヒルのゴムボートを放水や催涙弾の盾代わりに使ったりした。2020 年以降は、タブー視されてきた王室改革に切り込んで、アート・アクティビズムを SNS で拡散している。

2010 年代以降のタイでは、「アーティスト」だけがアートを用いるのではなく、アートの専門家ではない「民衆」が平和的で創造的なアートをインタラクティブに用いて、社会的公正を求める共感者を増やす様相が見られる。

**洪水後の水系感染症罹患における行動要因について：2020 年洪水、西ジャカルタを事例に**

多嶋 花帆（東京大学大学院・博士課程）

ジャカルタでは、近年、洪水被害が増加している。気候変動の影響を受け、将来的な洪水後の感染症被害も増加すると予測されている。都市における健康リスクの予測のため、疫学的アプローチと環境工学的な計算方法を統合したモデルを新しく構築する必要がある。人々の行動や生活様式、多様な水利用状況は、感染症の流行に大きな影響を与える可能性があるものの、それらの行動要因を考慮した研究はほとんど行われていない。

本研究では、西ジャカルタに位置する Rawa Buaya、Duri Kepa の 2 地区において、質問票調査（N=523）を実施し、被災地域の水利用状況と洪水後の感染症罹患状況を示した。また、統計分析の結果、井戸を保護している世帯、水道を契約している世帯、WASH（Water, Sanitation and Hygiene）を認知している世帯は、洪水後の水系感染症に罹患しづらく、発災時に避難した世帯、世帯主が中卒である世帯、Rawa Buaya 地区に住んでいる世帯、ムスリム世帯、五歳未満児がいる世帯は、洪水後、水系感染症に罹患しやすいことが認められた。

**バリ島における合同火葬式の儀礼的完全性と宗教的・社会的意義**

臼井 諒（同志社大学
グローバル地域文化学部・3 年）

合同火葬式は、個人の魂を適切な場所へ送り出すと同時に、村全体の結束を強化する重要な宗教儀礼である［鏡味 2005］。しかし、近年のバリ島では経済発展に伴い就労人口が増加する中、時間的な負担が大きいこの儀礼をどのように維持していくかが課題となっている。

本研究では、インドネシア・バリ島クルンクン県 T 村における合同火葬式の宗教的･社会的意義について、現代の村人がどのように認識し、実践しているかに着目して考察することを目的とする。

2024 年 8 月から 9 月に実施したフィールドワークで、儀式の完全性を保つために村全体が協力し、外部の業者に頼らない傾向が明らかになった。また、魂の浄化と来世への準備という宗教的意義を重視し、時間的な負担が大きい儀式を受け継いでいることも確認された。本発表では、合同火葬式が村人にとってどのような意味を持ち、いかに継承されているかを報告する。

(参考文献)
鏡味治也 2005 「共同体性の近代―バリ島の火葬儀礼の実施体制の変化から考える」『文化人類学』第 69 巻第 4 号, pp. 540-555

**地元で仕事を創出し家族とともに暮らすための実践知の言語化：ミンダナオ島北部地域の事例**

金井 貴佳子
（慶應義塾大学大学院・博士課程）

フィリピンでは、その 1 割の人々が出稼ぎ労働者として海外へ行く。特に女性が出稼ぎに行くことが多く残された家族は彼らの送金により生活水準は向上する一方、家庭環境が崩壊することも少なくない。本研究の目的は、国内で仕事を創出し、家族とともに暮らしながら生計を立てるための実践知を言語化することである。調査は、ミンダナオ島北部カガヤンデオロ市およびヒンゴオグ市にて、充実感を持って仕事に取り組み生計を立て家族とともに暮らしている方々20 名にインタビューを行った。インタビューで得られたことをもとに、実践の経験則を体系化し言語化する方法であるパターン・ランゲージとしてまとめた。結果、家族以外の人とのサポートシステムも築くこと、今の仕事が天命だと思える出来事を思い出し仕事への意義を見出すこと、不安定な収入の状況でもいくつかの仕事を同時に持つことで安定した収入を得られるようにすることなど 27 の実践知が得られた。

**水に対する考え方：カンボジアのナーガ信仰と日本の蛇信仰**

阿部 一華（宮城県仙台二華高等学校・2 年）

本研究では水に対する考え方について「蛇信仰」に着目し、それらを比較することで明らかにすることを試みた。文献調査により蛇神ナーガの理解を深めるとともに、インド神話や民話、日本の蛇神信仰についても文献調査を行った。また、2024 年 8 月にカンボジアの農村、漁村に住む住民へインタビューした結果、ナーガの知名度は高いものの、信仰をしているのは水上で生活するごく一部の人のみということが分かった。彼らは水竜巻にその姿を見たと話していた。

それに対して日本の蛇信仰は、その姿から生命力を見出して発展した。その先で農耕の神へと転じると豊かさの象徴ともなり、宇賀神、弁財天と習合を重ねた。これらのことから古代日本人は水に対して、子孫繁栄や財力(米)といった命に関わる印象をもち、弁財天が流入してからは、財力（金）や才能といった豊かな印象を持つと考察した。

**アンコールクラウ村でのバイオトイレ運用に向けて**

石沢 瑶其、齋藤 万悠子、
佐藤 理乃、新海 晴菜
（宮城県仙台二華高等学校・2 年）

カンボジアのシェムリアップ州、アンコール遺跡周辺の村では、遺跡保護や住民の経済状況の観点から下水道の整備が難しい。そこで、本研究では下水処理を必要としないバイオトイレを現地家庭に導入することで、屋外で排泄している現状の解決とともに排泄物の堆肥化が可能か検討した。

現地で行われている堆肥作りを参考にし、現地で入手可能な米糠、籾殻をバイオトイレの基本の内容物に設定して日本で実験を行った。なお、実験では人糞の代わりに牧場で採取した馬糞を使い、内容物の発酵過程で出る熱、トイレを模したコンポスト内の状況の観察を実施した。その結果、コンポスト内でのカビの発生、土の栄養状態による温度変化、温度上昇における米糠の有用性を確認した。また、同様の実験を 2024 年 8 月にシェムリアップの農村で行い、日本との比較を行った。今後は、病原性大腸菌の死滅を無毒化の基準とし、コンポスト内の更なる温度上昇の条件について検証していく予定である。

**古代遺跡の修復について：アンコールワット遺跡群の例から**

大河内 すず
（宮城県仙台二華高等学校・2 年）

カンボジア国内には、カンボジア内戦の影響で発見当時から修復されていない遺跡が存在する。カンボジア内戦によって一部破壊されたアンコールワット遺跡群もまた修復の対象となっていたが、他国の協力もあり、状態が大きく改善されつつある。アンコールワット遺跡群の修復を参考に、カンボジア国内の遺跡の保全修復作業を現地の人々が持続的に行うために有効な支援内容を考察した。

文献調査を通して、ポルポト政権による大量虐殺行為や歴史・宗教の否定、内戦の拠点ともなったアンコールワット遺跡群の破壊について知り、保全修復作業における技術移転だけでなく、内戦時代の話題自体をタブーとするカンボジアの歴史教育にも改善の余地があるのではないかと考えた。

参考文献
山田寛，ポルポト革命史～虐殺と破壊の 4 年間，講談社選書メチエ，2004
石澤良昭，アンコール王朝興亡史，NHK ブックス，2021
三浦恵子，アンコール遺産と共に生きる，出版社めこん，2011
古田元夫，東南アジア史 10 講，岩波新書，2021

## 学力向上を目標とした学校生活の充実：カンボジア農村部の高校における調査より

杉江 知大、横内 聡史
（宮城県仙台二華高等学校・2 年）

本発表では、研究対象としているカンボジアのシェムリアップ州にあるバイヨン高校におけるカンボジア全国一斉卒業試験において、数学と英語の成績が全土平均よりも低いことを改善する方法を検討した。先行研究では、中学 1 年生から 3 年生にかけて体力が向上すると主要 5 科目の最低評定値が向上する（苦手科目の学業成績が向上する）ことが示されており、私たちはバイヨン高校において継続的な運動習慣によって苦手科目の成績が向上するという仮説を立てた。2024 年 8 月に実施した現地でのフィールドワークではアンケートと小テストを行い、アンケートによると生徒達はサークル活動に興味があるということが分かった。今後は、2024 年 12 月に実施予定の現地でのフィールドワークで、運動を継続的にしていた生徒としていなかった生徒で苦手科目の成績の向上があったのかを同レベルの小テストを用いて検証したい。

参考文献
Ishihara Toru et al. (2021) “Differential effects of changes in cardiorespiratory fitness on worst- and best- school subjects” *npj Science or Learning,* 6(8)

## バイヨン中高における英語教育と遺跡教育について

石森 雄大、原田 笠華、菊地 さらら
（宮城県仙台二華高等学校・2 年）

2014 年から続けている本校におけるこれまでのシェムリアップ州アンコールクラウ村近隣の現地調査から、カンボジアの農村部に位置するバイヨン中高は英語の成績の水準が低いことが分かっている。本研究では、バイヨン中高の英語のスコアが低い原因について、現地でのアンケート調査、カリキュラムの比較、社会的背景の調査によって考察し、その向上策を検討する。英語の能力が向上すれば、遺跡のガイドなどの比較的高収入な職に就いて生活水準を向上させることができると考えられる。

また、生徒のモチベーション向上を目的とし、日本で行われている遺跡教育（修学旅行）や、カンボジアの学校での校外学習の分析を行い、遺跡のガイド人材を育成するための遺跡教育が、現地の学校で導入可能かどうかについて検討する。

参考文献
古田元夫，東南アジア史 10 講，岩波新書，2021

## カンボジア農村部におけるマイクロファイナンス利用の実態と認識の世代間格差

尾上 大和、横山 智紀、飯田 樂
（宮城県仙台二華高等学校・2 年）

本校が実施しているカンボジア農村部でのインタビューから、カンボジアの一般家庭における普段の支出において、マイクロファイナンスへの返済が大きな負担になっていることが判明した。しかしながら、その利用の理由の多くは生活に欠かせない大きな出費のためである。そこで、本研究では現地においてマイクロファイナンスを利用するメリットとデメリットを明確に提示することで、それを利用するか否かを正しく判断できるようにすることを目的として検証を行った。2024 年 8 月に実施したアンケートでは、小数の計算において年齢が若い人の方が正答率がよいという結果が得られた。これはポルポト政権時代に教育制度が大きな打撃を受け、年齢が若い人ほど近年になって質が向上してきた教育を受けられるようになったのではないかと考えた。大人の世代は金利の高さ（≒デメリット）を数値としては認識できてはいないのではないかと推測した。この仮説を年収と借金額、最終学歴などから検討する。

## バイヨン中学校、高校での成績を生徒の自主的な学習によって改善する方法の探究

蜂谷 芽生、工藤 大知、山路 春
（宮城県仙台二華高等学校・2 年）

カンボジアのシェムリアップ州、アンコールクラウ村にあるバイヨン中高では、教員数が少なく、環境が整わない中での学習が求められている。本研究は、生徒のモチベーションの向上や、予定立てを用いた学習などによって成績を改善することを目指したものである。

先行研究から、数学の成績が比較的良くないこと、算数の計算が不得意な生徒が多くいることがわかっているため、数学の成績を算数の復習によって改善できないかと模索した。このことについて、先行研究や文献調査で現状を調べると共に、現地調査にて予定立てについてのアンケートや算数の小テスト、インタビュー調査を行った。小テストはカンボジアの小 6 の算数の教科書を参考に作成し、計算問題と図形の問題を出題した。その結果、予定立ての有無と成績の相関関係は見られなかった。算数の小テストにおいては、計算のみならず、図形の公式を忘れている生徒が多数いたことが判明した。

参考文献

子どもの自立に影響する要因の学際的研究-「子どもの生活と学びに関する親子調査」を用いて-研究成果報告書(2021), SSJ Data Archive Research Paper Series No.77
赤松大輔，高校生の英語の学習観と学習方略，学業成績との関連，教育心理学研究，2017，65，265-280
佐藤純，学習方略の有効性の認知・コストの認知・好みが学習方略の使用に及ぼす影響，教育心理学研究，1998，46，367-376
伊藤崇達，神藤貴昭，自己効力感，不安，自己調整学習方略，学習の持続性に関する因果モデルの検証，日本教育工学会論文誌，2003，27(4)，377-385
佐藤純，学習方略に関する因果モデルの検討，日本教育工学会論文誌，2024，28，29-32
木村友里愛，カンボジア農村部における学校外教育の現状と生徒の成績の関係性，宮城県仙台二華高等学校 GS 課題研究II，2024 年 3 月
和久田芯杜，バイヨン高校/附属中学校での生徒の数学の成績不良の原因解明，宮城県仙台二華高等学校 GS 課題研究II，2024 年 3 月

## バジョ集落の形成と家族：集落史と系譜の記憶

加藤 久美子（上智大学アジア文化研究所・客員所員）

バジョ／サマは東南アジア島嶼部海域に拡散居住し、主に海に関わる生業を担ってきた海洋民集団である。移動性の高い集団であり、また多くの他集団出身者がバジョ集落に居住していることから、系譜的な繋がりよりも、共通語であるバジョ語での繋がりが集団を定義すると考えられてきた。彼らが居住する沿岸域は経済的政治的空白になり易いことから、ハザマを求める人々の集う空間であったことも先行研究によって指摘されている。しかし一方で、親族関係・系譜という概念は人々の日常、居住空間と密接に結びついている。人々は、移動先の集落で予期せぬ親族と出会い、その系譜の広がりを認識し、集落の形成史では「一番初めに来た家族」を記憶している。集落の形成は、先着した者が親族関係者を周囲に住まわせることから始まることが多い。ここでは、現地調査で得た成果とともに、居住空間の拡張と家族の広がりという視点からバジョ集落の形成を検討してみたい。

## タイの人々とアジア象の関わり：働く動物としての動物福祉

榊 奈都子（桃谷高校・2 年）

仏教には白象は仏陀の生まれ変わりとする故事があり、国民の 9 割以上が仏教徒のタイでは象は尊ばれる特別な動物です。一方で、タイはアジアで唯一、象に野生動物と使役動物という地位を与えています。象はかつて戦場で王を乗せたり、象使いと一緒に山仕事をしたりしました。現在は宗教行事等で活躍しており、動物福祉の向上が求められています。象を働かせずに特別な保護をしたり、象の世話や扱い方について、新たな規制を設けたりすることが計画されています。仕事を引退した象が暮らすエレファント・キャンプや国立公園では、象に負担が少ないエコツーリズムが増えていることが分かりました。飼育されている象は野生に戻っても自活することができませんが、動物園機構はより多くの野生動物を研究し、繁殖させ、自然の生息地に戻すことを目標としています。このようなタイの人々の象に対する意識や、象を保護する取組が進んでいることについて発表します。

### トンレサップ湖西部における水上生活者の実態調査

南 博貴、星 光（成城高等学校）

メコン川やトンレサップ湖など豊富な水系を有するカンボジアでは、これらの水系から獲れた水産資源が貴重な国民の食糧源となっている。しかし、近年では気候変動やメコン川上流のダムが原因となって水位が減少するという問題が顕在化している。本調査では、カンボジアのメコン川やトンレサップ湖を中心とした水上生活者の、経済状況などの生活実態を明らかにするために水上生活者への聞き取り調査を行った。その結果、同じ地域であっても各世帯に船舶の所有数、家財道具の所有状況などの経済格差が確認された。具体的には、手動の舟しか持たない家庭もあれば、モーター付き船を 4 隻所有している世帯もあり、貧富の差が顕著だった。この結果から、水上生活者の間では経済格差が資産や生活手段の違いとして表れていることがわかる。特に、漁船の所有数や設備は収入に直結するため経済格差がますます深刻になっていくと考えられる。

### カンボジアにおける都市周辺と農村部の農民の生活実態

阿部 航太、高村 大幹（成城高等学校）

本稿は、都市部周辺を中心に発達しているインフォーマルセクターであるウェイストピッカーの実態調査をシェムリアップ市郊外で行った。ウェイストピッカーとは有価物を収集して収入を得る職業で、賃金が高く地域にとどまりながら収入を得られることや、参入障壁等が低いことから調査地域では一種の生業として成立していることが分かった。一方、地方の村では主に農業を生活の軸として営んでいる。このことから、ウェイストピッカーと同じく学歴等の参入障壁が低い職業を比較することにより都市近郊の村との共通点や相違点が顕著に現れると考えられた。調査地域であるシソポンは現在も地雷が多く埋まっている地域であるが、JMAS やコマツなど、日本の団体が地雷撤去や農地開発などの農業支援をしており、農業収入は全体的に増加傾向にある。調査では現地の農民や、支援団体へのインタビュー調査を行い、都市部と農村部を比較することで生活の違いを明らかにした。

### インドネシア・東ジャワの村落部における高齢者が紡ぐ人間関係

Bella Rousady（慶應義塾大学大学院・修士課程）

近年、インドネシア政府は高齢者の社会参加を促進し、「高齢者クラブ」など高齢者の組織化の取り組みがなされている。社会参加を通して人間関係を紡ぐ機会やその重要性が高齢者の孤立を前提に指摘されている（伊藤 2019, 安留 2016 など）。一方で、既に密接なつながりを持ち、孤立を背景としない村落部では、人間関係を紡ぐことが異なる意味や重要性を帯びる可能性がある。本研究は、インドネシア・東ジャワの村落部において高齢者が人間関係を紡ぐ多様な側面を理解し、その意味を明らかにすることを目的とする。フィールドワークを通じて、高齢者が紡ぐ『家族』や『家族以外』との関係、『紡ぐことの障壁』の 3 つの側面から検討し、その意味が家族内での役割維持、情緒的安定、そして社会的評価の保持に関わることを示した。一方で、人間関係を紡ぐ過程には義務感や社会的圧力が動機として働いている側面も存在することが明らかになった。

### ミンダナオ・ブハイ村の貧困：長期化する震災避難とバナナプランテーションへの依存

近藤 千咲季（愛知学院大学大学院・博士前期課程）

私は学部生のときに NGO 法人のミンダナオ子ども図書館を訪れ、5 年も震災避難生活している 19 歳の学生に出会った。2023 年 9 月と 2024 年 8 月に再訪し、彼の家族や役所の方に、避難民への対応や村の労働環境などについて取材した。応急避難所にいる人たちは仮設住宅に移ることを今なお待ち続けているが、政府には、土地を買収し仮設住宅を建てる財源が不足しているという。現在の支援は 1 年に 1 家族 5kg の米の支給のみで、被災者に対する政府の支援の拡充が不可欠である。村の人々はほとんど多国籍企業のバナナ農園で働いている。安定的な収入があり極貧に陥らないのは農園のおかげともいえるが、搾取や農薬の健康被害の問

題は見逃せない。一方、村の一部では、ある財団の支援でオーガニックバナナの栽培に取り組んでいる。この発表では、バナナに関わる日本人の課題も指摘しながら、震災避難民および村人が持続可能で自立した生活へと進むための課題と展望について論じる。

### 「ゴミ」から見る海洋観：インドネシア ラエラエ島民の『聖』と『清』

浦野 里彩（慶應義塾大学大学院・修士課程）

本研究の調査地ラエラエ島のある南スラウェシ地方社会では、海は死後の霊魂の赴く先かつ新たに誕生する人間の霊魂の由来として極めて神聖な位置を占めてきた。現代でもその価値観は健在であるにもかかわらず、日常生活において最も頻繁に見られる海との関わりは「ゴミ」を海に捨てることである。さらには海に捨てなければならない「ゴミ」さえ存在する。本研究は、一見すると矛盾に見えるこの現実がいかに共存・成立し得るのかとの背景をもとに、ラエラエ島民の海洋観と「ゴミ」を手がかりとした汚穢観への分析から、『清』との比較を通して『聖』とは何かを明らかにする。現在まで汚穢研究、殊にケガレ論の分野においては、近代的産物たる「ゴミ」を「ケガレ」の内に位置づけ語ることはなかった。しかし、現代に生きるリアリティの中でそれをあえて同じレベルで分析し、『聖』と『清』を対置するとの方法を用いることで「ケガレ」理論の発展を試みる。

### タイのローカル寺院における信仰対象物とアートの交錯

小川 絵美子（東京外国語大学 AA 研・ジュニアフェロー）

近年、タイのローカル寺院における固有の信仰対象物や寺院装飾の神獣像が、SNS やメディアを通じてキャラクター化やネット・ミーム化し、観光や商業の文脈で広がる現象が観察される。宗教的な空間であるだけでなく、地域のコミュニティ、教育、観光等、社会の中で様々な役割を担ってきたタイの寺院は、時に風刺やアート表現の場にもなり、経済活動が行われる場でもある。本研究では、このようなローカル寺院から発信される事物を「アート」のひとつとしてとらえ、事例を通じてタイの宗教的伝統とポップカルチャーの相互作用を考察する。SNS やメディアの分析から見えてきたのは、超俗性を保ちつつもエンターテイメント性や収益性を模索する寺院の様相と、それを取り巻く人々の文化的アイデンティティ再構築の動静である。

### 現代インドネシアにおけるイスラームと音楽の関係性

チェ ジス（大阪大学外国語学部外国語学科インドネシア語専攻・4 年）

イスラーム世界では、一般に歌舞音曲は忌避すべきものとされる。しかし、インドネシアでは人口の 90%近くがムスリムであるにもかかわらず、伝統音楽としても、ポップソングとしても、「イスラーム音楽」活動が活発に行われている。インドネシアでどのようなイスラーム音楽活動が行われているかに関する先行研究はすでに存在するが、その中では、それらの音楽活動とイスラームの音楽禁忌の問題については触れられていない。本研究は、インドネシアにおいて音楽とイスラームの関係性はどのように認識されているかを明らかにすることを目的とする。プサントレンで学ぶイスラーム音楽ソラワットと、近年新しく登場したイスラーム系アイドルやパンクロックの音楽について、演奏者へのインタビュー、聴衆へのアンケート、動画分析を使用し、音楽とイスラームの関係性について調査する。

### 2021 年クーデター以降のミャンマー国民の世論：Facebook を活用した調査から見える市民社会の抵抗

石川 航（立教大学大学院・博士後期課程）

ミャンマーでは長きにわたって言論統制がなされていたため、民政移管後も国民は政治的なテーマについて意見を論じることに慎重であったとされる。2021 年の軍事クーデター以降、国軍による弾圧が原因で、市民が政治的な立場を示すことはさらに難しくなっていった。そこで本調査では、Facebook で回答者を募り、「政治的志向」「生活・国民意識の変化」「国際社会への要求」という 3 分野に大別される 50 の設

問からなるアンケート調査を行うことで、これまで明らかにされにくかった 2021 年クーデター以降のミャンマー国民の世論の傾向を数量的に解明することを試みた。

その結果、ミャンマー市民（3906 名）から回答を得られ、その内の 83.9%がミャンマー国軍による統治を認めない立場であることなどから、多数の国民が民主化の実現を希望していることが分かった。また、78.2%が民主派の武装組織である市民防衛隊(PDF)を支持するなど、抵抗運動への根強い支持が明らかになった。

### 仏領期ベトナム女性誌にみる結婚をめぐる議論の一考察：1930 年創刊『婦女時談』の言説分析を通して

新井 悠子（東京外国語大学大学院・博士後期課程）

本報告は、1930 年にベトナム北部の都市ハノイで創刊された女性誌『婦女時談』の言説分析から、当時の結婚観について検討するものである。これまで仏領期ベトナムの女性を対象とした研究は、主に階級闘争・民族解放運動史に強く影響を受けていたため、これらの運動に直接関わっていない女性誌は、ベトナム国内で正当な評価を受けにくかった。近年ではジェンダー史の視点から、女性誌の分析がなされるようになってきているものの、『婦女時談』に関する研究は十分ではない。

本報告では、①『婦女時談』の社説の数量分析を通じて、同誌がどのようなテーマに重点を置いていたか明らかにする。②同誌が論じた主要テーマの一つである「家族」に焦点を当て、結婚についての議論を分析する。

### ジャカルタの低所得者コミュニティにおける水害レジリエンスと家計貯金

Clément Hennet
（慶應義塾大学経済学部・4 年）

ジャカルタは世界で最も急速に地盤沈下しつつある都市であり、行政による対策は北部に偏るため、南ジャカルタでは住民が独自に対策を講じざるを得ない状況である。

本研究では、南ジャカルタのレンテン・アグン地区で行った被害者やコミュニティ代表者に対する半構造化インタビュー調査に基づき、水害常襲地に住む困窮世帯がリスクと家計貯金にどのように対処しているのかを考察した。また、インタビュー対象者のリスク回避を評価する行動実験も実施し、インドネシア政府の行政データも加味して質的理解を試みた。

これらを通じて以下の点が明らかになった。①住居や支援の格差が拡大し、多くの住民が災害貧困の罠に陥っている②数年ごとに発生する水害の頻度と日雇い労働者の短期的な貯蓄戦略とのあいだに不一致が生じている③実験で観察されたリスク追求行動が水害への備えに対する態度に影響を与え、貧困ライン近くにいる住民のリスクテイキング傾向と一致している。

### The Spectrum of Moral Education: The Case of Indonesia’s Schooling System

Clotilde Pedron, Kei Cho (Keio University)

Countries in the West have thrived for decades in favor of a secular system, clearly delimiting the public and private sphere. However, in recent years, there has been a resurgence of the conversation of what space religion and morality should take up. This begs the question of what moral education truly is. Moral education would thus act as a spectrum, ranging from religious to civic education.

Indonesia is one of the only countries to include both a secular, a civic as well as a religious aspect to their education system through mandatory teachings of both during the entirety of their schooling. Research was conducted on Sekolah Menengah Pertama (SMP) students in Jakarta through semi-structured interviews and surveys in order to obtain a reflection of the sentiment held towards the two obligatory classes. Additionally, a historical analysis of how both religion and the Pancasila was used in the past by political leaders is provided in order to understand Indonesia’s current attitude towards the subject today.

The research highlights the following: (i) SMP students attitudes are stronger towards religion compared to the Pancasila, highlighting differences between individual faith and national identity. (ii) Here, the presence of a religion and a Pancasila class mirroring each other and providing a necessary balance to ensure the cohesion of a multicultural

society.

Keywords: moral education, civic education, religious education

**より緑豊かな未来に向けたジャカルタの廃棄物管理格差の分析と持続可能な教育の先駆的取り組み：レンテンアグンでの調査研究からの考察**

森下 大翔、高木 蓮、
反保 好古、ルイーズ ミュラー
（慶應義塾大学経済学部・3 年）

近年、世界中でプラスチック製品削減とエコフレンドリーな製品の導入が進んでいる。日本のような先進国では、プラスチック廃棄物の排出を減らすためのモデルが示されているが、廃棄物管理が未整備な地域では事情は異なる。インドネシア・南ジャカルタのレンテンアグンは組織的な廃棄物管理の欠如から海洋汚染が発生しており、経済状況や教育水準、生活習慣がエコフレンドリーな対応に悪影響を与えていると考えられる。本研究では、主婦、学生、廃品回収業者の視点から社会的習慣や地域経済の問題を探り、「廃棄物管理問題の主な原因は何か」「教育の変化を踏まえレンテンアグンは今後どうなるか」を考察する。これにより、全国的な廃棄物管理の戦略構築と持続可能な教育の重要性を提唱する。

**日本占領下旧オランダ領東インドで生まれた子どもたち：日本、朝鮮半島、台湾出身の父を持つ子どもたちの父親探しと自己認識の変化**

溝口 聡美（同志社大学大学院・博士課程）

本研究は、日本占領下の旧オランダ領東インド（現在のインドネシア共和国）で、日本、朝鮮半島、台湾出身の日本兵および民間人と「現地女性」との間に生まれた子どもたちのライフストーリーに焦点を当てる。これらの子どもたちは数百人から数千人にのぼるとされ、多くはインドネシア独立後、オランダに渡りインドネシア系オランダ人として育った。壮年期に差しかかった頃に父親のルーツを初めて知り、父親探しを試みる者が多かった。現在も、父親や親族を探し続けている人々がいる。オランダで実施したインタビューを通じて、これらの子どもたちが社会的偏見や「知られざる自らの出自」に直面し、自己認識をどう形成していったのかを明らかにする。特に、「敵の子」としての葛藤や、父親の背景を知ることが彼らの自己理解にどう影響したかに焦点を当て、

主にオーラル・ヒストリーの手法を用い、植民地主義と戦争が「戦争の落とし子」に与えた影響を再考する。

**タイにおける外国籍・無国籍生徒と「進学」：ミャンマーとの国境地域における職業高校を事例に**

舩橋 唯介（東京大学大学院・修士課程）

タイの職業高校における外国籍・無国籍生徒の進学戦略を事例研究として考察することが本発表の目的である。タイでは 2000 年代以降、タイ国籍を所持しない児童生徒による学校教育への進学が可能になっている。国内で高等教育を修了することで、国籍取得の可能性が開かれてくることも指摘されている。従来の研究は普通科やノンフォーマル教育を対象としたものが多く、国籍取得のための進学という現象が職業科でどのように展開されているのかを扱っている研究は少ない。

発表者は 2024 年 8～9 月にかけて、ミャンマーとの国境に位置するターク県メーソート郡の職業高校にて約 3 週間のフィールドワークを実施し、生徒や教職員への聞き取りや授業観察を行った。この調査をもとに、本発表ではまず学校教育への進学がタイ国籍取得と結びついている制度的背景を整理する。次に、外国籍・無国籍生徒による国籍を取得するための戦略としての進学の様相を仮説的に提示する。

**東南アジアにおける小児医療と健康保険制度の現在：インドネシアの歯科衛生環境の実態を通して**

宮浦 智樹（東京農業大学第一高等学校・3 年）

東南アジアでは小児の健康に関して発育阻害が未だに深刻な課題である一方、近年の食生活の多様化に伴い、肥満や糖尿病、腎不全や虫歯といった相反する健康問題が生じている。経済成長の続伸に伴う経済格差の拡大により、医療享受の機会の差も増大している。そこで、東

南アジア各国における保険制度を概観したうえで、小児の健康問題の中でも特に幼少期の発症が将来的な健康に影響する口腔衛生に注目し、経済状況による歯科治療における医療格差の内容を明らかにするため、インドネシアにおいて 2023 年 8 月に予備調査、2024 年 8 月にフィールド調査（西ジャワ、中部ジャワ、バリでの聞き取り調査及び保護者へのアンケート調査）を実施した。その結果、1）農村部と都市部での家庭間経済格差、及び歯科治療が可能な医療機関へのアクセスの差、2）農村部での
医療システムの機能不全、3）都市部での医療提供体制の先進性が認められた。

**1980 年代の東ドイツにおけるベトナム人労働者の受け入れ：グループリーダー（Gruppenleiter）のレトリックを中心に**

村上 遥香（大阪公立大学文学研究科
都市文化研究センター・研究員）

これまで、1980 年代の東ドイツ社会に労働者として投入されたベトナム人労働者は、「権威主義的」制度の下で労働に従事したとされてきた。本研究では、ベトナム人労働者を代表する存在であったグループリーダー（Gruppenleiter）に着目し、従来の評価の再検討を試みる。

従来の研究において、グループリーダーは企業から他の労働者の管理を委任される監視者としての側面が取り上げられてきた。しかし彼らは、労働条件への不満や宿舎の環境改善といった労働者の声を代弁し、企業と交渉するなど、二重の役割を担う存在でもあった。交渉の際には「社会主義兄弟国としての友好関係」といった社会主義イデオロギーを巧みに利用し、労働者の利益を確保した。

東ドイツにおける外国人労働者の受け入れ計画は、国家主導の厳格な政策だけではなく、ベトナム人労働者の主体的な抵抗や交渉といった、より複雑な力関係の中で実行されていたのである。

**ラオスの日常生活における医療とその背景**

山本 育生（九州大学医学部熱帯学研究会）

これは九州大学医学部熱帯医学研究会の活動の報告である。本活動は、医療的に発達段階であるラオスで、人々が日常的にどのような医療を利用しているのか知ることを目的とした。調査はラオフレンズ小児病院の見学、及び訪問看護への同行を通して行った。

ラオフレンズ小児病院はラオス北部のルアンパバーン県にある。同病院は日本の病院に比べ、外に開放的な病院の造りとなっていた。また、ラオスの慣習や地域的に多い病気に対応するべく我々が見たことがない取り組みもされていた。

また、訪問看護から以下のことがわかった。文化的な背景や物理的な距離も影響し、医療の必要性を感じていない家庭もあるようだ。病気の子どもを世話することが多い祖父母に西洋医学の新しい知識を伝える難しさもある。そして、病院内で赤子をあげる・もらうという現状も知った。

以上の内容について、医療を学ぶ学生の目線で気づいた日本との違い、その背景についてまとめた。

**ジャカルタにおけるデジタル決済の普及要因と銀行間競争の影響**

加納 大暉、犬井 彩乃、兒玉 龍樹、
今井 彩歩（慶應義塾大学経済学部・3 年）

本研究は、南ジャカルタ市レンテンアグン地区の AR 通りと H 通りにおける QR コード決済の普及状況を調査し、特に銀行間の競争が普及に与える影響について分析することを目的とする。調査では、現地の商店や消費者にインタビューを行い、QR コード決済の導入状況や使用頻度、導入に際しての障害について聞き取りを実施した。

調査の結果、都心部だけでなく郊外においても若年層向けの店舗では QR コード決済が浸透している一方、郊外では現金が依然として主流であった。さらに、この QR コード決済の普及状態の背景には銀行間の競争がある一方で、競争の激化により銀行ごとに異なる料金体系や決済システム自体の問題が生じ、店舗側に複雑さをもたらしていることも明らかになった。

本研究は、インドネシアにおける QR コード決済の普及促進に向けた政策立案や銀行の競争戦略の見直しに示唆を提供するものである。

**Universal Healthcare as a National Agenda: The**

**Lived Experiences of Lenteng Agung**

尾形 学、鳥海 真、小泉 啓史
（慶應義塾大学経済学部・太田淳研究会）

Since Indonesia introduced their universal healthcare program JKN, abbreviated from Jaminan Kesehatan Nasional, coverage has grown to millions of citizens in the past decade. However, it is understood that the scheme is still in progress. Though the government has emphasized their success with national data, there is a lack of local data collected. This study aims to examine local satisfaction and availability of healthcare through fieldwork conducted in Lenteng Agung, South Jakarta. Findings indicate that primary care is satisfactory. But the study also found that challenges remain in secondary care facilities where poorer patients face discrimination and coverage gaps. This research emphasizes the necessity for targeted policies by the government, suggesting that the government ought to focus not only on the spread of membership, but also the quality of healthcare and the lack of coverage in regions outside of the capital. By improving the JKN in these ways, Indonesia will progress towards a healthcare system that could become a model for Asia, or even the world.

## 短報

### 「無形文化遺産保護研究の新領域」に関する国際会議に参加して：デジタル技術、SDGs、緊急時

岡部 政美（大阪公立大学）

国際会議「New Frontiers of Research for Safeguarding Intangible Cultural Heritage（無形文化遺産保護研究の新領域）」を、IRCI（国立文化財機構アジア太平洋無形文化遺産研究センター）が 2025 年 2 月 13 日（木）から 15 日（土）に国立民族学博物館で主催した。会議では 3 つの基調講演と、以下のセッション・テーマで 17 本、若手研究者の特別セッションで 7 本の発表が組まれた。3 人の基調講演者、5 人のモデレーター、発表者らは世界の無形文化遺産（以後 ICH、Intangible Cultural Heritage）研究を最前線でリードする研究者らで、ユネスコ職員の参加もあり、会議のタイトル通り、新領域の ICH 研究の課題を話し合うフレッシュな会議となった。

セッション 1：無形文化遺産の継承と教授法
セッション 2：コミュニティのエンパワーメントと包摂性
セッション 3：移住と難民化
セッション 4：無形文化遺産と持続可能な開発目標への法的枠組み
セッション 5：無形文化遺産とニューテクノロジー

本稿では本会議の発表のうち筆者が高い関心を持った 1）デジタル技術、2）SDGs、3）緊急時と文化遺産保護の最新状況について記す。

まずデジタル技術に関しては、その急速な普及が ICH 実践者の文化権を保護し、ICH の伝承・発展を強力に促進し始めている状況が注目された。モナリザ・マハルジャン氏（ハイデルベルク大学）によれば存続の危機にあったネパール・バサ語（通称ネワール語）は、コロナ禍の頃に Google 翻訳に追加されたことで、世界中からアクセス可能となり、さらに義務教育の段階の学校でも教えられたことで話者の意識が大きく変化した。その結果、かつてネパール・バサ語の使用は「恥ずかしい」ものだったが、若い世代も積極的に使いはじめ、話者のアイデンティティ育成に貢献している。

ティモシー・コン氏（ニュージーランド国立図書館）は植民地時代に持ち去られ、そのまま遠く離れた機関で保存されている太平洋地域の文化遺産を、ひとつのデジタル・ミュージアムで閲覧可能としたことで、太平洋の人々も容易に自分たちの文化遺産にアクセスできるようになったことを報告した。以前は自分たちの文化（モノ）が遠く異国の機関で保存されていることすら知らなかった人も多かったが、ほんの数年でデジタル・ミュージアムは太平洋諸島の先住民の権利と誇りの強化を促すものとして機能を始めた。

今や Google 翻訳、デジタル・ミュージアムといった最先端のデジタル技術は、長い年月、伝承されてきた伝統的な祭りや民族舞踊などの ICH と同様に、ICH コミュニティの文化権やアイデンティティに大きく影響している。デジタル技術は ICH 分野に、さらに思いもよらない方法で貢献し、文化遺産保護に新しい手法を提供すだろうと感じた。

次に SDG s に関して、これまで ICH は目標４「質の高い教育」で触れられることが多かったが、本会議で経済（目標８）、資源管理（目標 12）からの言及、およびこれらの分野への ICH 実践者自らの積極的関与の重要性が指摘されたことは新鮮だった。ベネデッタ・ウベルタッジ氏（ミラノ・ビコッカ大学）は知的財産権を定めた制度、例えば認証マーク（certification marks）、地理的表示（geographical indications）の使用が、ICH 実践者を文化の盗用などから保護し、適切に彼らの利益を得ることにつながること、さらにデジタル・ストーリー・テリングと SNS を活用したマーケティング戦略が、ICH の持続性を高めると報告した。

ルーカス・リクシンスキー氏（ニューサウスウェールズ大学）は深海底での鉱物採掘が、コミュニティの文化や世界観を破壊する可能性が認識されていないことに警鐘を鳴らした。陸の資源掘削は目につきやすいし、各地で続く紛争の要因の多くには鉱物資源の採取権が関わっているため、問題を認識しやすい。しかし海の掘削は見えないうえに国境がない。無形文化遺産保護条約ではコミュニティの存在が絶対とされる。これはつまり ICH 保護は地理的範囲を限定しないことを意味するが、これまで深海鉱物採掘から ICH を保護する視点は、見えにくい空間での事象であるがゆえに盲点だったといえる。

いずれの事例も視認しにくい空間に関わる事例であり、ICH 実践者が ICH の伝承・流通空間に、主体的に目を向けて管理し、必要な場合

には文化権を主張することにより、ICH の持続可能性を保つ必要がある。

次に緊急時に移る。ユネスコは「緊急時」を紛争と自然災害とし、中期計画（2008-2013）の中心課題として据えていた。しかしディオゴ・マチャード氏（ニューサウスウェールズ大学）は、有形文化遺産は武力紛争の際の文化財の保護を定めた「ハーグ条約」（1954 年）で保護されてきたのに対し、無形文化遺産の保護を定める国際法はなく、有形文化に対して無形文化の保護のための法整備や評価システムが遅れていると指摘した。

自然災害についても同様でありアブナー・オマギン・ラワンゲン氏（ベンゲット州政府、フィリピン）は、国連中心で定めた災害後のニーズ評価指標 PDNA（Post-Disaster Needs Assessment）は物理的損害を図るが、ICH に対しては十分な考慮が見られないことを指摘した。氏は実際にフィリピンでも自然災害評価は物理的損害が中心であり、そこに ICH は含まれていないこと、その要因として、そもそも ICH リストが作成されていないため評価が困難なことをあげた。しかし長老へのインタビューから、これまで ICH は災害対応やレジリエンスに有効に働いてきたという。

近年関心が高まり続けている気候変動を含め、自然事象は紛争や開発とかかわりが深い。また ICH が自然災害から身を守る知恵として伝わってきた事例は東日本大震災、インド洋大津波時（2004）スマトラ島沖の島でも報告されている通りである。ICH 保護は緊急時の人命保護、世界平和といった大局的観点からも、国際法、保護制度の整備が必要だと感じた。

以上のように本会議では、ICH が世界的な新領域の課題とも複雑に絡み合っている状況を強く認識できた。基調講演でユネスコ事務局の大日向氏が述べたように、無形文化遺産保護条約では研究活動に、ICH リストの作成と同様の重点を置いている（13 条 c および第 14 条 a）。わたしたち研究者の役割は、これまで ICH と少し距離があるように思われていた領域、とくに新技術の登場による雑多な状況、気候変動とそれを引き起こしている開発や紛争に関する整理と研究を急ぐことにあるだろう。

## 国際研究集会「砂糖、ワイン、ジャウィ文書：17〜19 世紀、文化的風景の変容」

久礼 克季（川村学園女子大学・非常勤講師）

本研究集会は、東京大学史料編纂所共同利用共同研究拠点特定共同研究海外史料領域「本所所蔵在外日本関係史料の多角的利用のための翻訳研究」（モンスーン・プロジェクト II）を主催〔東京大学史料編纂所 JSPS 科研費 20H05827 B01 班「イスラーム共同体の理念と国家体系」JSPS 科研費 21H04355 共催、東京大学エグゼクティブ・マネジメント・プログラム協力〕として、2024 年 11 月 9 日東京大学にて行われた。二部構成で行われた本会は、砂糖とワインといった生活文化、外交史料としてのジャウィ文書を取り上げ、17〜19 世紀インド洋ならびにシナ海を取り上げヨーロッパ人と現地人による様々な形での交流の諸相を明らかにすることを試みたものである。

「砂糖」を取り上げた第一部では、大東敬典（東京大学史料編纂所）による Norifumi Daito. (2024) Sugar and the Indian Ocean World: Trade and Consumption in the Eighteenth-Century Persian Gulf. Bloomsbury Academic の書評会が行われた。同書は、ペルシャ湾におけるオランダ東インド会社の砂糖貿易から、18 世紀インド洋世界の社会・経済の変化について論じたものである。ここでは、当該書に関し、大東による内容紹介、それに対する安平弦司（京都大学）〔オランダ宗教社会史〕、松井洋子（東京大学名誉教授）〔日蘭関係史〕、近藤信彰（東京外国語大学）〔イラン・ペルシャ史〕からのコメントがあり、異文化間交易における信用の役割、砂糖消費・流通・生産から見た日本との共通点・相違点、ペルシャ語史料に見られる砂糖に関する記述などについて議論がなされた。

「ワインとジャウィ文書」を扱った第二部では、二つの報告が行われた。一つ目は、Ariel Lopez（フィリピン大学ディリマン校）による “Malay Diplomatic Correspondences at the National Archives of the Philippines, c. 1750-1900: Connections and Comparisons”である。この報告は、スペイン統治時代におけるマニラ政庁と東南アジア諸地域の支配者たちとの間で行われた外交を取り上げ、フィリピン・マニラ国立文書館所蔵のジャウィ文書を利用して分析を行ったもので、両者が締結した条約の翻訳に関する問題、翻訳の担い手などが明らかにされた。本報告に対して、川口洋史（愛知大学）により、

18～19 世紀シャムにおけるタイ語、中国語、オランダ語の各外交文書についての紹介を中心とするコメントがなされた。

二つ目は、Peter Good（グリニッジ大学）による“Persianate Luxury: The Tangible and Intangible Legacy of the Indian Ocean Wine Trade”であり、17～18 世紀におけるペルシャ・ワインの生産・消費、ヨーロッパ人をはじめとした商人によるインド洋各地への輸出について包括的に展望したもので、現存するペルシャ・ワイン容器の画像を多数提示して、ペルシャ・ワインが創り出した豊かな物質文化を視覚的に伝えた。この報告に対しては、野澤丈二（早稲田大学）が、大西洋からシナ海で展開されたオランダ東インド会社のワイン貿易およびその植民地における消費等の紹介を中心とするコメントを行った。

各報告を受けて最後に行われた総合討論では、各参加者からの質問をきっかけに、非常に活発な議論が行われた。

広域かつ広範囲にわたる話題を取り上げたこの研究集会は、本短報の筆者にとって、非常に多くのものを得られた会であった。17 世紀インド洋における砂糖貿易を扱った第一部の大東報告は、同時代のジャワ島における砂糖生産と周辺地域・海域での砂糖貿易を扱う研究を行う筆者にとって大いに刺激となるものであり、第二部後半のワイン貿易がそれに付随する物品の生産・貿易も誘発することを示した Good 報告も大変興味深いものであった。

上記に加えて筆者は、特に第二部前半の Lopez 報告について強く関心を引かれた。フィリピン・マニラ国立文書館にジャウィ文書が多数所蔵されている点。当該の各ジャウィ文書によって、スペインのマニラ政庁と対立したスールー王国が、マギンダナオ王国をはじめとするミンダナオ島の各王国やボルネオ島、ジョホール〔ジョホール・リアウ〕王国と密接な関係を構築していたことが示されている点。これらはスールーをはじめとする各王国の動きやそれに対するスペインの対応に関して更に詳細に描き出すことができる可能性が極めて高いといえる。

また、当該の文書自体についても、Lopez や川口が提示した翻訳者や仲介者がどう介在したのかという問題、スペインをはじめとするヨーロッパ言語による記述とジャウィによる記述の違いに関する問題は、今後明らかにされる必要がある。さらに各ジャウィ文書については、その筆記に関する紙やペン、インクなどの筆記具がどこで生産されたものが使われ、現地の各王権はどのようにそれらを入手したのかといったことも検討すべきこととなろう。

これらを考慮すると、フィリピン・マニラ国立文書館所蔵のジャウィ文書は、研究において今後非常に大きな可能性を秘めた史料であり、これを紹介した Lopez 報告の意義は非常に大きいと言える。

同報告をはじめ、各研究の更なる進展を期待したい。

## 日本町のあったディラオとカンデラリアの聖母

澤村　るり子
（早稲田大学文学学術院・次席研究員）

私は 2025 年 2 月に、渡邉顕彦氏が率いる「国際都市マニラと日本—近世から現代まで—」（大妻女子大学人間生活文化研究所研究助成（K2417））の一環としての、フィリピンのマニラにおける現地調査に同行した。その中で、近世のマニラに存在した日本人の町があった場所も訪問した。岩生成一の『南洋日本町の研究』などの研究により、日本町はマニラ市（イントラムロスと呼ばれている城壁で囲まれたスペイン式の都市）に隣接するディラオという町にあったことが明らかとなっている。

近世当時、ディラオの町ではフランシスコ会が宣教を担当していた。ディラオのフランシスコ会の教会と修道院は、大西洋のカナリア諸島に起源をもつ「カンデラリアの聖母」という名称で、この聖母を守護としていた。片手にろうそくを持ち、片手に幼子イエスを抱いた姿の聖母である。このカンデラリアは、16 世紀から 17 世紀初頭のマニラで行政官を務めたアントニオ・デ・モルガの記録にも表れるほか、私の研究の中でもしばしば言及して来た。

しかし、このディラオとその教会は 18 世紀に移転することとなった。しばしば、移転先の現在のディラオ教会のある、パコと呼ばれている地にかつて日本町があったという誤った説明がされることがある。しかし、実際にはそこではなく、マニラ市の城壁のすぐ隣に日本町はあったのである。私たちは実際に日本町があったと考えられる場所を訪問し、日本町と向かい合っていたと考えられる、ディラオの名前の付いたマニラ市の城塞にも立ち寄った。しかし、マニラ市からやや離れた場所にある移転先の

現在のディラオ教会も、念のため訪問してみることとした。

ディラオ教会への道すがら、18 世紀にディラオが移転したにも関わらず、上記のような誤った説明がされることが多いことを、私は同行者たちに説明した。しかも、移転の際には守護聖人も変わってしまい、現在ではカンデラリアの聖母ではなく、聖フェルナンドがディラオ教会の守護聖人となっているとも説明した。場所もかつての日本町の位置ではなく、しかも守護聖人も変わってしまったのでは、教会に残っているのはディラオという名前だけなのではないか。そう思いながら私たちはディラオ教会に到着した。

現在のディラオ教会は、学校や保健所を併設した地域密着の教会で、訪問時はちょうど子供たちのお迎えの時間と被ってしまい、保護者の車で駐車場がごった返していたので、私たちの乗ったタクシーは駐車するのが非常に困難だった。しかし、タクシーの運転手の運転技術のおかげでなんとか駐車し、私たちは教会の中に入った。

教会に入ると、高山右近と思しき小さな像の他はめぼしいものは見つからないかと思われた。しかし、私はある立て看板を見て驚愕した。なんと、この教会に「カンデラリアの聖母」がいるというのである！　私は同行者に「カンデラリアの聖母がまだいるみたいです！」と、教会の中にも関わらず、興奮しながら呼びかけた。私たちはすぐさま、カンデラリアの聖母像がいる主祭壇の隣の祭壇に向かった。果たして、そこには立派にカンデラリアの聖母像がまつられていた。史料や歴史書の中にしかもう存在しないと思っていた「ディラオのカンデラリアの聖母」が目の前に現れたことに私は感激し、同時にフィリピンの歴史の奥深さを思い知った。

教会の外にはカンデラリアの聖母のための特別の屋外祭壇があり、隣の売店でろうそくを買ってお供えができるようになっていた。私も一つお供えした。売店ではディラオのカンデラリアの聖母についての冊子も売っていた。それによると、18 世紀のディラオ移転の際に聖フェルナンドに守護聖人が変わっても、第二の守護聖人としてカンデラリアの聖母への崇拝が続いたのだという。

なお、日本町がディラオにあったことは確実だが、ディラオが日本人の町であったとは言いきれない。清水有子氏が論文（「フィリピン（ルソン）の日本人居住地と日本町」『環日本海研究年報』第 24 巻、2019 年）にて、1630 年にマニラに来航した日本人が著した史料『呂宋覚書』の記述をもとに指摘したように、ディラオには日本人と現地人が混住していた。また、ディラオの中に日本人専用の町や教会が現地人のものとは別に設けられたこともあった。今もカンデラリアの聖母を大切にしているディラオの人々のことを考えると、ディラオのことを研究する際には、日本人だけでなく現地人も重要な存在だろう。

## 地区活動報告

各地区例会は、対面のみ、またはハイフレックス形式で開催した。2024 年 10 月～2025 年 3 月の活動状況は以下の通りである。

**中国四国地区例会**
2024 年 10 月 12 日（土）
会場：広島大学東千田キャンパス未来創生センター3F M304
「清潔と緑」の都市政治：フィリピン・パシック川の都市間卦用統治性に着目して
……藤原 尚樹（広島大学大学院・特別研究員 PD）
コメント：太田 和宏（神戸大学）
監視カメラに見るジャカルタにおける監視の複合性
…… 久納 源太（京都大学東南アジア地域研究研究所・機関研究員）
コメント：吉田 航太（静岡県立大学）

**東南アジア学会オンライン例会**
2024 年 11 月 16 日（土）
18 世紀チェントゥンの近世化
……澤邉 日奈太（名古屋大学大学院・博士前期課程修了）
コメント：飯島 明子（東洋文庫）

**関西地区例会**
2024 年 11 月 16 日（土）
会場：京都大学吉田本部キャンパス 総合研究 2 号館 4 階 第 1 講義室（AA401）+Zoom（ハイブリッド）
宋代の朝貢における中部ベトナムの政治的ハブ機能
……遠藤 総史（中央研究院歴史語言研究所・博士後研究學者）
コメント：向 正樹（同志社大学）
フィリピンのブラック・ナザレーン信仰における宗教コミュニティーHijos の信仰実践：教会と信徒の枠を超えた信仰運営の日常
……松崎 准（大阪大学・博士前期課程）
コメント：片岡 樹（京都大学）

**中部地区例会（第 266 回）**
2024 年 12 月 6 日（金）
会場：愛知県立大学サテライトキャンパス +Zoom（ハイブリッド）
プラボウォ政権をどう見るか：ジョコウィ政権からの継承と刷新
……松井 和久（元 JETRO アジア経済研究所主任研究員）
コメント：小座野 八光（愛知県立大学）

**東南アジア学会修論・博論発表会（オンライン開催）**
2025 年 3 月 19 日（水）
【午前の部】
Meeting 1
近世ベトナム家譜研究（博論）
…… 趙 浩衍（大阪大学）
フィリピン・ダバオ残留日系二世と戦後日本：慰霊・援助・帰還の日比関係史（修論）
…… 劔持 彩人（東京大学）
冷戦変容期東南アジアにおける国際関係と日本の経済外交　1964-1977（博論）
…… 范 艶芬（京都大学）
中国とカンボジアの政治的相互信頼構築におけるレッド・クイーン効果（修論構想）
……LIM SOKHEANG（リン ソクヒェン）（北京大学大学院国際関係学院）
Meeting 2
“Isn’t Thailand the Easiest Place to Live for Japanese?”: Unpacking Social Imaginaries, Privilege, and the Good Life in Japanese Lifestyle Migration（博論）
……Wajjwalku Pornphan（Hiroshima University）
Gaming Culture in the Periphery: Exploring Indonesian Players' Gaming Practices with Virtual Entities（博論）
…… Raden Yusuf Kurniawan（Hiroshima University）
神聖な海にゴミを捨てるということ：ラエラエ島民の「海」（修論）
…… 浦野 里彩（慶應義塾大学）
マレーシア・サバ州のカトリック教会におけるカダザンドゥスン語の役割：マレー語主流化の中の民族語としての定着（修論）
…… 李 光平（上智大学）
【午後の部】
Meeting 3
Ethnographic Study of the (Im)mobilities of Filipino Technical Interns and Specified Skilled Workers in Japan during the COVID-19 Pandemic（博論）
…… Romeo J. Toring Jr.（Hiroshima University）
フィリピンにおける広東系住民は「他者」とどう向き合ってきたか？：バギオ市とダバオ市の事例を中心に（博論）
…… 敖 夢玲（大阪大学）

現代マレーシアにおけるコピティアムのチェーン店と民族関係の変遷（修論構想）
…… 李 東曦（上智大学）

Meeting 4
渡り鳥利用文化に関する生態人類学的研究：ラオス北部におけるツバメ猟の事例（修論）
……佐々木 恩愛（京都大学）
インドネシア・中央カリマンタン州泥炭地域における土地利用分布の地域的要因：民族と人口動態の視点から（修論）
…… 岩田 薫（京都大学）
インドネシア・リアウ州北部沿岸地域における陸化干潟形成による生業への影響（修論）
……吉位 優作（京都大学）


風響社

ジャワ王宮舞踊　無形文化遺産の伝承
岡部政美著　古文書の渉猟と踊り手たちの語りで詳細に解明。　四四〇〇円

記憶と歴史の人類学　東南アジア・オセアニア島嶼部における戦争・移住・他者接触の経験
風間計博・丹羽典生編　史実と虚偽のあわいに立つ経験を探る。三九六〇円

冷戦アジアと華僑華人
陳來幸編　聞き取りと史料を掘り起こし、人々の「根」を探る。　四四〇〇円

日本軍政下ジャワの華僑社会　『共栄報』にみる統制と動員
津田浩司著　華僑社会の実像を再構築。歴史の空白を埋める。　六六〇〇円

西川寛生「戦時期ベトナム日記」
武内房司・宮沢千尋編　日本の敗戦とベトナム民主共和国独立。　六六〇〇円

移民社会のナショナリズム　シンガポール近代華人社会史研究
持田洋平著　「華人」という自意識の誕生した瞬間を克明に追う。三五二〇円

バングラデシュ農村を生きる　女性・NGO・グローバルヘルス
松岡悦子編　平均余命や新生児死亡率が近隣諸国を凌駕する国。三三〇〇円

フィリピン女性たちの流産と中絶
久保裕子著　中絶が違法とされる国の困難な選択。複雑な事情。　六六〇円

ジープニーに描かれる生　フィリピン社会にみる個とつながりの力
西尾善太著　庶民の足、その歴史を繙きオーナー達の夢をたどる。七七〇円

薬草とともに生きる　インドネシアのジャムウ行商婦人と顧客
杉野好美著　庶民に根強い人気の伝統的薬草飲料。秘密を紐解く。　九九〇円

東南アジア上座部仏教への招待
和田理寛ほか編　人々の信仰と実践、その社会。待望の入門書。一九八〇円

114-0014 東京都北区田端 4-14-9
http://www.fukyo.co.jp（価格税込）
＊学会特価販売、QR コードからも。
出版のご相談、随時受け付け中です。

## 会員情報

（2024 年 11 月 7 日～2025 年 5 月 22 日）

1. 電子メール、2. 自宅連絡先、3. 所属先（連絡先）、4. 専攻分野（研究課題）

## 事務局より

1. 学会誌『東南アジア――歴史と文化』の電子アーカイブ化について

1 号から 51 号までの学会誌について、下記 URL にて電子アーカイブが公開されておりますので、よろしくご利用下さい。

https://www.jstage.jst.go.jp/browse/sea/-char/ja/

2. 会員情報の変更届について

転居や就職などで会員情報の登録内容に変更がある場合や退会する場合には、すみやかに以下の要領で変更手続きをとってください。

（1）変更届けの提出

学会ウェブサイトを利用する場合、学会ウェブサイトの「会員登録の変更・退会届」のページで変更のある項目を入力して送信してください。電子メールを通じた届けでもかまいません。

Faxや郵便を利用する場合、次ページの「変更・退会届」をコピーして該当事項を記入し、東南アジア学会会員管理係に送付してください。

（2）会員メーリングリストの登録アドレス変更

メールアドレスを変更した場合、上記の変更届と別に会員メーリングリスト（SEAML）に登録したメールアドレスの変更を行う必要があります。学会ウェブサイトの「東南アジア学会メーリングリストSEAML案内」の「登録変更ページ」で旧アドレスを解除した後、新アドレスの登録を行ってください。

＊退会する場合にはメーリングリストの解除も忘れずにお願いします。

3. 学会からの連絡を郵便で受け取りたい場合

本学会からの連絡は基本的にすべて会員メーリングリスト（SEAML）を通じて行っています。郵送による連絡を希望する会員は、「郵送希望書」の提出と、会費と別に郵送手数料（年間2000円）が必要となります。

退会以外の理由でSEAMLから登録アドレスを解除する場合、「郵送希望書」を提出していただかないと学会からのお知らせが届かなくなりますのでご注意ください。郵送を希望する場合は、次ページの「郵送希望書」に必要事項を記入し、東南アジア学会会員管理係に送付してください。同じ内容が記載されていれば電子メールによる連絡も受け付けます。

＊なお、郵送手数料は当該年度の会費とまとめてお支払いくださるようお願いします。

4. 入会手続きについて

本学会への入会には本学会の正会員1名の推薦が必要です。入会を希望する方は、学会ウェブサイトから入会申込書を入手して必要事項を記入し、推薦者の署名を受けた上で、東南アジア学会会員管理係に送付してください。

5. 学会ウェブサイトについて

本学会の諸規程、研究大会案内、地区例会案内などについては学会ウェブサイトをご覧ください。なお、2018年5月より学会ウェブサイトは刷新されました。

6. 研究大会の報告者募集について

詳細は6月にお送りする研究大会予報をご覧ください。

7. 旅費の補助について

研究大会で研究報告を行う若手会員の旅費の一部を補助します。該当者は研究大会での報告が決まったら大会理事にお問い合わせください。

8. 会誌への投稿について

会誌『東南アジア――歴史と文化』への投稿を希望する方は、学会ウェブサイトにある投稿に関する諸規程をご覧ください。

9. 会費について

年会費は、一般会員8000円、学生会員5000円です。振込先は以下の通りです。

郵便振替口座　00110-4-20761　東南アジア学会

なお、郵便局以外の金融機関からの振込みの場合は、以下の口座宛にご送金ください。

口座名　「東南アジア学会（トウナンアジアガッカイ）」
店名　「〇一九（ゼロイチキュウ）」
店番　「019」
口座種別　「当座」
口座番号　「0020761」

東南アジア学会事務局
〒606-8501　京都府京都市左京区吉田本町
京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科4階AA416　山口元樹研究室
Email　jsseas@ml.rikkyo.ac.jp
URL　https://www.jsseas.org/

会員情報係
（株）京都通信社
〒604-0022　京都市中京区室町通御池上ル御池之町 309 番地
TEL　075-211-2340
FAX　075-231-3561
Email　jsseas-db@ml.rikkyo.ac.jp

この用紙に必要事項を記入のうえ、会員管理係に FAX または郵送でお送りください。
（学会ウェブサイトからの変更・退会届提出も可能です）
会員情報係：（株）京都通信社　〒604-0022　京都市中京区室町通御池上ル御池之町 309 番地
Tel: 075-211-2340　Fax: 075-231-3561　E-mail: jsseas-db@ml.rikkyo.ac.jp

## 住所等の変更・退会届

名前：

**□下記の通り会員登録を変更します**

現住所：

所属：

職名：

所属先住所：

メールアドレス：

専攻：

研究課題（追加の場合もすべて列挙してください。但し 3 つまで）：

その他の変更：

**□退会届**

年　　月　　日をもって東南アジア学会を退会します。

署名：

＊会費滞納者の退会は認められませんので、ご注意ください

## 郵送希望書

学会からの連絡は郵送にて下記の住所に送ってください。
＊どちらかにチェックを入れてください。
□**一般会員**（会費+郵送手数料＝10000 円）
□**学生会員**（会費＋郵送手数料＝7000 円）
名前：

あて先：

創業 57 年　世界の書籍・雑誌をお取り寄せ

# 株式会社　穂高書店

東南アジア各国から書籍、新聞・雑誌（オンラインを含む）の輸入業務をおこなっています。

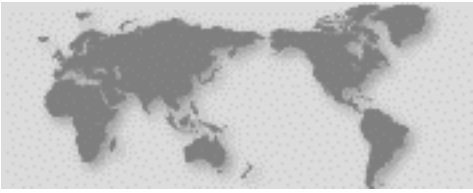

- インドネシア　出版物 NEW
- マレーシア　学術書 NEW
- フィリピン　法律書等
- タイ　出版物
- ベトナム　日本関連書、年鑑等
- ミャンマー　一般書
- その他、カンボジア、ラオス、シンガポールとも直接取引がございます。

1 冊の本の入手調査から
コレクションの収集まで
お気軽にご相談下さい。
公費ご注文も承ります。

皆様のお問い合わせ、ご注文をお待ちしています。

HOTAKA BOOK CO.,LTD.
株式会社 穂高書店

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 1-15
電話(03)3233-0331 FAX(03)3233-0332
E-mail: info@hotakabooks.com
https://www.hotakabooks.com

東南アジア学会会報　第 122 号
2025 年 6 月発行

発　行　東南アジア学会事務局（会長　小林 知）
編　集　東南アジア学会事務局（総務　山口 元樹）
所在地　〒606-8501　京都府京都市左京区吉田本町
京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科 4 階 AA416
山口元樹研究室
Email　jsseas@ml.rikkyo.ac.jp
URL　https://www.jsseas.org/
郵便振替　00110-4-20761 東南アジア学会